

(報告第11号関係 その他の事務事業調整について(BCランク)) 別紙

(1)企画部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
011101	総合計画策定・進捗管理事業	C	合併後の市の総合計画(小田原市を基本とする)については、策定される新市計画と両輪で推進する。実施計画については、事務調整を踏まえ両市間で調整を行い平成31年度に策定作業を行う。新たな総合計画の策定の時期については、両市の現計画期間(小田原市:~34年度、南足柄市:~35年度)や首長の意向を踏まえ調整する。	編入合併を想定し、小田原市の総合計画を基本に考える。実施計画については、合併後の市の行政運営の道筋をつけるため、平成32年度以降の複数年の事業展開フレームを整理する必要があり、両市の事務調整を踏まえて策定する。			
011104	地方創生関連事業	C	総合戦略は計画期間が平成31年度までであり、合併時(平成32年度)には計画期間が終了している。平成32年度には戦略の評価が業務として想定されており、基本的には、両市の戦略毎に最終の評価を行う。最終評価の時期が合併の時期より後になる場合は、評価方法を再検討する。	各自自治体が策定した総合戦略計画期間後(平成32~)の地方創生関連事業の展開について、国が示していないため。			
011106	移住・定住促進事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ。ただし、平成31年度の両市の事業展開を踏まえて再調整を行う。	現時点では、両市ともに定型的な事務となっている。			
011107	片浦地域活性化検討事業	C	旧片浦中学校の利活用検討については、平成29年度(遅くとも30年度)には終了するため、当該事業は合併前に廃止となる。普通財産化した当該施設の管理所管は現時点で未定だが、合併後の市にその業務を引き継ぐ。	片浦地域の活性化を推進する「未病を治す体験充実協議会」は、平成28年度で事業終了。旧片浦中の活用については、平成29年度に民間公募を実施し、平成30年度から施設の利活用を予定しているため。			
011109	北足柄地域の活性化に関すること	C	北足柄中学校跡地を活用した北足柄地域の活性化については合併後の市に引き継ぐ。	北足柄中学校跡地を活用した北足柄地域の活性化は合併後の市にとっても重要な懸案事項なので南足柄市の活用実績も参考に合併後の市に引き継いで改めて検討していく。			
011110	南足柄みらい創りプロジェクト事務	C	名称を変更して合併後も継続して、新市域の活性化を目的とした組織として活動を行う。	新市域の活性化を図る組織が必要がある。名称を変更するとともに、新たに活性化検討地域の検討が必要になる。			
011111	政策課題検討事業	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており(南足柄市は未実施)、合併後の市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っているため、複数の方針案は不要。			
011113	県西地域活性化プロジェクト関連事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011116	小田原まちづくり学校事業	C	まちづくり学校事業は、平成29年度に終了予定のため、当該事業は合併前に廃止となる。	まちづくり学校事業については、平成29年度から動き出す仮称・おだわら藩校事業(生涯学習課)に統合予定のため。			
011117	施政方針作成事務	C	施政方針による事業の進捗管理は、事務事業評価との重複業務になるため、小田原市の方法で事務を引き継ぐ。	南足柄市は、施政方針記載事項の進捗管理を行い議会に報告しているが、小田原市では、計画と評価を連動させた事務事業評価により進捗管理及び業務改善を行い、その調書については議会にも報告している。			
011118	新年のあいさつ作成事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011119	庁議運営事務	C	庁議の運営は、小田原市の方法を適用する。ただし、政策会議の構成員及び幹部職員の情報共有の場(小田原市の幹部会議、南足柄市の行政連絡会が該当)のあり方については、合併後の市政運営を円滑に行う観点から検討を行う。	両市ともに機関決定の場となる政策会議と幹部職員の情報共有の場の2層の庁議を運営しており、会議体の構成は同様であるが、合併後の市の組織や役職等を踏まえて検討する必要があるため。			
011120	首長懇談会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011121	国県対応事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			

011123	東電賠償請求・避難者支援等に関する事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011125	全国施行時特例市市長会事業	C	全国施行時特例市市長会に引き続き加盟する。	地方分権を一層推進や中核市への移行を円滑に行うことを目指す同規模の自治体との情報交換は有益であるため、合併後も引き続き当該団体に加盟する。			
011126	地方分権・権限移譲事業	C	地方分権・権限移譲に係る案件抽出は、庁内照会等により実施する。	合併により組織の規模が大きくなり、各所属が専門化することから、案件抽出等は庁内照会等により対応する。			
011128	県西部広域行政協議会運営事業	C	現状どおり協議会に参画する。	県西地域における広域連携の推進のため、合併後も協議会に参画する。			
011129	富士箱根伊豆交流圏(S.K.Y.広域圏)推進事業	C	引き続き加盟する。	県境を越えた富士箱根伊豆の圏域市町村間の連携事業を継続する。			
011130	足柄上地区広域行政協議会に関する事	C	新市として今後の本協議会のあり方について5町と調整していく。	足柄上郡との連携に特化するのではなく、圏域のバランス、さらに新市としての一体性を確保を優先する必要もあることから、新市として5町と本協議会のあり方について調整していく。			
011131	小田原市と二宮町の広域連携事務	C	首長間の意見交換を継続する。	隣接する二宮町との交流事業を継続する。			
011132	国県要望事業	C	庁内照会により提出された要望案件については、市長会の方針(共通性、重要性、実現可能性、創設・改善)を踏まえて、市政策及び財政への影響も勘案して企画所管課で調整し、事務決裁規程に沿った事務処理を行う。また、要望ヒアリング等においては、市長、企画所管部長、企画所管課長の出席を基本とする。	要望については期限があるため、企画所管課において案件調整を行い、要望提出及びヒアリングの対応を行う。			
011133	(公財)神奈川県市町村振興協会助成金に関する事務	C	小田原市の現状に則し、近隣自治体とは調整会議を開催せず、メール等で調整を行う。	小田原市と南足柄市の大きな違いは、近隣の自治体との調整会議の有無だと思われる。調整会議の存続について調整する。			
011134	オリンピック・パラリンピック対応検討事業	C	両市とも、事業の方向性が同じであるため、新市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市とも、事業の方向性が同じであるため、複数の方針案は不要。			
011135	プロダクティブ・エイジング推進事業	C	小田原市単独の事業であるため調整の必要なし				
011136	宿泊等施設事業	C	小田原市単独の事業であるため調整の必要なし				
011137	公共施設再配置等に向けた庁内検討事業	C	小田原市単独事務であるが、両市の全公共施設等を対象に、再検討していく。	市域の統合により検討条件が変わるため			
011138	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討事業(競輪事業の活用含む)	C	小田原市単独事務であるため新市に引き継ぐ	引き続き検討事業を継続する			
011139	箱根ジオパーク構想連携推進事業	C	協議会から各市町に振り分けられる担当事務量を1市分に削減する方向で事務局と調整する。南足柄市の関係団体である南足柄ジオガイドの会の管理体制について、当面の間は新市が事務局を行い、活動が軌道に乗った後は、小田原ガイド協会との関係について、3者で協議していくこととする。	ジオパーク推進協議会には、あくまで新市として加入するため、行政規模に関わらず、他の町と同様に1市として扱われるべきと考える。			
011140	(旧)地域再生計画に関する事務	C	小田原市単独事務であるため新市に引き継ぐ	県主導で小田原市・真鶴町・湯河原町域を含めた計画が今後も予定されているため、引き続き継続する			
011141	電源立地地域対策交付金に関する事務	C	企画が窓口となり、交付金事務の取りまとめを行う。企画部門は連絡調整役となり、各申請手続きは交付金の充当事業所管課が行う。	申請手続きは県と直接やり取りした方が事務の効率性が高いと考えられるため。			
011142	社会資本総合交付金に関する事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、新市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011143	職員提案事業	C	褒賞金をなくし職員提案制度を存続させる。	表彰に係る経費削減を図る。			
011144	実績褒賞に関する事業	C	褒賞金をなくし実績褒賞制度を存続させる。	経費削減			
011145	事務事業評価事業	C	総合計画の実施計画に位置付けられた全事務事業について、事業担当課自らが評価する。行政評価の体系を施策レベルに引き上げて実施する。	主要な施策の成果を高める			

011146	行政改革指針及びアクションプログラムの進捗管理事業	C	両市の取組内容、計画期間が異なるため、計画期間中の事務事業は、各々の市の課題に応じ見直しを行う。新たな行政改革指針等の策定には、平成29年度から開始する行政改革の取組を評価し、附属機関で検討する期間を考慮すると相当の時間を要する。	合併時に合わせ、新たな行政改革指針を策定することは益がない。両市の計画期間終了する平成35年度を見据え、新たな行政改革がスタートできるよう策定することが合理的である。			
011147	行財政改善推進委員会(行政改革推進会議)関連事業	C	行財政の改善及び推進に関する合議体は存続させる。構成員については、新たな組織機構の中で決定する。	行政改革の推進体制として必要不可欠な組織である。			
011148	行政改革推進委員会の運営等に関する事業	C	行政運営の改革推進に関する事項について検討する組織は存続	行政運営に改革推進に関する事項については、外部有識者で構成される委員会から幅広い見識に基づいた多様な意見を受ける。			
011149	公共施設の有効活用に関する調整事業	C	合併後において、新たな公共施設等総合管理計画及び新たな施設再編計画の策定を行う。	合併することで、両市が保有する施設を対象とした計画策定が必要であると考え。策定にあたっては、小田原市が29・30年度に策定を予定している施設の再編計画の策定指針などを採用することで統一的な計画になるようにする。			
011150	指定管理者制度の推進事業	C	評価方法について、外部の視点による評価を行っている南足柄市の取組に小田原市が合わせる調整を行う。	適正な指定管理を行うためには、外部の視点による評価は必要と考える。			
011151	職員コンプライアンスの推進・行政監察に関する事業	C	小田原市方式を適用する。	職員の公正な事務執行やコンプライアンスを重視する職場風土の醸成が必要なことから事務事業を存続させる。			
011152	事故対策マニュアルに関すること	C	事故対応マニュアルについては、全庁的に共通する報道機関への対応についてのみを記載し、小田原市の事務処理方法を適用する。	マニュアルの更新に係る事務量の削減を図る。			
011153	社会保障・税番号制度に関する調整事務	C	独自利用事務の利用範囲は、現在小田原市が規定している利用範囲を適用する。その他の独自利用事務は、29年7月の制度運用開始後の状況の効果を検証したうえで判断する。	独自利用事務の拡大については、費用対効果や実現可能性などを検討する必要があるが、独自利用事務の範囲が広い小田原市の事務処理を適用する。			
011154	組織機構の見直し事業	C	毎年度、関係各課から聞き取りを行い、随時見直しを実施	小田原市の現状に則り、効率的な組織運営のため、新たな課題に対応するため、適切な時期に見直しを行う。(毎年度実施)			
011155	事務分掌の見直し事業	C	組織再編や条例、法令等の改正に伴い、事務分掌の見直しを行う。	毎年度、関係各課から聞き取りを行い、随時見直しを実施			
011156	事務決裁規程の管理事務	C	機構改革や事務分掌の改正時に実施する。	機構改革や事務分掌の改定に合わせ実施			
011157	行政事務効率化推進研究会事務	C	行政事務効率化推進研究会へ参加する。	行政課題が山積する中、各市の行政改革主管課が集まり情報を交換する機会は有益である。			
011158	基礎自治体のあり方検討事務	C	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会は廃止する。「県西地域における新たな広域連携体制について」は、既存の神奈川西部広域行政協議会において協議を継続する。	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会における協議事項のうち、「合併」と「中核市移行」については、合併時までに検討を終える。「広域連携」は、2市間での協議結果に基づく取組方針について、県西地区が出資している株式会社であり、市民生活に直結する商業ビルを管理運営していることから、引き続き、大雄山駅前開発株との連絡調整を行う両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要			
011159	大雄山駅前開発株式会社との連絡調整に関する水利権に関すること	C	大雄山駅前開発株の管理運営に係る連絡調整事務は継続して行う。				
011160	両市ではほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	C	両市ではほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ				
012101	市長(副市長)指示に基づく調査・研究	C	合併後の市の首長の判断による				
012102	ホームページ(「市長室」の諸コンテンツ)による政策情報の提供	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012103	市長のスケジュール管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			

012104	渉外及び市長会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012105	市長の各種行事等に係る情報・資料収集・会費等準備	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012106	市長の会議・参加行事等の準備(座席セット、参加行事の持ち物・被服準備等)	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012107	市長の執務環境の整備(市長室の整理整頓、身の回りのお世話等)	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012108	神奈川新聞の市長動向の作成	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012109	市長・副市長車両の運行管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012110	スケジュール表の作成	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012111	市長宛書簡の整理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012112	副市長のスケジュール管理、執務環境の整備、打ち合わせ・参加行事等の準備	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012113	副市長の各種行事等に係る情報・資料収集	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012114	渉外及び副市長会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012115	副市長宛文書等の整理・スケジュール帳への記入	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012116	祝辞、掲載文、電報等	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012117	交際費の執行管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			

012118	応接(湯茶等)	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012119	各種懇談会の開催	C	出席対象者について両市に相違が見られるが、市の関係団体と賀詞を交換するという趣旨の事業は必要あるため、同様の事業を合併後の市に引き継ぐ。(表彰式については、別の分科会の協議事項となっているため調整しない。)	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、小田原市の値を適用したが、時代に適応した内容に随時見直ししていく必要がある。			
012120	国、県、市の表彰	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012121	市長賞等の交付、寄付金受領に伴う事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
013101	広報紙発行	C	見直し事項を含め、小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市で進めている広報紙発行の見直し(月1回、タブロイド)も含め、小田原市の校正等事務処理方法を適用する。			
013102	ジェイコムイースト小田原局関連事業	C	小田原市の事業内容を適用する	本事業を実施しているのは小田原市のみであり、情報発信手段として有効であるため、合併後も継続して行政情報を発信していく。			
013104	FMおだわら番組放送	C	小田原市の事業内容を適用する	本事業を実施しているのは小田原市のみであり、情報発信手段として有効であるため、合併後も継続して行政情報を発信していく。			
013106	広報広聴システム運用事業	C	同システムを使用して、両市の運用方法を統一する。見直し事項を含め、小田原市の事務処理方法を適用する	両市で使用しているシステムが同じであるため、移行事務をスムーズに行い、影響を少なくするためには同システムを使用することが最も好ましい。			
013114	TVKデータ放送事業	C	事業を継続する	本契約は、自治体規模等に応じて価格設定されているため、現状の枠数を減らすことでの委託料の減は見込めない。そのため、現状の契約を更新する。			
013115	SNS発信事業	C	ツイッター、フェイスブック、インスタグラムで都市セールス情報を随時発信するとともに、発信者の管理を行う。	SNSの特性をみながら効果的な情報発信を行うことは不可欠であるため			
013123	都市セールス事業	C	小田原市の戦略や施策をベースとして、南足柄市域を包含する形で実施。	新市名が「小田原市」になる場合は、小田原市の戦略や施策をベースとして、実施するほうが効果が高いと思われる。			
013124	ロケ支援活動事業	C	現行どおりとする。	メディアへの露出は市のPRには大変有効であり、両市のロケ地を合わせれば、幅広くロケに対応できると思われることから、継続的に行うことがイベントへの参加は集客効果等の目的でも必要であり、予算的に見ても大きな負担がないため。			
013126	ふるさと大使等活用事業	C	小田原市の事業運営で行う。	両市の地域特性や地域自治を考慮し、事業のあり方を検討していく必要がある。			
013128	広報委員事業	B	長期的な視点で事業のあり方を検討する。	広報委員事業と並行してあり方を検討していく必要がある。			
013130	広報掲示板管理事務	C	長期的な視点で掲示板のあり方を検討する。	個別広聴である「首長への手紙」や「意見箱」など提案制度は、ほぼ全国で実施される事業であり、継続は必須である。			
013132	市長への手紙事業	C	投稿に対する回答方法など、実務的な基準を再調整をした上で事業を継続する。	懇談会手法は全国的に様々であるため、両市懇談会の利点を取り込んだ企画などを検討し、合併後、首長の意向により決定する。			
013134	市長との集団広聴事業	C	両市の実施方法を合わせたものや新たな企画を立案する。	小田原市と南足柄市において、同様の事業であるため特に調整の必要は生じない。			
013135	報徳機関等への情報提供	C	現行のまま存続する。	小田原市と南足柄市を含む県西2市8町の共同事業のため特に調整の必要は生じない。			
013136	市民ガイド・くらしのガイド発行	C	事業を継続する。	寄附の件数・金額、返礼品の品数が多い小田原市の方式を適用する。なお、両市とも国の制度に基づき、同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。			
013137	神奈川県西部広域行政協議会広報部会事業	C	現行どおりとする。	受験者数が南足柄市に比べると圧倒的に多く、試験実施回数も多いことから。			
013138	ふるさと納税事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、寄附の用途については、新市において調整する。	交流、派遣職員の必要性に応じて見直しを実施する。			
014101	職員採用事業	C	小田原市の実施方法に統合				
014102	人事交流事務	C	合併後の市の発足時に合わせ、交流の状況の見直しを実施し、派遣先の重複等を解消する。				

014103	職員の人事異動	C	両市とも同様の実施状況であり、合併後の市においても現状のとおり実施する。	両市の実施方法を踏襲する。			
014104	職員の昇格・昇任	C	小田原市の昇格、昇任基準を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014105	職員の再任用	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014106	職員の退職	C	小田原市の職員の退職に係る手続・運用を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014107	特別職の任免事務	C	小田原市の例による	小田原市も以前は南足柄市と同様に人事担当課が全て実施していたが、人事案の工程及び任命起案・決裁は所管課、辞令交付は人事担当課と分業にすることで、事務効率の改善が図られるため。			
014108	特別職報酬等審議会事務	C	小田原市の例による。	特別職報酬等審議会を小田原市の例により統合することにより、従来の事務対応が望ましいと考えられるため			
014109	人事評価制度(成績反映を含む)	C	小田原市の人事評価制度を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。 (南足柄市における人事評価制度の運用は今年度からとなっている。)			
014110	職員の懲戒分限処分	C	両市とも条例等により運用されており、実質の差異はないことから、当該処分を審査する委員構成や一連の事務手続きの流れについては、小田原市の例によることとする。	組織の形態等から小田原市の例によることとする。			
014111	内部通報対応事務	C	南足柄市では当該事務に係る要綱を制定していないため、小田原市に準じて運用する	上記のとおり			
014112	ハラスメント対応事務	C	小田原市の運用に統合	要綱もほぼ同等である。南足柄市においては、苦情処理委員会の委員の選出が職員団体から2名されているため、職員団体の方向性により検討が必要。			
014113	定員管理調査事務	C	小田原市の例による	総務省から依頼のある、地方公共団体定員管理調査についての対応であり、回答書式等は県内同一のものを使用しているため、職員数や職種が多い小田原市の従来の調査方法を用いることが効果的であると考えられるため。			
014114	補職発令事務	C	両市とも同様の実施状況であり、合併後の市においても現状のとおり実施する。	両市の実施方法を踏襲する。			
014115	服務・勤務時間・休暇の見直し事務	C	小田原市の服務・勤務時間・休暇制度を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014116	公表条例に関する事務	C	小田原市の例による	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市の運営等の状況を公表するための事務を行うもの。 実際の公表時期、方法については小田原市の方法を採用する。			
014117	給与改定事務	C	小田原市の運用基準を採用する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の必要は生じない。			
014118	育児休業事務及び療養休暇・休職事務(公平委員会対応含む)	C	発令事務は法令準拠。 育休者及び休職者への対応は小田原市にあわせる。	育休者は、出産前・育休中・復帰前と時期毎に対応のある小田原市にあわせる。 休職者は、復帰後の通算規定などの基準を独自に運用している小田原市にあわせる。			
014119	休職者等復帰支援事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	基本的な取組みは同じなので、訓練期間や訓練中の面談者などは水準の高い方にあわせる。			
014120	職務専念義務免除承認事務・営利企業等従事許可事務	C	現行のまま存続する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の必要は生じない。			
014121	臨時的任用職員の雇用条件・賃金の決定	C	小田原市における任用の運用等による。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014122	特定事業主行動計画の推進及び見直し	C	合併後の職員数、育児休業取得率等を再調査し、数値目標及び行動計画を再設定。	合併に伴い職員数や育児休業取得率等が全て変わるため、行動計画の再設定が必要。再設定のためには以下の水準の再調査、分析が必要となる			
014123	非常勤特別職職員及び臨時的任用職員の源泉徴収事務	C	原則として小田原市のシステムに統合し現在の運用を継承する。	基本的には小田原市のシステムに統合するが、合併時に新システムを調達する場合には、その財務会計システム及び人事・給与システムの要件に源泉徴収票発行及びeltax用データ出力を満たしたものを選択すること			
014124	職員表彰事務	C	小田原市の制度、事務処理方法を適用する。	基本的に両市とも同様の制度、事務処理となる。 取得期間は小田原市に合わせる。			

014125	市政功労表彰事務	B	対象者を南足柄市の基準に合わせる (消防団長又は交通指導隊長は別制度で表彰)	特別職の任期の区切りを考慮して決定			
014126	防火管理者・出納員等 任免事務	C	【出納員・現金取扱員】 変更なし 【防火管理者】 南足柄市の実施方法に統合	【出納員・現金取扱員】 小田原市も南足柄市も同様の運用のため 【防火管理者】 各所管において直接の対応とする運用を行う。			
014127	人事記録管理事務	C	小田原の実施方法に統合	事務執行の流れは同様であり、職員台帳(経歴票)もシステム管理してい			
014128	勤務条件調査事務	C	小田原市の例による	総務省から依頼のある勤務条件調査についての対応であり、回答書式等 は県内同一のものを使用しているため、職員数等が多い小田原市の従来 の調査方法を用いることが効果的であると考えため。			
014129	日直業務・緊急時連絡 先等管理	C	小田原市の例による	小田原市で現状の体制を崩し日直業務を取り入れるのは、職員の負担増 など考えても難しい。また、施設の休館等については基本定休日制で、突 発的な休館等が発生した場合には必要に応じその所管で周知等を図って いるため、広報紙の枠なども考慮すると難しい。			
014130	年度別「職員研修計画」 策定	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014131	「自己啓発」の促進	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014132	「職場内研修」の推進	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014133	「集合研修(職階層別研 修、基本研修)」の実施	C	原則として小田原市の集合研修を適用する。	小田原市の方が研修内容は充実しているため、南足柄市独自の研修に ついては効果を確認しながら、取り入れるか検討する。			
014134	「課題研修」の実施	C	小田原市の運用に合わせる	実際に数多くの取組がある小田原市の運用に合わせる			
014135	「派遣研修」の実施	C	小田原市の運用に合わせる	小田原市も南足柄市も研修派遣先が同じため。			
014136	「職員の意識啓発・意識 改革」の実施	C	小田原市の取組みに合わせる	具体的に実施している小田原市の取組方法に合わせる			
014137	「旅費条例」等の見直し	C	基本的には小田原市の条例に合わせながら、現状と乖離がある条項につ いては改正していく。	小田原市と南足柄市の条例の従前からの運用や財政状況も鑑みて決定 していく。			
014138	労働安全衛生体制等	C	職場を事業場ごとに分け、それぞれ安全衛生委員会を設置。 安全衛生委員会の上部組織である組織体を設置。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014139	労働安全衛生に関する 事業	C	小田原の実施方法に統合する	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014140	職員団体に関すること	B	自治労南足柄市職員組合に対する事務折衝等を行う。 (新市に承継時に名称等が変更される場合がある。)	南足柄市における現行の運用状況を承継する。			
014141	公務災害補償等業務	C	小田原市の運用基準を採用する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の 必要は生じない。			
014143	定年退職する会員を送 る会開催事業(互助会)	C	互助会事業と同様に本市の実施方法に統合	小田原市職員互助会事業が本市へ統合されるため。			
014144	職員互助会業務	C	小田原市の運用基準を採用する。	各種事業変更に伴う影響を最小限に抑えるためには、会員数や事業規模 を踏まえると、会員掛金(率)を含め、本市に統合することが最適と考え			
014145	生保・損保・財形給与控 除事業	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014146	給与事務	C	基本的には小田原市の運用に統合	両市とも同メーカーの人事・給与システムを使用しているため、申請用紙 の違い等はありますが統合できる。			
014147	年金者連盟事務	C	退職者団体(福寿会)における検討を依頼する	福寿会を統合するのか、解散するのかを含め福寿会で検討し、小田原福 寿会に統合するのであれば引き続き事務局を担う。			
014148	被服・名札・更衣室の貸 与事務	C	原則として小田原市の貸与方法にあわせるが、貸与間隔を変更し調整す る。	小田原市で貸与している技術作業服等を廃止するのは現実的に難しいた め小田原市の貸与方法にあわせるが、南足柄市職員の増加分について は、貸与間隔を変更することにより調整する。			
014149	共済組合事務	C	現行のまま存続する。	南足柄と同一の共済組合のため現行どおり存続する。			
014151	インターンシップに関す る事務	C	小田原市の運用に合わせる	受講対象者の多い小田原市の運用に合わせる			
015101	基幹業務システム管理 運用事業	C	小田原市の事務に統合する。	職員(ユーザー)数が多い小田原市に合わせたほうが効率的である。			
015110	庁内(内部情報)ネット ワークシステム管理運	C	小田原市の事務に統合する。	職員(ユーザー)数が多い小田原市に合わせたほうが効率的である。			
015111	セキュリティ強靱化事業	C	小田原市の事務に統合する。	両市ともほぼ同様の事務を実施しているため、職員(ユーザー)数が多い 小田原市に合わせたほうが合理的である。			

015114	インターネット関係管理運用事業	C	15111「セキュリティ強化事業」に統合(神奈川情報セキュリティクラウドに参加)して、当該事業は廃止する。	神奈川情報セキュリティクラウドに参加することで、当該事業のほとんどは実施は必要なくなる。		
015129	マシン室・CVCF室空調機器管理事務	C	新市の庁舎全体の管理方針に準ずる	新市の庁舎(小田原市庁舎、南足柄市庁舎)全体の管理方針に準ずるのが効率的なため		
015139	情報化施策企画管理事業	C	両市(情報分科会)が実施している事務を新市に引き継ぐ。	情報化施策やセキュリティのレベル水準は、維持すべきであるため、両市で行っている同様の事務は統合し、また一方のみが実施している事務も、新市に引き継ぎ実施することとする。		
015142	システム広域連携推進事業	C	新市においても、引き続き県市町村電子自治体共同運営協議会に参加するとともに、近隣市町と業務システムの広域共同利用を推進する。	新市においても、業務システムの広域共同利用の推進は、行財政的に有効なため。		

(2) 総務財務部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
021101	平和施策推進事業	C	小田原市の例を基本に調整する。	小田原市の方が、比較的事業が整っているため、これを基本として、南足柄市の事業を一部取り入れる。			
021102	文書の印刷や浄書、印刷機器類の維持管理に関する事務	C	当面、両市の人員や機器を基本的に合算したものとす。	当面の事務量等を踏まえ、合算した水準とする。			
021103	本庁舎における文書保存事務	B	原則として小田原市の事務処理方法を適用するが、南足柄市の文書管理システムを取り入れる(小田原市はシステム未導入)。書庫は両市の既存書庫を使用する。	小田原市の保存量の方が多いためを踏まえたものとする。なお、基本的な処理方法自体に大きな差異はない。			
021104	文書の整理保管等統括事務	B	原則、小田原市の事務処理方法をベースとするが、文書の管理については、南足柄市が運用している文書管理システムを導入する。	文書管理システムはペーパーレス化等の観点から、県内においても導入が進んでいることから、南足柄市が運用している文書管理システムを導入することとし、それ以外については、事務事業内容が比較的整っている小田原市の事務処理方法を適用する。			
021106	マイクロフィルム・電子記録媒体の作成及び保存管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。なお、実施方法等に大きな差はない。			
021107	郵便物の発送、收受、料金の支払等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業が比較的整っている。			
021108	公印の管守に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、電子決裁のもの公印使用承認については南足柄市の事務処理方法である文書管理システムによる電子承認を用いる。	小田原市の方が事務事業内容が比較的整っているため、小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、小田原市では電子による公印使用承認は行っていないことから、それについては既に導入済みである南足柄市の事務処理方法を用いることとする。			
021109	文書配布棚の管理に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市ともに事務処理の方法に大きな差異はない。			
021110	条例、規則、訓令の制定・改廃等に関する事務	B	例規の改正方法は南足柄市の事務処理方式を適用し、掲示場は新市の位置として定められた庁舎にある掲示場を使用することとする。	法律と同じ改正方法である南足柄市の事務処理方式を適用する。掲示場は、小田原市と南足柄市の掲示場をそのまま使用する。			
021111	通達、要綱の管理に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本とし、内容調整する。	現状の課題を踏まえたものとする。			
021112	例規類集の追録発行、加除整理(例規データベースの更新)に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、紙ベースの例規類集の発行は行わない。	小田原市の方が事務事業内容が比較的整っているため、小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、経費削減の観点から紙ベースの例規類集の発行は行わないこととする。			
021113	行政手続制度に関する事務	B	行政手続審査会の廃止に伴い同審査会の事務は行わないこととするが、それ以外の行政手続に関する事務は小田原市の事務処理方式に適合させる。	行政手続審査会の廃止に伴い同審査会の事務は行わないこととするが、それ以外の行政手続に関する事務は両市の事務処理の内容にほとんど相違がないため、小田原市の事務処理方式に適合させる。			
021114	意見公募手続に関する事務	C	基本的に小田原市の事務処理方法を適用するが、意見募集要項の配布箇所等、必要な調整を行う。	小田原市の方が、事務事業の内容が比較的整っている。			
021115	法令等の調査研究、解釈に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理方法に大きな差異がない。			
021116	弁護士との法務相談に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本とし、必要な調整を行う。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021117	訟務事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			

021118	法制・文書事務研究会 運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に相違がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
021119	直接請求に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に相違がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
021120	行政不服審査法に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する	・小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。 ・法令に基づく事務のため、基本的には実施方法に違いはない		
021121	行政不服審査会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法令の規定に基づく事務であり、両市ともほとんど差異はない。		
021122	情報公開の推進事務	C	基本的に小田原市の例により、情報公開機能を統合するが、一部南足柄市の例を採り入れる。	小田原市の事務事業の内容が比較的整っているが、出資団体等の情報公開について、南足柄市の例に倣い指定管理者を加える。		
021123	情報公開請求受付等事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。		
021124	市長の資産等の公開事務	C	南足柄市の例を適用する。	類似団体の事例を踏まえたものとする。 なお、両市に差異はほとんどない。		
021127	個人情報情報の適正な取扱いの確保	C	小田原市の例を適用し、個人情報の取扱いを統一する。	小田原市の事務事業の内容が比較的整っている。		
021128	保有個人情報開示請求受付等事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。		
021129	小田原市情報公開審査会及び南足柄市情報公開・個人情報保護審査	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務事業内容が比較的整っているため、合併後の新市の規模に近い小田原市の事務処理方法を適用する。		
021130	小田原市個人情報保護審査会及び南足柄市情報公開・個人情報保護審査会事務	C	本事務は、21129と統合し、廃止	情報公開と個人情報保護の審査会を統合することにより、審査会事務を21129と統合し、本事務は廃止する。		
021131	小田原市個人情報保護運営審議会及び南足柄市情報公開・個人情報保護運営審議会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の審議会事務にほとんど相違がないため、事務事業内容が比較的整っている小田原市の事務処理方法を適用する。		
021132	特定個人情報保護評価の統括	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。		
021133	自衛官募集事務	C	新たな事務処理方法を適用する	両市の交付金を合体した予算規模で事業を行う。		
021134	統計調査員確保対策事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、功績者表彰については廃止する。	類似団体でも市の表彰は行われておらず、表彰を廃止しても調査の実施には大きな影響を及ぼさないと考えられるため。		
021135	統計資料作成事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。当面、ミニ統計についても発行を継続する。	合併により住民や職員に新市の統計データの需要が高まることが想定されるため、当面、希望者への無償配布用にミニ統計の発行を継続する。		
021136	統計思想普及事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の方が、事務事業内容が類似団体と同じである。		
021137	統計調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(国・県の委託統計調査のため、南足柄市も同様の事務処理方法を行っている。)	小田原市と南足柄市が同様の事務処理を行っている。		
021138	南足柄市統計調査員連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する(事務を廃止する。)	類似団体でも同様の協議会は形成されていないため。		
021139	議会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に大きな相違がないため。		
021140	議会質問に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の事務処理方法が整っているため		
021142	行政委員会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため		
021144	地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の登録分局事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。 なお、自治体共通の事務処理基準があるので、両市間の差異は基本的にはない。		
021146	附属機関等の総合調整に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	両市に事務の大きな相違は見られないが、附属機関の調査など、一部、小田原市の事務処理方法が整っているため		
021147	陳情、請願等の受付及び総合調整に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	総合調整をしているという点では大きな違いはないが、起案等に当たり、小田原市は処理担当課が対応している。		
021148	行政区域に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。 ただし、業務内容について、大きな差異は見られない		
021149	字の区域の変更等に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため		
021150	市の式典に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市への編入合併を想定したものとする。		

021151	国旗・国歌・市民歌に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市への編入合併想定を踏まえ、市民歌については、小田原市の市民歌を継承する。 国旗・国歌の取扱いについては、両市に事務の差異はなし。			
021152	名義後援に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市は要綱を制定し、運用しているため(南足柄市は要綱等なし)			
021153	不当要求行為の対応に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			
021154	北朝鮮人権侵害問題に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			
021159	公平委員会事務	C	小田原市の現行の事務処理方法を適用する	現行の運用を継続することが効率的である。			
022101	市有財産等に係る台帳の登録及び管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市有財産の異動報告対応等の件数が多い小田原市の方式を適用する。 なお、事務事業概要に大きな差異がないため、方針案は複数提示できない。			
022102	市有財産の管理(貸付・使用許可・処分等)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象となる件数が少ない南足柄市の分を変更することで事務量が軽減できる。 なお、両市の事務事業がほぼ同じであるため、方針案は複数提示できない。			
022105	他課に属さない寄附金品の受入	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に差異がないため、方針案は複数提示できない。			
022106	保険事務(市有建物・公用車、損害賠償補償)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	歳入・歳出決算額が多い小田原市の方式を適用する。 なお、両市の事務に大きな差異がなく、同一の目的・趣旨で実施しているため、合併後の市において保険金額等の補償内容の水準について調整する。			
022109	小田原市外二ヶ市町組合ほか6組合の運営	C	小田原市外二ヶ市町組合ほか6組合は、継続する。	事務事業は廃止できない。新市においても、各一部事務組合は継続し、共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する。			
022110	小田原市足柄財産区ほか9財産区の運営	C	小田原市足柄財産区ほか9財産区の運営に関する事務は、すべて各財産区が引き継ぐ。	各財産区は現状のまま存続することとする。			
022111	庁舎及び付属施設の維持管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	庁舎の面積が広い、現小田原市庁舎における方式を適用する。 庁舎の面積が広い分、小田原市の方が量的に多いものの、庁舎及び付属施設の維持管理という同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。 なお、二つの庁舎を管理するにあたり、一括発注等により削減効果が見込める業務については、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容			
022113	市庁舎の運営管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現小田原市庁舎における方式を適用する。 ただし、個々の業務内容については、両庁舎の用途や配置される部署により判断する。 なお、二つの庁舎を管理するにあたり、一括発注等により削減効果が見込める業務については、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容を見直す。			
022117	庁舎の防災対策	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はなく、法令等に基づき、同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。			
022120	市有施設の営繕	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	管財契約課には直営の職員を配置し、直営職員による修繕業務を行う。			
022121	車両の運行、運転管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	消防車等の特定の課等に配属する車両を除き、公用車すべてを、現小田原市庁舎管理主管課が集中管理する。 また、現在、南足柄市において、各課が所有する公用車についても、原則として現南足柄市庁舎管理主管課が集中管理する。 なお、南足柄市が所有する大型バス、リースのマイクロバスについては、使用頻度や需要を見極めた上で、所有等のあり方を検討する。			
022124	車両等の維持管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 ただし、有料車体広告については、新市において調整する。	使用する公用車の維持管理事務について、公用車管理主管課が集中管理を行う。			
022129	庁内用度事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の事務処理方法を適用する。 庁内用度事務という同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。 なお、封筒等、一括発注等により削減効果が見込めるものについては、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容を見直す。			
022130	関係団体等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	すべての団体に参加する小田原市の事務処理方法を適用する。 2市が参加する団体に関する事務は、新市に引き継ぐ。			

022131	土地開発公社事務	C	土地開発公社事務は、引き続き継続する。	平成27年度末で約49億円、健全化計画が終了する平成29年度末でも約33.5億円の公社保有土地簿価が残る。財政的に短期的な解散等は困難であり、土地開発公社は引き続き存続する見込みであるため、公社事務も継続して行っていく必要がある。		
022135	公共用地の取得事務 (都市計画道路・後退用地等を除く)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方式を適用する。		
022137	市有地(普通財産)の売却事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方式を適用する。		
022141	土地利用規制等対策事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方式を適用する。		
023101	競争入札資格認定事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市ともに登録業務についてはかながわ電子入札共同システムにより事務処理を行っているため業者登録数が多い小田原市に合わせた方が人件費を含めたコスト削減にもつながる。また指名停止措置も同水準で事務処理を行っているため小田原市の事務処理方法を適用しても問題ないと類似団体の事例を参考にしながら、両市の事務処理方法を基に検討し、より公平・公正で透明性の高い制度の推進に努める。		
023102	入札契約制度運用事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方法を基に、詳細は入札・契約制度等検討委員会に諮り、検討する。	類似団体の事例を参考にしながら、両市の事務処理方法を基に検討し、より公平・公正で透明性の高い制度の推進に努める。		
023103	工事入札契約事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方法を基に、詳細は入札・契約制度等検討委員会に諮り、検討する。	類似団体の事例を参考にしながら、両市の事務処理方法を基に検討し、より公平・公正で透明性の高い制度の推進に努める。		
023104	工事関連委託入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市の事務処理方法に大きな差異がない。 なお、最低制限価格の設定については、南足柄市も今後導入予定であり、同水準となる。		
023105	物件入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	契約件数が多い小田原市の方式を適用する。		
023106	一般委託入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	契約件数が多い小田原市の方式を適用する。		
023107	工事に係る検査事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方法を適用するが、工事の一部に係る検査について、工事主管課等の技術職員に移管する。	両市の水準が同等の事項は当該水準を維持し、剥離するものについて、より事務精度の高い方の水準を採用する。また、検査の一部を工事主管課の技術職員に移管し、検査主管課の事務量の軽減を図る。		
023108	工事関連業務委託に係る検査事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し事業主管課の事務とする。	類似団体の状況及び対象に着目し、検査主管課による検査が必須でないとの考え方から、南足柄市の方式を適用する。		
023109	物件に係る検査事務	C	原則として小田原市の事務処理方法を適用するが、検査対象については、一部を事業主管課検査とする基準を導入する。	小田原市の方式を適用するが、検査対象については検査主管課による検査の必要性の度合いから判断する基準を設けることにより、検査主管課の事務量の軽減を図る。		
023110	工事成績評定事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	2市ともに事務処理の方法に大きな差異はないが、表彰制度を実施している小田原市の方式を適用する。		
023111	建設副産物に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務手続きの手法は基本的に同じであるので、市内に公共建設発生土処分場が存在する小田原市の事務処理を適用した方が良いと判断した。		
024101	選挙管理委員会定例会開催等運営事務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	処理事務のほとんどが、公職選挙法で規定されているものであり、処理方式もほとんど変わらない。		
024102	政治活動用事務所表示用看板の証票交付等事務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	公職選挙法に基づく事務処理であり、各市の処理方法は、ほとんど同じである。		
024103	選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	公職選挙法に基づく事務であり、ほとんど同じである。また、電算システムの仕様もほとんど同じである。		
024104	神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に該当する事務がないため。		
024105	裁判員候補者予定者名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく事務であるとともに、所轄の裁判所が同じであるため。		
024106	検察審査員候補者名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	検察審査会法に基づく事務であるとともに、所轄の検察審査会が同じであるため。		
024107	選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	選挙人名簿等の閲覧について、公職選挙法で詳細に定められており、事務処理方法はほとんど同じである。		
024108	不在者投票受付等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	公職選挙法に基づく事務のため、処理方法は同じである。		
024109	投・開票資器材等管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、保管場所については、可能な限り分散保管から集中保管に切り替える。	在庫管理は、現在数、破損物品、更新物品の確認と台帳整備が基本であり、ほとんど同様である。		
024110	臨時職員登録等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に該当する事務がないため。		

024112	常時・臨時啓発	C	小田原の事務処理方式を適用するが、啓発事業を一部見直し、効果的な内容を残すとともに、総務省が設置した「常時啓発のあり方等研究会」が、平成23年12月にまとめた答申に基づき、今後、啓発事業を拡充して	両市の啓発事業には、それぞれ特色があるとともに、18歳選挙権実現に合わせた啓発事業が必要である。また、新規事業は検討中である。			
024113	明るい選挙推進協議会事務局事務	B	小田原市の事務処理方式を適用し、小田原市明るい選挙推進協議会と南足柄市明るい選挙推進協議会を統合するとともに総務省が設置した「常時啓発のあり方等研究会」が、平成23年12月にまとめた答申に基づき、18歳未満への啓発事業を拡充する。	選挙啓発事業数及び対象地域の都合上、現在の会員数は変更しない。新規事業は、検討中である。			
024114	国民投票	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024115	最高裁判所裁判官国民審査	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	最高裁判所裁判官国民審査法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024116	衆議院議員総選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024117	参議院議員通常選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024118	神奈川県知事選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024119	神奈川県議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024120	市長選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024121	市議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024122	神奈川県漁業調整委員会委員の選挙	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙長等報酬及び従事者手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市にはない事務である。また、必要最小限の経費に留めることができる。(経費の削減が最大限図れる。)			
024123	酒匂川左岸土地改良区総代選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024124	財産区議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024125	選挙争訟事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	公職選挙法に基づく事務であり、ほとんど同じである。			
024126	直接請求事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	関係法令に定められた署名内容及び件数の審査であるため、ほとんど同じである。			

024127	住民投票執行事務	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。		
024128	全国市区選挙管理委員会連合会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。		
024129	全国市区選挙管理委員会連合会関東支部参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。		
024130	神奈川県市選挙管理委員会連合会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。		
024131	湘南都市選挙事務研究協議会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該協議会の会員であり、処理事務は同じである。		
024132	県西地区明るい選挙推進協議会連合会参画等	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。		
024133	酒匂川右岸土地改良区総代選挙	B	南足柄市の事務処理方式を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価 小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市に該当する事務がないため。		
025101	予算編成事務	C		予算書の記載内容について、小田原市の方が詳細なため、小田原市の記載方法を適用する。 当初予算の編成スケジュールについては、両市ともほぼ同じことから、調整不要。 予算編成の方式については、定期的に見直しをしていることから、「枠配分」方式はとりつつも、詳細については編成時に調整する。		
025102	予算執行管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025103	決算統計事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025104	決算書類作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	予算書の記載内容について、小田原市の方式を適用するため、「施策の成果」についても同様とする。 スケジュールについては、決算関係議案の上げ時期に合わせる。		
025105	地方公会計事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025106	県補助金申請事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025107	財政状況公表事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	公表内容はほぼ同じだが、公表時期については小田原市に合わせる。		
025108	指定金融機関管理事務	B	小田原市の事務処理方式を採用する	指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関は、指定数が多い小田原市の指定先を採用する。 事務処理方法については、両市ともほぼ同様であり、小田原市の事務処理方式を採用しても変更はない。		
025111	地方交付税関係事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025112	地方交付税関係事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025113	市債管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025114	資金管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	合併により1日の取扱資金額が大きくなることから、繰替運用や一時借入金を行う判断基準となる預金残高規模を、規模が大きい小田原市に合わせる。		
025115	条例管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
025116	協議会運営事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要		
026101	支出関係書類審査事務	C	・事務処理自体は小田原市の方式を採用する。 ・財務会計システムに関しては、現行システムのリース期限が平成31年9月末に切れることから、電子決裁導入を視野に入れ、関係各課とともに次期システムの選定作業を進める。	・事務処理方法自体は大きな相違はないので小田原市の方式を採用する。 ・電子決裁については、現時点で南足柄市が導入済であること、類似団体でも導入している団体があること、今後更に県内他団体でも電子決裁導		
026104	収支振替の審査事務	C	・事務処理自体は小田原市の方式を採用する。 ・財務会計システムに関しては、現行システムのリース期限が平成31年9月末に切れることから、電子決裁導入を視野に入れ、関係各課とともに次期システムの選定作業を進める。	・事務処理方法自体は大きな相違はないので小田原市の方式を採用する。 ・電子決裁については、現時点で南足柄市が導入済であること、類似団体でも導入している団体があること、今後更に県内他団体でも電子決裁導		

026113	小田原競輪運営協議会 関係書類審査等事務	C	合併時に、会計部門においては事務処理しないこととし、その後は事業課 内で事務処理するものとする。	類似市(平塚市)において同様の事務事業は会計課で取り扱っていないこと と、南足柄市にはない事務事業であることから、合併を機会に会計部門で の事務処理を廃止し、事業課が引き継ぐ。		
026121	振込口座登録事務	C	小田原市の事務処理を継続する。	現行の事務処理については小田原市と南足柄市でほとんど同一なため、 現行の事務処理を継続する。		
026122	口座照会への対応	C	小田原市の事務処理を継続する	当該事務事業は、指定金融機関が定める事務処理手順に則るものであり、 かつ現行の事務処理については小田原市と南足柄市でほとんど同一なため、 現行の事務処理を継続する。 組戻手数料については、現行の小田原市の事務処理にならない、負担しな 小田原・南足柄両市とも、現在は民間保険会社の保険に加入しているため、 これを継続する。		
026124	公金損害保険事務	C	従来事務処理を適用し、民間保険会社の保険に加入する。			
026125	夜間金庫及び貸金庫の 管理	C	小田原市出納室執務室内の金庫を使用し、小田原市の事務処理方法を 適用する。	メンテナンス頻度、貸現金バッグ個数、貸出中の貸金庫数の多い小田原 市の方式を適用する。		
026126	会計管理者会等に関する こと	C	湘南都市会計管理者会及び西湘ブロック会計管理者会に参加	1市5町出納部会の5町と合併後の市では、財政や人口の規模が大きく異 なるため、1市5町出納部会には参加しない。		
026127	財務会計システムにお ける個人番号管理(マイ ナンバー)に伴う債権者 登録申請事務	C	小田原市の事務処理を継続する。	・小田原市では、年末調整に必要なため、財務会計システムで個人番号 を管理しており、これは合併後も必要不可欠な事務であることから、小田 原市の事務処理方法を継続することとした。		
026128	公共料金支払情報の登 録	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	口座振替マッチングソフトにより事務の省力化が図れるため、小田原市の 方式を適用する。		
026129	収入事務	C	・財務会計システムに関する事務処理は、南足柄市の事務処理を参考に しながら次期システムの選定作業を進める。 ・金融機関の収納取扱事務等その他の事務処理は、小田原市の方式を 適用する。	・次期財務会計システムでは電子決裁の導入を視野に入れており、事務 処理方法が大幅に変更となるため、先に電子決裁を導入している南足柄 市の例を参考にしながら、新たな事務処理方法を検討していく。 ・金融機関の収納取扱事務については、南足柄市の指定金融機関等が 小田原市の指定金融機関等にすべて含まれていること、現行の事務処理 方法が金融機関に浸透しており、変更した場合影響が大きいことから、小 田原市の方式を適用する。		
026133	支払事務	C	・財務会計システムに関する事務処理は、南足柄市の事務処理を参考に しながら次期システムの選定作業を進める。 ・公共料金の支払等その他の事務処理は、小田原市の方式を適用する。	・次期財務会計システムでは電子決裁の導入を視野に入れており、事務 処理方法が大幅に変更となるため、先に電子決裁を導入している南足柄 市の例を参考にしながら、新たな事務処理方法を検討していく。 ・公共料金の支払事務では事務の効率化が図られているので、現行どお りとする。		
026141	例月現金出納検査・報 告事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	例月出納検査は監査事務局が主催しているが、小田原市監査事務局が 小田原市の事務処理方法を適用する意向を示しているため、小田原市の 取り扱う資金の額、会計数の多い小田原市の方式を適用する。		
026142	資金管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。			
026145	公有財産(現金及び有 価証券等)の保管管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	保管の種類、数量が多く、設備が充実している小田原市の方式を適用す る。		
026149	決算調製事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	決算調整は地方自治法に規定されたものであり、事務内容の差異は少な いが、小田原市のほうが会計数や所管課数が多く、確認作業に時間を要 することから、小田原市の方式を適用するとともに、市長への提出期限は 自治法で定める期限の7月31日とする。		
026150	出納員事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現金を取り扱う窓口の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		
026151	公金収納に関する検査 事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	金融機関検査及びコンビニエンスストア収納事務委託に関する検査事務 内容には、あまり差異がないため、取り扱いの多い小田原市の方式を適 用する。		
026154	窓口収納事務(出納室 出納員事務)	C	小田原市の派出所横の出納室窓口のみで、市税等の収入金の収納事務 を行う。(小田原市の事務処理方法を適用する。)	出納室(会計課)及び指定金融機関派出所が所在する庁舎に窓口を開設 する。		
026155	指定・指定代理・収納代 理金融機関との連絡調 整	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の指定・指定代理・収納代理金融機関に南足柄市の指定金融 機関等がすべて含まれている。 会計数、取扱件数、金額が多い小田原市の方式を適用する。		
026158	収納事務委託等の事前 協議	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	会計管理者へ協議し承認する形式のほうが、収納事務委託にかかる契約 内容等のチェックだけでなく、指導、修正依頼ができるため。		
027101	監査委員会議	C	毎月、例月現金出納検査時に併せて開催。 その他に、必要があれば、その都度開催	現金出納検査は毎月行う。これに併せて監査委員会議を実施することが 合理的と考える。その他、監査委員の判断により定例の監査委員会議以 外にも開催が必要となる場合がある。		

027102	定期監査	C	毎会計年度1回以上の実施 (小田原市の例:全課中3分の2程度の監査を実施できる期間 (年3回、延べ約9か月)に相当)	自治法第199条第4項の規定のとおり、毎会計年度1回以上期日を定めて実施する。監査対象や回数等は監査委員の判断による。		
027103	随時監査	C	現況のとおり、必要の都度、随時、実施する。	自治法第199条第5項の規定のとおり、財務に関する事務の執行などについて、監査委員が必要があると認めるときに実施する。工事監査の実施を想定		
027104	行政監査	C	単独に実施する。	自治法施行令第140条の6において、「適時に監査を行わなければならない。」となっており、監査を実施することを前提に考える。		
027105	財政援助団体等監査	C	年1回実施	自治法第199条第7項において、監査委員が必要であると認めるとき、又は市長の要求のあるときに実施する監査。 基本的には実施するものとして考えた。		
027106	公金の収納又は支払事務に関する監査	C	直営事業 地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項に基づく監査として、必要があると認めるとき、市長又は管理者の要求があるときに実施する。	自治法に基づく監査の一つ。 監査が必要な場合に実施するもの。 監査事項ではあるものの事例に乏しい。 実施した場合として考えた。		
027107	住民の直接請求に基づく監査	C	直営事業 地方自治法第75条に基づく監査として、請求があったときに実施する。	自治法第75条に基づく監査として、住民から直接請求があった場合に実施する。(選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対して請求することができるもの) 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。		
027108	議会の要求に基づく監査	C	単独に実施する。	地方自治法第98条第2項に基づく監査として、議会からの請求があった場合に実施する。 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。		
027109	採択請願の処置	C	直営事業 地方自治法第125条に基づくものとして、請求があったときに実施する。	地方自治法第125条に基づく監査として、議会から採択した請願の処理の経過及び結果の報告を請求された場合に実施する。(選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対して請求することができるもの) 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。		
027110	市長の要求に基づく監査	C	現況のとおり、市長から要求のあったとき実施する。	地方自治法第199条第5項の規定のとおり、地方公共団体の事務の執行について、市長から要求のあったときに実施する。 実施するものとして考えた。		
027111	住民監査請求に基づく監査	C	現況のとおり、実施する。	住民が、自治法第242条第1項の規定のとおり、普通地方公共団体の長若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき、これらを証する書面を添えて、監査委員に監査を求めたときに監査を実施するものとし		
027112	職員の賠償責任に関する監査	C	現況のとおり、市長(地方公営企業の場合は管理者)から要求のあったときに実施する。	地方自治法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条の規定のとおり、市長(地方公営企業の場合は管理者)から要求のあったときに実施		
027113	現金出納検査	C	現況のとおり、現金出納検査を実施する。	地方自治法第235条の2第2項に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金(歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。)の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月1回実施する。		
027114	決算審査	C	現況のとおり、決算審査を実施する。	一般会計及び特別会計:地方自治法第233条 公営企業会計:地方公営企業法第30条 財産区:地方自治法第294条 行政事例(財産区は監査委員を置くことはできず、財産区所在の市町村の監査委員が監査を行う。(昭和29・3・9)前記に基づき決算審査を実施する。		
027115	基金の運用状況審査	C	現況のとおり、基金の運用状況審査を実施する。	地方自治法第241条の規定に基づき、定額資金を運用するための基金の運用状況を審査する。決算審査と同時。		
027117	財政健全化審査	C	現況のとおり、財政健全化審査を実施する。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項又は第22条第1項に基づき審査を実施する。		
027118	全国都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。		

027119	関東都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
027120	神奈川県都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
027121	湘南都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
028101	市たばこ税に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028102	入湯税に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028103	各税務協議会に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	構成員になっている税務協議会等に関する内部事務であり、かつ、両市の事務内容が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028104	固定資産評価審査委員会運営事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028105	納税意識啓発事業	C	合併後の市においても「市税のしおり」を発刊することとし、小田原市の事務処理方法を適用する。	納税意識の啓発を図るため、合併後の市においても中学校3年生向けの「市税のしおり」の発刊を継続し、その他の事務事業内容は同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028106	市税等過誤納金還付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028107	軽自動車税の賦課に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028108	軽自動車税の減免に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	課税台数、減免台数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028109	原動機付自転車の登録に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			1
028110	原動機付自転車試乗標識交付事務	C	小田原市の事務事業を合併後の市の全域に適用する。	原動機付自転車の販売業者等が公道を試乗走行する場合は、神奈川県道路交通法施行細則の規定により標識の取り付けが必要となるため、小田原市の事業を合併後の市に拡大し継続する。			
028111	自動車臨時運行許可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028114	個人市民税当初賦課事務 (普通徴収・特別徴収) (現年度)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、送付関係事務については小田原市の方式では対応不可能なため、南足柄市の方式を参考に委託化する。また、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			
028115	個人市民税例月賦課事務 (普通徴収・特別徴収) (現年度・過年度)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる			
028116	市民税電算事務 (個人・法人) (普通徴収・特別徴収)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる			
028117	課税状況調査・交付税関連事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容に大きな相違はないため、小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、全庁的な基幹業務システム決定に伴い事務方式を調整する。			
028118	個人市民税減免事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方式を基に、他市の基準等を参考にして見直しも検討する。	両市の事務処理方式は同じため、現行の方式を継続するが、他市の事例等も参考にして見直しも検討する。			
028119	個人市民税の納税通知書・申告書等の様式作成事務	C	小田原市の様式を適用する。	申告書や納税通知書の内容に大きな相違はないため、両市のどちらかに統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、様式の調整が必要になる場合がある。			
028120	納期特例に関する事務 (特別徴収)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく事務のため内容に大きな相違はなく、両市のどちらかの方式に統合するのが混乱が少ないので、処理件数の多い小田原市の方			

028121	年末調整説明会	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は同じため、規模の大きい小田原市の方式を適用する。 開催回数については対象者の要望等により検討する。		
028123	申告受付事務	C	小田原市の方式に統合	事務内容はほぼ同様であるため受付件数の多い小田原市の方式に統合するが、分庁舎や支所機能の配置及び職員数等の条件により、受付日数及び会場等の縮小が必要になるため、相当な調整を要する。		
028124	課税調査等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容はほぼ同じであり、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。		
028125	国税連携事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。		
028126	市民税関連事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は同じため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。		
028127	法人市民税申告書・納付書発送事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく事務であり内容に大きな相違はない。両市のどちらかの方式に統合する方が混乱が少ないので、処理件数の多い小田原市の方式に統合する方が混乱が少ないので、処理件数の多い小田原市の方式に統合する。		
028128	法人市民税賦課調定事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。		
028129	法人の設立・開設・変更・異動に関する事務	C	両市の現行の方式を継続する。	地方税法に基づく事務であり、省力することは出来ない。また、両市の事務処理方式は同じため、現行の方式を継続する。		
028130	大手法人動向調査事務	C	小田原市の方式で実施する。	法人市民税の申告見込額を確認し、歳入予算事務の参考にするのに必要のため、小田原市の方式により調査を実施する。		
028131	法人市民税関係の様式作成事務	C	小田原市の様式を適用する。	申告書や納税通知書の内容に大きな相違はないため、両市のどちらかに統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、様式の調整が必要になる場合がある。		
028132	地方税電子申告(エルタックス)事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容自体には大きな相違はないため、両市のどちらかの方式に統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。		
028134	土地・家屋評価システム及び課税標準プログラムの管理事務	C	小田原市のシステムを適用し、両市域とも評価システムを導入する。	南足柄市では土地評価のシステムを導入していない。事務の効率化から考えると、その導入は必要である。		
028135	土地・家屋評価調書兼異動入出力票、見取図等の管理事務	C	電子ファイル以外のものはバインダー等で管理。年度を定めて倉庫に格納する。	土地評価のシステムは小田原市にしかない。業務の効率から考えると南足柄市部分へもシステムを導入することを前提に考える。電子ファイル以外の媒体で保存しているものは紙もしくはマイクロフィルムであり、その保管に関しては、バインダーなりロッカーになる。それがどのような形になるのかは、大きな問題ではないため、手のかからない方法で対応する。		
028136	土地・家屋データ変更(オンライン処理)事務	C	従来どおりの方式を適用する。	見直せる部分としては受領方法のみであり、紙で受け取っているものをデータで受け取ることができるため、法務局へ問い合わせたところ、二宮支局で取り扱っている市町の足並みをそろえて合同で申し込んでもらいたいとのことであった。		
028137	未登記家屋の調査・変更事務	C	両市とも同じ対応を行っているため、現行のまま存続する。	両市とも同じ対応を行って確認した。他市の状況を見ても、特に変更の必要はないと判断した。		
028138	非課税家屋の認定事務	C	物件を正確に把握するためにも、用途非課税物件であっても台帳データを作成する小田原市方式とする。	両市ともほぼ同一の処理を行っている。差異は用途非課税物件に対して、台帳データを作成するか否かである。		
028139	特例・不均一課税適用家屋の管理事務	C	両市とも同じ処理のため、現行のまま継続していく。	業務に差異はないことを確認。		
028140	災害等による減免認定に伴う調査事務	C	小田原市の「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」を基本に新たな減免要領を作成する。	基本的に地方税法に定められているので、大きな差異はない。地方税法は概念的なものであるため、実務としては要領の見直しのように調整が必要となる。団体の取扱いなどで両市の均衡を保つために、理事者の判断を仰ぐようなものもある。		
028141	土地・家屋評価替に伴う処理事務	C	継続して業務を行う。	両市とも同じ事務事業であり、その業務をどこの会社に依頼するかということのみ異なる。業者の選定については、入札等により決定する。		

028143	県税との家屋合同評価事務	C	従前どおりに行う。	両市とも同様の業務のため、特に変更の必要はない。			
028144	固定資産(土地・家屋)評価取扱要領事務	C	小田原市の取扱い要領を基準に詳細をつめていく。	基本は税法等で定められているものを、各市町において具体的な評価方法や補正率などの取扱いを定めており、その種類は多岐に渡る。詳細は評価担当職員が時間をかけてすりあわせを行っていく。			
028146	土地評価システム	C	既存の方法を継続する。	評価取扱い要領によって決定する。			
028147	航空写真の撮影	C	小田原市の方式を適用する。	土地評価システムとの適合性などから南足柄市では共同入手に加わっていないが、同一のシステムを導入する方向性と、経費削減も鑑みて、選択肢はほかはない。			
028148	時点修正	C	従来の方で業務を行う。	業務の内容に差異はない。			
028150	償却資産申告書発送事務	C	従来どおりの処理を行う。	企業等への償却資産関係書類の発送業務であり、両市とも同様の処理であることから、特に見直す必要はない。			
028151	償却資産申告書審査事務	C	従来どおりの処理を行う。	両市とも同様の処理を行っており、他市の状況を見ても同様の処理を行っていることから、見直す点はない。			
028152	償却資産調査事務	C	小田原市の方法を適用するが、大手法人の訪問調査は基本的に行わない。	両市の差異がある部分は、「大手法人の訪問調査と予算策定のためのアンケート」である。訪問調査は省き、アンケート調査のみとする。			
028158	償却資産管理事務	C	従前の方で対応する。	両市とも同様の処理である。			
028162	土地・家屋・償却資産課税台帳の作成及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び償却資産の縦覧事務(縦覧価格登録・納期変更含む)	C	従前どおりの対応をする。	法的に整備しなくてはならないものであり、両市とも同様の業務である。			
028163	納税通知書作成発送事務	C	業務内容的に差異はないので、従前どおりとするが、納税通知書の様式については、小田原市のものを基本に作成する。	両市においては、予算を担当する課が違う程度の違いのみで、同様の業務を行っている。納税通知書の書式については、調整する必要がある。			
028164	死亡者課税・課税保留事務	C	従前の方で行う。	両市とも同様の事務処理を行っているため、特に変更すべき点はない。			
028165	減免・課税免除・不均一課税事務	C	小田原市の「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」を基本に新たな減免要領を作成する。	基本的に地方税法に定められているので、大きな差異はない。地方税法は概念的なものであるため、実務としては要領の見直しのように調整が必要となる。団体の取扱いなどで両市の均衡を保つために、理事者の判断を仰ぐようなものもある。			
028166	国有資産等所在市町村交付金・納付金請求事	C	従来どおりの処理を行う。	交付決定した交付金を受けるのみの事務処理のため、特に新たな対応等は必要がない。			
028167	登記済通知書受理・処理・管理事務	C	従来どおりの方式を適用する。	見直せる部分としては受領方法のみであり、紙で受け取っているものをデータで受け取ることができるため、法務局へ問い合わせたところ、二宮支局で取り扱っている市町の足並みをそろえて合同で申し込んでもらいたいとのことであった。			
028168	固定資産所有権付番処理事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一の処理を行っている。とくに見直すべき点はない。			
028169	審査申出対応事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028171	相続税法第58条報告に係る事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028172	相続人代表者に関する事務及び納税管理人に関する事務	C	従来どおりの処理を行う。申請様式の内容もほぼ同一であるが、小田原市の様式を基本に作成する。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028173	共有物件の課税に関する事	C	小田原市の方式で行う。	問題となるのは「共有分割課税」であるが、税法上、特に定めのある事例を除き、分割課税は行わないことが適切と考える。			
028174	各種証明等の発行事務	C	県下16市の証明手数料は、ほぼ全市が同一の手数料設定である。評価証明の筆数による手数料のカウント方法に差異があるため、その部分は小田原市の方式を適用する。	両市で手数料が異なる部分のみ調整になる。具体的には評価証明で筆数(棟数)の数における手数料の算定方法。			
028182	地籍図等の写し発行及び閲覧事務	C	南足柄市の方式を適用する。	手数料に関しては、小田原市も平成29年4月から南足柄市と同一の料金形態になる予定。現在持っている公文書の閲覧は引き続き行う。			
028185	概要調書等の調べに関する事務	C	従来の方で行う。	小田原市、南足柄市とも同一の処理方式を取っており、特に見直すべき点はない。			

028186	固定資産税評価額及び課税標準額等の修正事務	C	従来の方式で実施する。	事務処理の方法は同一であり、特に見直すべきことはない。過年度還付に関しては、地方税法の定めにある5年を超えて還付するための根拠となる要綱をどのようにするか、というところに検討の余地はある。しかし、過去20年までの還付という大筋は同じであるため、字句の整備程度になる。その基準となる要綱として小田原市のものを利用する。			
029101	市税収納消込事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	収納件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
029102	市税の口座振替に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			2
029103	市税の口座振替推進事業	C	事業を廃止する。	類似団体に類似事業がなく、事業効果も少ないと考えられる。IT技術の進歩によりWeb口座振替受付システムを提供する企業もあるため、必要に応じて、こうした技術を利用し、口座振替の利用促進を図る方向に転換す			
029104	市税コンビニエンスストア収納に関する事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
029105	市税滞納整理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	類似団体と概ね同様の内容であるため、小田原市の水準を採用し、小田原市の事務処理方法を適用する。			
029120	市税等納付促進センター運用事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	類似団体と概ね同様の内容であるため、小田原市の水準を採用し、小田原市の事務処理方法を適用する。			
029126	市税の滞納に対する特別措置に関する条例及び市税滞納審査会に関する事務	C	事業を廃止する。	Aランク協議事項の小田原市市税滞納審査会の方針案1(小田原市の事務処理方法を適用する。)を前提とする。			
029136	滞納整理推進会議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	類似団体と概ね同様の内容であるため、小田原市の水準を採用し、小田原市の事務処理方法を適用する。			
029140	徴収指導員の選任等に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	Aランク協議事項の徴収指導員の方針案1(小田原市の事務処理方法を適用する。)を前提とする。			
029143	滞納者実態調査に対する回答に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			

(3)市民部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
031101	戸籍・住民基本台帳等管理事務	C	窓口業務委託については、小田原市の方式を適用して、住民異動や戸籍届出の入力等の窓口事務の一部委託とする。南足柄市の窓口は直営に戻す。本庁での日直業務委託も、小田原市の扱いを適用する。	円滑な窓口業務の遂行や、行政の適切な事務執行を担保する窓口業務の専門知識・ノウハウの蓄積を図るため、職員が窓口を直営し一部事務を委託する方式をとる。日直業務については、職員の負担を軽減するため、小田原市の扱いを適用する。			
031102	印鑑登録関係事務	C	取扱事務は、現行どおりとする。各種申請書、届出書等は、小田原市の様式に統一する。印鑑登録証については、新市名で作成し統一する。従来の印鑑登録証については、継続して利用可能とする。証明書における性別については、小田原市同様に省略する。印鑑登録証の再交付手数料については、「31008 印鑑に関する事務手数料」の方針案1に従う。	基本的には、2市同様の取扱いであり、類似団体についても同様のため、取扱事務は現行どおりとする。申請書等は、取扱件数の多い小田原市の様式に統一する。従来の印鑑登録証については、市民の利便性を考慮して、継続して利用可能とする。印鑑登録証の再交付については、「31008 印鑑に関する事務手数料」の方針案1に従う。			
031103	支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター事務	B	現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の事務を取り扱う。なお今後、小田原市、南足柄市の住民窓口の再編の検討状況に応じて調整し、合併に際しては、2市の方針を踏まえた上で、改めて合併後の市における出先窓口のあり方を検討することとする。	2市の住民窓口施設のあり方を検討中であるが、方針が未定であるため。			3
031104	支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター施設管理事業	B	現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の維持管理をする。なお今後、小田原市、南足柄市の住民窓口の再編の検討状況に応じて調整し、合併に際しては、2市の方針を踏まえた上で、改めて合併後の市における出先窓口のあり方を検討することとする。	2市の住民窓口施設の老朽化等の諸課題があり、施設のあり方を検討中であるが、方針が未定であるため。			
031105	住民基本台帳実態調査	C	新市の本庁機能を持つ住民窓口で現行のとおり事務を継続する。	2市ともに本庁住民窓口で同一の事務を取り扱っているため、本庁の住民窓口で現行のとおり事務を継続する。			
031106	DV・ストーカー等の被害者支援事務	C	現行のとおり事務を継続する。	2市及び類似団体は、「住民基本台帳の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」や「住民基本台帳事務処理要領」の法令等に基づいて、統一的な取扱いを行っているため。			

031107	犯歴・成年後見・破産等関係事務	C	2市ともに本庁戸籍住民課担当者が同一の事務を取り扱っているため、新市の本庁機能を持つ住民窓口で現行のとおり事務を継続する。	2市ともに現本庁の戸籍担当で同一の事務を取り扱っているため、本庁機能を置くどちらか一方の戸籍係で現行のとおり事務を継続する。		
031108	在留関係事務・特別永住許可事務	C	現行のとおり事務を継続する。	住民基本台帳法、入国管理法、市町村在留関連事務取扱要領に基づき、2市及び類似団体は、同様の取扱いをしているため。		
031109	戸籍情報システム管理運用事業	C	小田原市の戸籍情報システムを適用し、戸籍情報システムの適切な運用管理を行い、戸籍業務を確実に実施する。	「31013戸籍情報システム」及び「31014戸籍副本システム」の方針案1のシステムを管理運用する。		
031110	住民基本台帳ネットワークシステム管理運用事業	C	住民基本台帳ネットワークシステム管理運用については、現行どおりで変更はない。	住民基本台帳ネットワークシステムは、「15003 基幹業務システム、住民情報システム」との連携による地方自治体共同のシステムであり、システムベンダーによる相違はないため。		
031111	公的個人認証サービス管理運用事業	C	公的個人認証サービスについては、現行どおりで変更はない。	公的個人認証サービスは、地方自治体共同の「住民基本台帳ネットワークシステム」に統合されているため。		
031112	広域証明発行サービス事業	C	現行のとおり事務を継続する。	「31005広域証明発行サービス事業(事務委託)」の方針案1に基づき現行の事務を継続する。		
032101	防犯灯事業	C	新市として防犯灯の管理、新設等を行っていく。	新市として防犯灯の管理、新設等を行っていくが、防犯灯の管理については、現在それぞれでESCO事業を導入しており、一元管理をするには、ESCO事業者との契約解除など、非常に困難な問題となることから一元管理は行わず、小田原市域、南足柄市域の2系統の管理とする。		
032106	防犯事業	B	小田原警察署と協力し、防犯活動を実施していく。	小田原市域が拡大すると想定した場合。		4
032116	空家等対策事業	C	新市として、空家等対策に取り組んでいく。	空家等問題は、防災・防犯・安全安心・環境・衛生・地域の活性化・景観の保全など、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしており、対策を講じていくことが必須であることから、新市として、空家等対策に取り組んでいくこと市民の生命、生活を守るため、交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及は、必須事業であることから、新市として交通安全推進事業を展開していく。交通指導員事務、交通安全教育事業、交通整理員事務については、特別職の身分の取扱いの方針案1による。		5
032119	交通安全推進事務	C	新市として交通安全推進事業を展開していく。			
032133	交通安全団体活動補助事業事務	C	各団体と連携を図り、交通安全啓発事業に取り組んでいく。	交通安全活動団体の活動を促進するため、財政的な支援を行い、連携を図りながら、交通安全啓発事業に新市として取り組んでいく必要がある。		
032138	自転車駐車場の管理運営事務	C	新市として、市内の自転車駐車場の整備・管理運営を行っていく。	駅を利用する通勤者や通学者の利便性を高めるため、また、駅前等の放置自転車等を発生させないため、新市として、市内の自転車駐車場の整備・管理運営を行っていく。		
032141	放置自転車対策事業	C	新市として、放置自転車対策事業に取り組んでいく。	自転車等放置対策事業は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を維持するとともに、公共の場所の交通の安全及び都市の良好な環境の保持に資するため、必須な事業であることから、新市として、放置自転車対策事業に取り組んでいくものとする。		
032151	消費生活相談事業	B	小田原市の現行を維持する。小田原市が足柄下郡3町(箱根町・真鶴町・湯河原町)南足柄市が足柄上郡5町(中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)と協定を結んで、広域連携をしているため、対象が2市8町となる予	相談員現員数については類似団体事例から5人とする。窓口体制は相談件数の実績から小田原市の現行で対応可能とする。		6
032155	消費生活啓発事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市は現在、県補助金(国の交付金が原資)を活用し啓発事業を進めており、平成37年度の補助金事業の終了までは事業を継続する必要		
032159	市民相談事業	C	小田原市の現行を維持する。	相談件数の実績や特別相談の開催状況から小田原市の現行の体制で実施可能とする。		7
032160	交通安全都市宣言の取扱いに関する事務	C	新市において同趣旨の宣言を行う。	交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、死亡事故や高齢者等による事故は増加傾向にあるので、南足柄市の宣言を参考に新市として新たな事務内容はほとんどかわらない。		
033101	住民自治組織の相談事務	B	現行のまま存続	南足柄市の自治会長と市長が語り合う会を小田原市では行っていないので、他に似たような事業や機会が代わりにすることができないか検討し、開催の有無を決定する必要がある。		
033102	自治会総連合事務局事務 自治会長連絡協議会に	B	自治組織を行政連絡機構に位置づけ、両市の自治会組織の一体化を働きかける。市が事務局として事務や各種事業を開催する。	自治組織を行政連絡機構に位置づけ、両市の自治会組織の一体化を働きかける。		
033104	地域活動功労者表彰事業	B	自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。	南足柄市でこれまでもらっていた方と差がでないよう、年数の少ない南足柄市の基準を適用する。		8
033105	自治会活動推進費補助金事務 自治会長連絡協議会活動助成金事務	B	2市の自治会の協議会組織を統合し、補助金も統合し支出する。必要があれば補助金要綱の改訂を行う。	内容の似ている補助金の統合する。		

033106	自治会組織活動交付金事務	B	当分の間、現南足柄市の区域で交付金を継続する。	南足柄市の自治会の活動資金が急激に減らないよう、当分の間現在の制度を継続する。将来的には、小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する。			
033109	コミュニティ助成事業	C	事務内容が同じため、そのまま統合。 申請の受付に関しては、小田原市では自治会総連合で調整をしているが、南足柄市では自治会単位で申請しているため、申請数が多くなっており、小田原市の自治会もそれに合わせると申請数はさらにふえることが考えられることから、両市事務局で事務取扱いについて調整を図るとともに、自治会組織を通じ基準の作成をしてもらう必要がある。必要に応じ補 同じ事務内容のためそのまま統合。	同じ事務内容のため統合。自治会からの申請に関して検討の必要あり。			
033111	地縁による団体の許可地縁団体登録事務	C	同じ事務内容のためそのまま統合。	両市とも同じ内容。			
033113	地区行政事務委託事業	B	当分の間、南足柄市の自治会組織活動交付金を継続するため、事業内容の近い小田原市の行政事務委託事業を継続する。将来的には、南足柄市の自治会組織活動交付金を小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する。	当分の間、現小田原市の区域で行政事務委託事業を継続する。			
033114	自治基本条例事務	B	自治基本条例を2市を踏まえたものに改訂し、運用を開始する。 小田原市の基金の中で似たような趣旨のものがあるか検証し、場合によっては統合も検討。	2市の条例の趣旨をおおむね反映させると、南足柄市に予算がついている業務や基金があり、そうした事業が追加される。			
033115	おだわら地域力市民表彰事務	B	そのまま継続する。	各地区自治会連合会から1名を推薦してもらい、表彰を行う。南足柄市に地区自治会連合会が4～6地区設立された場合、1件あたり予算が若干減るが、現行の予算額の範囲内で事業を継続。			9
033116	コンパクト活動補助事業	C	小田原市の事務方針を適用する。	小田原市の契約内容を適用する。			
033117	(新)地域コミュニティ組織推進事業	B	現行のまま存続。	小田原市の重点施策であり、合併後も進める重点施策と捉えているため、南足柄市域の地域コミュニティ組織については別途、検討が必要。			
033118	(新)地域住民のまちづくり計画の策定事務	B	現行のまま存続。	地域コミュニティ推進事業は小田原市の重点施策であり、地域の課題出しや活動の方向性を共有する地域別計画の策定は必須と考えているため、南足柄市域における、地域別計画の策定については別途、検討が必要。			
033122	地域コミュニティに関する庁内連携推進事業	B	地域との協働によるまちづくりを推進している課による情報共有、連絡調整の場を設ける。 また、職員の協働への意識改革となる取組(講演会等)を図る。	地域コミュニティ推進事業は小田原市の重点施策であり、合併後の市としても進める重点施策と捉えており、行政の組織力(連携、意識改革)を高めることは継続して行うものと考えているので1案とする。 職員が地域住民との「協働」による地域経営を目指すため、庁内での連携を図る場や職員の意識改革を図るため機会を作る。			
033126	市民活動推進委員会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市民(市民活動の主体となりうる対象)の多い小田原市の方式を適用する。 会議開催数をこれ以上減らすことは不可能と考えられることから、本案のみとする。			
033127	市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	利用ニーズ、実績の多い小田原市の方式を適用する。			
033128	おだわら市民交流センター管理運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の有する施設であるため、小田原市の方式を適用する。			
033129	女性センター管理運営事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の有する施設であるため、南足柄市の方式を適用する。			
033138	市民活動団体交流事業	C	小田原市、南足柄市、両方の事業を行う。	市民活動推進のために、さまざまなイベントを開催することにより、交流を促進			10
033140	提案型協働事業(市民提案型協働事業)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の事業が整備中であるため、事業が確定している小田原市の方法を適用する。			
033141	行政提案型協働事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績のある小田原市の方式を適用する。			11
033142	NPO法人に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	要綱上の差はあるが、実質的には事務処理に差異はないことから、小田原市の事務処理方法に合わせる。 権限委譲についても、特記事項にある理由で方策案としないことから、本案のみとする。			
033144	まごころカード発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみが実施しているが、事業の目的を実現するため、継続する。			
033145	プロジェクター及びスクリーン貸出事務	C	指定管理者と調整し、おだわら市民交流センター事業に統合する。	市民活動支援策として、おだわら市民交流センターのサービスを館外に拡充するとともに、窓口の一本化を図る。			

033146	災害ボランティアセンターに関する事務	C	社会福祉協議会と調整し、社会福祉協議会主導とする。	有事の際に中心となる社会福祉協議会の主導とすることで、事務の軽減を図る。		
033147	タウンセンター管理運営事業	C	基本的な予約等のルールのみ調整する。	水準のうち、料金区分や運営形態については、これまでどおり各々の施設の状況とする。それ以外の水準については、原則、利用者の混乱を招かないように調整する。		
033165	市民集会施設管理運営事業	C	存続	新たな利用方法が決定するまで存続する。		
033170	人権擁護委員補助事務	C	原則、小田原市の事務処理方式を適用するが、自主事業については、両市の既存事業をできるだけ継続する。西湘二宮人権擁護委員協議会に関する事務に関する詳細は、法務局の方針をもとに定める。	原則、小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、より多様な啓発活動を行うため、自主事業については、両市の既存事業をできるだけ継続させる。西湘二宮人権擁護委員協議会に関する事務については、法務局の方針		
033171	人権擁護委員推薦事務	C	人権擁護委員法に基づき、引き続き該当者の推薦を行う。	人権擁護委員法に基づき、引き続き該当者の推薦を行う。新市における委員の人数等は、法務局の方針による。		
033172	通訳・翻訳ボランティア関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。	文書の多言語化等、必要とされる場面も増えているので、小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。		
033173	外国籍住民支援に係る研究・連絡会議関係事務	C	現状どおり、神奈川県が主催する外国籍住民支援に関する各種会議等へ対応する。	両市ともに同じ対応であり、特に問題も生じないため現状維持とする。		
033175	かながわ医療通訳派遣システム関係事務	C	現行のまま継続する。	実施主体であるかながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会は、県下各市が構成員となっているものであるため、新市となっても、現行のまま事務は継続する。		
033176	外国籍住民に関する相談事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。	相談件数が少なく、合併後も特に事務の増加は想定されないため、当面、現行の小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。		
033177	保護司会活動補助事業	C	現行のまま存続	両市の現行を、当面は継続するが、更生保護サポートセンターの活用を進め、ゆくゆくは事務局が団体内に置けるようにする。		
033178	更正保護女性会補助事業	C	小田原市の事務処理方式を適用し、当面、事務局事務を担う。	団体が自力で会務を総理できるようになるまで、当面は小田原市の事務処理方式を適用し、事務の支援を継続する。		
033179	BBS会補助事業	C	小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。	更生保護活動の充実のため、小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施する。		
033180	社会を明るくする運動事業	C	小田原市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、推進委員会を設置し、関係団体の協力を得ながら実施する。経費負担については、小田原市の現行の額とする。	国の方針に沿って、自治体の長を委員長とした推進委員会による実施とする。経費負担については、小田原市の現行の額とする。		
033181	男女共同参画プラン関係事業	B	南足柄市及び近隣他市の事務処理方法を適用し、常設で男女共同参画プランの推進管理を行う附属機関に、プランの策定も行わせるものとする	プランの進捗管理と策定を同じ組織で行う。		
033182	男女共同参画推進協議会の運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用して、が部会は設置しない。	全庁的な組織とするとともに、研究部会は設置しない。		
033184	おだわら男女共同参画推進サポーター事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、継続実施する。	近隣他市でも制度の運用があることから、小田原市の事務処理方式を適用し、引き続き実施。		
033185	男女共同参画推進事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、継続実施する。	講座の内容については精査するが、原則、規模等は小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施。		
033187	女性に対する暴力をなくす運動事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施。	企画展示や認知度の上がってきているパープルリボンプロジェクトを継続する。		
033188	男女共同参画関係情報発信事務	C	現行のまま継続。	現行のまま継続。		
033189	審議会等への女性の参画推進事業	C	両市の人材バンクを統合し、引き続き登録の人材を審議会等の女性委員として活用する。託児については、小田原市の事務処理方式を適用し、審議会の女性委員を支援する。女性の参画の目標値は、小田原市の事務処理方式を適用する。	現行の人材バンクを維持する。審議会の女性委員への託児支援を、小田原市の水準を適用して継続する。		
033192	男女共同参画啓発事業実行委員会事務	C	南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、市民委員による情報誌の発行を行わない。	情報誌の発行を廃止する。事業の廃止。		12
033196	女性相談事業	C	相談の開設は、近隣他市にあわせて、(月)～(金)とする。相談受付時間は、小田原市の事務処理方式を適用し、9:30～16:30とする。	近隣他市にあわせて、相談の充実を図る。		13

033197	女性弁護士による無料法律相談	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	相談員で対応のできない法律相談があるため。			14
033198	国庫補助事務	C	現行のまま継続。	現行のまま継続。			
033199	DV被害者一時保護事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、関係各課等と連携を図りながら継続実施する。			
033200	DV被害者支援に関する三者協働事業	C	現行のまま継続。	一時保護施設の安定的な確保のため、現行のまま継続。			
033201	DV等対応関係機関庁内連携事務	C	一般的な情報共有やカンファレンスなど、案件に合わせて、関係課が集まる形で実施する。	両市の取り扱い案件をもらさず対象とする。			
033202	DV被害者支援に関する1市3町連絡調整事務	C	小田原市の現行のまま継続。	新市となっても、小田原保険福祉事務所及び近隣3町との連携は不可欠であり、小田原市の現行のまま継続。			
033203	DV被害者支援に関するNPOとの連携事業	C	小田原市の現行のまま継続。	継続的な被害者支援を維持するため、小田原市の現行のまま継続。			
033204	人権指針の進捗管理事業	C	新市として、人権指針の整備を行う。指針の進捗管理に関する組織については、設置要綱は残すが、任用は必要の都度とする。	指針の進捗管理に関する組織については、近隣他市と同様に、必要に応じて召集するものとする。			
033205	人権啓発事業	C	現行のまま継続実施。時期や会場については要検討。	近隣他市と同水準のため、現行のまま継続実施。時期や会場については要検討。			
033206	人権啓発活動助成金事務	C	現行のまま継続。	人権啓発事業の充実のための財源確保として、現行のまま継続。			
033207	同和对策事業	C	当面、小田原市の事務処理方法を適用し、継続する。	支部があるため、当面、小田原市の水準で継続。ただし、特別旅費の執行は順次見直す。			
033208	地域改善貸付金収納管理・滞納整理事務	B	引き続き実施する。	両市の債権(滞納分を含む)を合わせて、引き続き実施する。			
033210	滞納問題再調査事務	C	現行のまま継続	両市ともに同じ対応であり、現状維持とする。			
033211	市民功労表彰事務表彰審議会に関すること	B	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。功労者の水準は小田原市と南足柄市で調整する。			15
033212	ウルトラ元気なまちづくり助成金に関する事務	C	廃止する。	近隣市でも実施しておらず、単年度実施した事業で効果に疑問があることから、事務や経費の節減を図るため廃止する。			
033213	財産貸付料	C	貸付形態は現行同様とする。歳入科目は、小田原市に合わせる。	一般競争入札による歳入増加策のため			

(4) 防災・消防部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
041101	防災拠点(災害対策本部)システム等整備、管理事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	初動対応を支援するシステムについては、低コストである南足柄市のシステムを運用する。 気象情報提供業務については、両市のシステムを統合する。			
041104	避難施設等の指定周知事業	C	避難施設等各拠点の位置付けは、両市の指定のまま統合し、表示看板等も現状のまま引き継ぐ。	各拠点について、名称等も含めて現状のまま統合、引き継ぐことにより、表示看板等の変更などに係る経費の軽減を図る。			
041108	災害対策用資機材等の備蓄整備事業	C	両市の資機材等を引き継ぐ。 防災服等については、経費がかからない方法で統一する。	現状のまま引き継ぐことにより、経費の軽減を図る。			
041117	防災行政無線及び戸別受信機の整備、運用、管理事業	C	両市の防災行政無線をそれぞれ現状の配置で運用し、両市の事務処理方法をそれぞれ適用する。	経費をかけずに現行の運用を維持する。現在の小田原市庁舎及び南足柄市庁舎の放送卓からそれぞれ情報発信する。 両市の防災行政無線の統合(連携)については、別途検討する。			
041120	防災情報伝達手段の整備、運用、管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市で同様に運用している、テレビ神奈川データ放送、ジェイコム小田原データ放送、市ホームページ、緊急速報メール(携帯会社3社)については、一括配信を行うことができる小田原市の事務処理方式に統合する。 小田原市のみ運用している、災害情報配信システム(電話・FAX配信)、テレホンサービス(防災行政無線音声自動応答装置)、FMおだわら防災行政無線割り込みシステム、ジェイコム小田原再送信告知放送(防災情報サービス)、ユビ・オダワラUbi-Oについては、小田原市の事務処理方法の運用方法をそのまま継続できる。			
041126	災害情報伝達手段の整備、運用、管理事業	C	両市の無線等を現状のまま引き継ぐ。				

041131	地域防災力向上事業	C	両市の事務処理方式を統合する。 ただし、「防災資機材購入費助成事業」については、小田原市の事務処理方式を適用し、「啓発資料の作成配布」については、両市のマップ等をそれぞれ運用する。	「防災訓練や防災教室などによる普及啓発事業」、「防災リーダー養成事業」など、両市で同様に実施している事業は、両市の事務処理方式を統合する。 「防災資機材購入費助成事業」は、現在、事業を行っている小田原市の事務処理方式を適用する。 「啓発資料」は、両市の既存のマップ等をそれぞれ運用することとする。			
041143	危険な塀等撤去事業	C	危険な塀等撤去に対する補助は、平成28年度までで終了とする。 耐震や防火等に寄与する新たな補助事業について、検討する。 平成29年度は、事業予定なし。	地震被害軽減を目的とした新たな補助事業を行う。			
041144	災害対策・危機管理対策諸計画の策定、初動対応事業	C	小田原市の事務処理方式とする。	諸計画の改正等を定期的に行う。			
041148	災害対応支援連携事業	C	両市の事務事業を統合する。	両市の事務事業を統合することにより、現状の災害対応支援体制を維持する。			
041153	防災対策基金事務	C	小田原市の事務処理方式を継続する。	小田原市のみ事務事業であるため、現状のまま継続する。			
041155	水防事務	C	基本的には小田原市の事務処理方式を継続し、水防演習における消防団の参加については現状の規模で実施する。	両市の事務処理方式を引き継ぐことにより、事務や経費の軽減を図る。			
041156	補助金事務	C	両市の事務処理方式を統合する。	両市において、事務処理方式が同じである。			
041158	各種届出に関する事務	C	両市の事務処理方式を統合する。	両市において、事務処理方式が同じである。			
041159	防災嘱託員に関する事務	C	事務事業を廃止する。	経費の軽減を図る。 防災等に関して専門知識のある職員の登用については、防災嘱託員ではなく再任用等の雇用形態により登用していくことから、その事務についても廃止。			
042101	防災訓練参加者災害補償等共済基金負担金支出事務	C	小田原市の契約を合併後の市でも引き継ぐ。	防火防災訓練における参加者の負傷は想定されることから、合併後の市に契約を引き継いでいく。			16
042102	消防団員表彰業務	C	国、県、日本消防協会表彰については従来どおり実施する。県協会の表彰、市の表彰については、両団のどちらかに合わせる。	県協会、市表彰については小田原市に合わせる。			
042104	公務災害対応業務	C	新市に引き継ぐ	両市条例の整合を図る			
042105	消防団施設管理業務	C	1分団1箇所以上を整備し、維持管理する。	消防団が存続している限り、資機材を保管するとともに団員が参集する施設は廃止することができず施設の維持管理は必須であり、両市とも同様の事業を実施していることから、当面、合併後の市でもそのままの形態で事業を展開する。			
042106	民間防火組織の指導育成	C	南足柄市内の幼稚園、保育園等が幼年消防クラブの結成を希望する場合は、本市の運営等に合わせる。 南足柄市少年消防クラブ、南足柄市中学校消防クラブ、南足柄市中学校消防クラブ 消防団のあり方を踏まえ、当団体の存続及び事務局の所管等を検討していく。	それぞれの組織の実情に応じて、対応を決める。			
042107	消防水利施設等整備事業	C	事業主体を南足柄市分の防災担当部局から消防へ変更し、小田原市消防とするものである。	現在の事業主体である、小田原市消防の実施方法に合わせるものである。			
042109	消防出初式運営事業	C	現在行っている小田原市会場の1箇所で開催する。	現行の2箇所開催から1箇所開催とするもの。			
042111	消防団資機材整備事業	C	消防庁から示される装備基準により、引き続き地域の実情に合わせて各消防団が整備していく。	両団ともに耐用年数や更新計画に基づき実施していく。			
042112	消防団車両等整備事業	C	両団ともに車両更新は15年を目安にしており、更新期間は継続していく。 なお、整備水準については合併後に速やかに検討に着手し、3年以内に定める。	更新時期は、既存の更新計画に基づき実施することが適切な消防力維持の観点から望ましい。なお、整備水準については、検討に一定の時間を要することから、合併後の取扱いとする。			
042113	消防団報酬等支出事務	C	報酬、手当の支払い方法について両市異なるため、支払い方法の統一に向け、組織体制に合わせて調整を図る。	支払い方法（個人あて又は代表あて）や支払い回数、支払い時期について、事務の一元化が図られるよう消防団員の理解を得ながら調整を図る。			
042115	消防団交付金支出事務	C	事務については、両市で相違がないが、支払金額が違うため検討する。				
042116	消防団健康診断事務	C	消防団員は他に仕事を持ちながら活動している特別職の地方公務員であり、健康増進を図るため、継続実施が必要である。	・契約所管課が両市で異なるため、検討する。 ・診断時期に大きな違いがないが、同じにすることで事務の簡素化が図れ			

042118	消防団資機材管理事業	C	現況の事務を継続する	法に定められ、市での裁量がないため現行を引き継ぐ。よって他案なし。		
042119	消防団事業計画に基づく事業	C	両団がそれぞれ実施している事業を継続していく。	原則、従来の事業を継続し、合同で実施できるものについては検討していく。		
042122	市消防大会事業	C	現状のまま継続し、合併後の存続について検討していく。	両団の任命の在り方や年間計画等に相違があるとともに地域性や背景が異なることから慎重に検討していく。		
042123	市消防操法大会事業	C	現状のまま継続し、合併後の存続について検討していく。	両団の在り方や年間計画等に相違があるとともに地域性や背景が異なることから慎重に検討していく。		
042124	消防事務の委託に伴う事務事業	C	すべての事務事業を継続して行う。	すでに小田原市が消防事務の委託を受けているため、2市が合併しても継続して行う事業である。また、足柄下郡3町についても神奈川県消防広域化推進計画に基づき継続して意見交換を行う。		

(5)文化部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
051101	文化振興ビジョン推進事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	一体性を持った文化の振興を図るため、小田原市の事務処理方式を適用しながら、合併後の市全体の文化振興を推進する			
051103	文化振興ビジョン推進委員会開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式しながら一体性を持った文化の振興を推進する			
051104	小田原文化レポーターによる情報発信事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	取材等の範囲を南足柄市まで広げる(現在も小田原市に限っておらず、市民が楽しめる近隣のイベントやゆかりの催物なども対象としている)			
051105	おだわら文化メールマガジン作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	広報システムのメール配信を利用しているので、システムに併せて実施することになるが、情報収集の範囲を南足柄市まで広げる			
051106	小田原城ミュージックストリート実行委員会負担金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	参加者は市民以外でも参加可能。実行委員会において会場等の増加を検討する可能性がある			
051107	南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル実行委員会助成金交付事務	C	廃止	県市町村振興協会「市町村広域行政助成事業」の助成金は、交付から5年目となり、平成28年度をもって助成期間が終了し、助成金に関する事務がなくなるため。			
051108	市民による音楽フェスティバル実行委員会負担金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は現状のままとし、南足柄の合唱団体等にも参加を呼びかける			
051109	小田原映画祭開催事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	参加者は市民以外でも参加可能。実行委員会では会場等の増加を検討する可能性がある			
051110	野外彫刻維持管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	野外彫刻は財産として引き継がれるので、現状の事務処理を継続する			
051111	昼のミニコンサート開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数、会場を増加する	小田原市の実施方法で、それぞれの庁舎等で実施する			
051112	ODAWARAコンサートバンク運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが募集や活用の範囲を広げる			
051113	小田原文化サポーター調整事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は同様だが、小田原文化サポーターが活動域を広げる可能性がある			
051114	クラシック音楽会開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数を増加			17
051115	鑑賞事業開催事務	C	現行のままそれぞれの方式で実施する	会館の運営方式に合わせてそれぞれの会館で実施する			
051116	ワークショップ開催事務	C	現行のままそれぞれの方式で実施する	会館の運営方式に合わせてそれぞれの会館で実施する			
051117	文化セミナー開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	情報発信の範囲や会場が広域的になる			
051118	おだわら文化事業実行委員会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	会館の管理運営方法が、現状のまま、もしくは小田原市の方式で統合する場合は、現行のまま実施する			
051120	かもめコンサート開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は現行のまま、情報発信域を拡大する(現状も特に小田原市に限っていない)			
051121	市美術展開催事務	C	現状のままそれぞれ新市に引き継ぐが、3年を目処に新たな水準を検討	各団体と調整しながら、新市まとめでの美術展の実施をする方向で検討			
051122	市民文化祭開催事務	C	現行のまま新市に引き継ぐが、3年を目処に新たな事務処理方式に移行	文化(団体)連盟の再編成と共に検討していく			
051123	文化振興事業参加者祝い金事務	C	廃止	平成28年度で廃止(休止)の予定のため			

051125	市民文化団体に関する事務	B	現行のまま新市に引き継ぐ	現状のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に両市の団体が統合し、新しい団体を組織するよう働きかける。			
051126	市民文化祭参加団体補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、一体性の確保の観点から文化祭自体の開催方法の調整と合わせて3年を目処に検討する			
051127	ときめき国際学校実行委員会負担金	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが参加募集及び活動範囲を広げる			
051128	海外姉妹都市青年交流事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが募集範囲や活動範囲を拡大する			18
051129	小田原海外市民交流会補助金交付事務	B	現行のまま引き継ぐ	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方等も見ながら3年を目処に統合を検討する			
051130	小田原海外市民交流会関係事務・姉妹都市交流協会関係事務	B	現行のまま存続	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方等も見ながら3年を目処にあり方を検討			19
051134	都市間交流に関する事務	B	現行のまま存続	それぞれのこれまでの交流を大事にするため、現行のまま引き継ぐ			
051135	地球市民フェスタ開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、実行委員会において周知や募集範囲等は拡大を検討する可能性がある。			
051137	大学連携連絡協議会開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、連携事業の内容については今後検討する			
051138	関東学院大学連携交流事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、連携事業の対象者が拡大する可能性がある			
051140	市民ホール(芸術文化創造センター)整備事業	B	小田原市の事務処理方式を適用する	市民会館の老朽化や中心市街地の活性化などの視点から市民ホールの整備を推進していく。			
051141	芸術文化創造センター整備推進委員会運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	施設整備の期間に限定された委員会のため、現状を維持し、円滑に検討を進める。			
051142	小田原市民会館管理運営事務・南足柄市文化会館指定管理事業	B	それぞれの施設の事務処理方式を現行のまま適用する。	小田原市民会館は一般財団小田原市事業協会が管理運営を行う 南足柄市文化会館は指定管理者が管理運営を行う			
051146	南足柄市文化会館指定管理者選定委員会事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用し、5年に1度、指定管理期間の更新時に選定委員会を任命して、指定管理者を選定する事務を行う。	類似市の例などから見て最小限の人数で実施しており財政運営の観点から現状のままとする			
051147	小田原市民会館運営委員会事務・南足柄市文化会館運営審議会事務	C	廃止する	両市とも現状、開催しておらず、運営については指定管理者制度等を導入、もしくは財団等に委託する場合は、委員会等が重複するため個別には開催しない。			
051151	南足柄市文化会館テレビ共同受信施設利用組合助成金事業	C	現行どおりテレビ共同受信施設利用組合に対し、同額の助成を続けるため、事務を行う。	組合加入者の組合費(40,800円:100円×12か月×34戸)では、役員報酬(9,000円)、維持管理費(東電及びNTT共架料、増幅器電気料(48,266円)の支払い)、事務費2,000円が、賸えないため助成事務を継続する。			
051152	市民会館使用料徴収事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	管理運営方法によるが、市民会館の使用料徴収事務は現行のまま実施する			
051153	清閑亭を核としたまちづくり事業事務	C	現行のまま存続する	小田原市独自事業のため現行のまま存続			
051154	歴史的風致維持向上事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、対象や周知先等は拡大する可能性がある			
051155	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業関係	C	現行のまま存続する	小田原市独自事業のため現行のまま存続			
051156	職人育成研修等推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、対象範囲が広がり研修物件が増加する可能性がある			
051157	豊島邸活用事業	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま存続する			
051158	旧松平町公民館活用事業	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま存続する			
051160	民有物件対応事務	C	小田原市の事務処理方式を適用	小田原市の事務処理方式を適用するが、対応範囲等が広がり物件数等が増加する可能性がある。			
051161	ふるさと文化基金事務・南足柄市文化会館の基金に関する事務	C	現行のまま存続する	基金については、そのまま引き継ぐため、事務についても現行のまま実施する			
051166	市章(・市の花・市の木)管理事務	C	両市の現状に基づき、新たに取扱要領を定める。事務の実施方法は小田原市の事務処理方式を適用する。	市章は市を現すもののため、市の事業等及び市の紹介において使用する場合に限り許可し、使用についてはすべて管理する。			

051167	市キャラクター等管理事務	C	現行のまま存続する	それぞれ市民に親しまれてきたキャラクターのため現状のまま存続させ、管理する。			
051168	シンボルマークに関する こと	C	事業を廃止する	金太郎シンボルマークは市制20年を記念して作成されたため、合併となった場合、廃止とする。 現状、使用しているものは維持するが、申請の受付を中止する。			
051169	文化財団設立事務	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま継続するが、実際に設立する段階では、新市の会館運営、事業実施等と併せて検討する。			
052101	管理奨励金及び清掃謝 礼	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民の財産でもある市指定文化財の維持管理していただいている所有者及び管理者に対して謝礼を交付する。			
052102	文化財公開事業 埋蔵文化財保存活用事 業	C	小田原市の事務処理方式を適用	文化財に対する市民の理解を深め、文化財保護への意識向上を図るため、継続して実施する。			
052103	文化財啓発用冊子刊行 事業	C	現行のまま存続	小田原市のみのものであり、市民サービスの維持するうえで必要なため、現行のまま存続する。			
052104	物品売払事業	C	販売方法については、小田原市の事務処理方式を適用する 販売場所については、旧市域に1箇所ずつとする。	現状サービス水準を維持し、2カ所で販売する。			
052105	文化財説明板等整備事 業	C	既存の標柱、説明版については、優先順位をつけながら順次改修(建替え)を行う。	限られた予算の範囲内で、老朽化した標柱・説明板を優先度をつけながら順次実施していく。			
052107	埋蔵文化財調査・整理 事業	C	現行のまま存続	建築確認申請書による事前協議・調整、国庫補助対象の本格調査の実施、出土した木製品・金属製品等の腐食を防止する保存処理の実施の取り扱いが異なるが、これらは埋蔵文化財保護行政にとって必要不可欠なものであるため、今後も存続して実施していく。			
052108	遺物保存管理事業	C	現行のまま存続	発掘調査等により出土した遺構・遺物の資料は、国民共有の財産として将来に伝えていかなければならないので、引き続き適切に保存・管理してい			
052110	本丸・二の丸整備事業	C	現行のまま存続	「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、引き続き史跡整備を行う。			
052111	八幡山古郭・総構整備 事業	C	現行のまま存続	「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、引き続き事業を実施する。			
052112	史跡等用地取得事業	C	現行のまま存続	国指定史跡である小田原城跡の保存を図るために、引き続き公有地化を			
052113	史跡石垣山整備事業	C	現行のまま存続	これまで史跡内の石垣の保全工事等を順次行ってきており、引き続き必要な工事を実施していく。			
052114	早川石丁場群整備事業	C	現行のまま存続	平成28年4月1日に史跡指定され、今後の管理や活用方策等について検討し始めたところであり、引き続き事業を実施していく。			
052115	文化財建造物保存調査 事業	C	現行のまま存続	現在、年間3万人を超える入場者があり、観光資源の一つとして活用されていることから、今後も引き続き事業を存続する。			
052116	指定文化財等保存管理 事業 (草刈り、監視業務等)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国有史跡見回りは、国庫補助事業でもあり引き続き実施する。 両市の草刈り対象部分を嘱託員を雇用し実施する。 市指定文化財の見回り監視は、予算の制約から年間の実施件数15件を維持する。 南足柄市で行う職員による草刈りは1か所のみであるため、嘱託員が行う業務に含める。			
052118	指定文化財等保存管理 事業 (台帳管理及び現状変 更事務)	C	国県市指定文化財を台帳にて管理を行う	国県市指定文化財管理のための台帳を見直し、整理する			
052119	文化財保護委員会(審 議会)事業・未指定文化 財の調査	C	小田原市の事務処理方法を適用する。なお、委員は合併後の小田原市の委員の任期満了に伴い改選することとし、人選にあたっては総合的な観点から選出する。	多種多様な文化財の保存及び活用について協議していただくためには、小田原市で実施している水準が最低限必要となる。また、委員の人選については、南足柄市におけるこれまでの経緯を踏まえてバランスよく選任			
052120	史跡小田原城跡調査・ 整備委員会	C	現行のまま存続	史跡の調査・整備に係る協議を行うためには、多方面の専門家により委員会を構成する必要があることから現状の水準を確保する。			
052121	文化財修理等補助金事 務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	申請書提出期限及び補助金交付時期を定める。			
052122	民俗文化財補助金事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原民俗芸能保存協会への補助金は継続する。 社会教育関係団体補助金2団体への補助は廃止し、管理奨励金に振り替える方向で関係団体と協議していく。			

052123	日本遺産魅力発信事業	C	現行のまま存続	平成29年度申請に向け、庁内組織や民間事業者等と協力・連携しながら事務を進めていく。			
052125	指定無形民俗文化財団体への支援事務	B	両市の事務を基本的に継続して実施	南足柄市の4団体に小田原民俗保存協会への加盟を働きかける。後継者の育成方法については、各団体と協議し、公平性も踏まえながら方向性を決めていく。相模ささら踊連合会及び相模人形芝居連合会の団体事務を実施			
053102	カウンター業務 (図書資料の貸出業務ほか)	C	小田原市は同一業者による業務委託、南足柄市は直営による対応とする。	現時点での提供サービス内容に大きな差はないため、それぞれの実施方法を踏襲する。			
053103	資料の選書・購入	C	全体の予算を両館に振り分け、各館で選書入力を行う。選定した資料は、取りまとめ館において毎週1回システムでの一括発注をする。納品業者及び支払先は、割引率によって決定する(年1回業者選定)。	地域の状況に応じた選書を引き継ぎ、一括発注のスケールメリットを図る。			
053104	視聴覚業務	C	[資料収集] 予算の割振りを決め、両館の所蔵状況に応じた新たな収集方針を作成し資料収集行っていく。 [館内視聴] 両館の所蔵状況に合わせたブース運用を図る。 [館外貸出] 貸出対象資料の基準や点数・期間等、統一化を図る。 [映画会] 子ども向け、大人向け、バリアフリー映画等両館で開催。 [16mmフィルム] 登録団体に所蔵16mmフィルムや映写機器等を貸出。	資料の所蔵状況や視聴設備が異なるため、館内視聴や映画上映は各館に合わせた運用を図る。 館外貸出については、統一基準による運用を図る。			
053105	ボランティア関連業務	C	継続してボランティアグループの活動支援を行うのに加え、両館合同で年1~2回程度の連絡協議会を設ける。	ボランティアの活動内容は、各グループの実状によって異なるため、継続的な情報共有と活動支援によって、図書館全体のサービス向上を図る。			
053106	各種行事・イベント	C	小田原市の開催事業に合わせる。	事業内容が類似しているため、開催事業数の多い小田原市に合わせる。			20
053107	市図書館施設ネットワーク	C	統一された図書館システム及び一元化された蔵書データをもとに、図書施設をネットワークとして結び、予約・貸出・返却の利用を可能とするとともに、配送ルートも一元化する。	統一されたサービスの提供を行う。			
053108	システム管理業務	C	現行リリースの終了期間を合わせ、同時期に同一のシステムを導入する。	蔵書管理を一元的に行い、統一した利用者サービスを行うため、同一図書館システムを使用する。			
053109	地域資料等の管理・運営等	C	小田原市立図書館で管理する地域資料は、当面、かもめ図書館で保存・公開を行い、将来的には南町の文化・生涯学習施設用地に資料館を建設し歴史的公文書とともに公開を図る。 南足柄市立図書館で保存する郷土資料は、当該館で引き続き閲覧・公開を行う。	南足柄市立図書館では、地域資料は、郷土に関係する図書・雑誌のみで、参考図書の一部として閲覧に供しており、地域の学習ニーズに応えるため引き続き閲覧・公開を行う。 小田原市立図書館の地域資料については、資料閲覧や相談業務など現在提供しているサービスを維持しつつ、修復保存やデジタル化による公開の促進を図る。			
053110	廃棄行政文書の保存	C	小田原市に係る廃棄行政文書の保存を行うとともに、再整理を行う。	南足柄市では廃棄行政文書の保存をしていないため、小田原市のみを継続する。歴史的公文書として公開する場合は、当該文書を公開していくほか、南足柄市でも歴史的公文書の保存を図る方策を検討する必要がある。			
053111	小田原文学館の管理・運営	C	定期休館日(週1回)を設ける。	施設の老朽化が進んでいるため、保守点検や維持修繕をするため、定期休館日(週1回)を設ける。			
053114	図書館協議会の運営	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	図書館法に基づき、図書館の運営に関して図書館長の諮問に応じるとともに、図書館長に対して意見を述べる機関として機能するためには、小田原市の実施方式を適用することが最適であるため。			
053115	小田原文学サロン	C	事業を継続する。	小田原市独自の事業であるが、対象を南足柄市を含めた事業に変更し、継続する。			
053116	図書館の維持管理事業	B	当面は現行のとおり、各館で自館分の維持管理事業を実施する。将来に向けては効率的な運営を検討する。	図書館施設(市立図書館、かもめ図書館、南足柄市立図書館)の良好な状態を維持するため、各館で予算を保有し、自館分の清掃・警備のほか、各種設備の保守点検を実施するとともに、不具合箇所の維持修繕を行う			
053117	市史編さん事務	C	合併を機に廃止する。	平成15年度から開催されていないこと、健全な財政運営・行政改革の推進の観点から必要性の乏しい事業であることから廃止する。			
053118	学校図書館配本業務	C	現行のまま継続する。	現在、小田原市では学校図書館への配本は実施しておらず、ネットワークも未整備の状況のなか、実施には調整を要するため、当面は既存事業の範囲内で実施する。			

053119	自動車文庫	C	小田原市の事業を、南足柄市域にも拡充し実施する。	配本所については精査をする必要はあるが、今後も図書館サービスを市内全域(南足柄市域を含める)で提供していくため、現行の事業内容を継		21
054101	フォーカシング会開催	B	城下町おだわらソーデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	城下町おだわらソーデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。		22
054102	スポーツ大会等に関する事務	B	現在両市で行っている事業はそのまま継続して行く	両市における体育協会関連以外の事業としては「柔・剣道練成教室」「にこにこ走ろう大会」「市長杯パークゴルフ大会」等があるが、これらについては市民の思い入れも強く、合併によって廃止する根拠もないため、当分継続して実施する。(体協事業、ウォーキング大会は別調書)		
054111	体育協会にかかる事務	B	(公財)小田原市体育協会に事業協力及び補助金の支出並びに事業の引継ぎを行っていく	人格のある(公財)小田原市体育協会に現在南足柄市と南足柄市体育協会が共催している事業を引き継いでもらう		
054114	スポーツ振興祝い金交付事業	B	小田原市の水準を適用する	54018方針案1のとおり祝い金事業が存続するため、事務手続きにおいても小田原市の水準を採用する。		
054116	スポーツ推進委員活動促進事業	C	スポーツ推進委員協議会は現状の両市の人数のまま統合し、報酬は小田原市の水準を適用する。	小田原市の委員は連合自治会区から選出されるため、直ちに減員は難しい。南足柄も市域が縮小するわけではないので委員数は合算とする。報酬は安価な小田原市の水準に統一する。		
054117	総合型地域スポーツクラブ推進事業	B	小田原市の水準を適用する	クラブ加入者の多い小田原市の水準に統一し、講師派遣を依頼や、スポーツ施設の先行予約を行う。		
054118	スポーツ推進審議会事務	C	小田原市の水準を適用する(年間2-3回の開催)	定数、報酬等を小田原市の水準に統一するなかで、開催回数についても同程度とする。		
054119	スポーツ推進計画に関する事務	C	スポーツ推進計画に係る事務については、新市として継続する。	スポーツ基本法に基づき、各自自治体にスポーツ基本計画の策定が求められていることから、合併に伴い現在の「小田原市スポーツ振興基本指針」「南足柄市スポーツ推進計画」をふまえ、新市のスポーツ推進計画を策定する。スポーツ基本法に基づいて進めるべき事務のため、他の方針案は		
054123	スポーツ施設等管理運営業務(指定管理施設)	B	両市の指定管理施設については、指定管理機関の満了後、一括して指定管理を行う。両市の指定管理満了期間が異なるので、先に終わった方は調整の必要がある。	両市が合併した場合、旧市域ごとに2者の指定管理を入れることは、スケールメリットの点で合理的でないので一括以外は考えられない。		
054125	スポーツ施設等管理運営業務(市管理施設)	B	小田原市の事務処理方法を適用するが、廃止施設の跡地管理に関しては継続して行く。	無料施設等指定管理にそぐわない施設については継続的に市営施設として管理していく。		
054129	体育施設等指定管理者選定委員会事務	C	小田原市の水準を適用する	付属機関の設置を規模の大きい小田原市の水準を適用する中で、事務取り扱いについてもそちらを適用する。		
054140	施設開放団体登録事務	B	小田原市の事務取り扱い方法に統一する	学校施設の多い小田原市の事務取り扱い方法に統一する		23
054141	学校プール開放	B	現状の両市の取り扱いを継続する。	両市で事業主体が異なるなど特殊な案件のため、当初は現状の取り扱いを継続する。将来的に調整すべき内容については、一定の期間を定めて、その中で結論を出していく。		
055101	行政講座・生涯学習講座	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	中部公民館の自主事業はキャンパスおだわらに統合し、スリム化を図る。		24
055103	出前講座	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で行っている事業内容は、小田原市の事業内容と類似しているため、小田原市の実施方法に統合する。		
055104	キャンパスおだわら運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で実施されている生涯学習活動(市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座)も対象として、事業を実施する。		25
055106	人材バンク事業事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	講師登録については3年更新とし、人材バンクに係る相談業務を行う。また、企画講座やキャンパス講師の活躍の場の提供やPRを目的としたイベントなどの開催を継続する。		
055107	学習情報の収集及び発信事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	生涯学習情報の一元化した収集及び発信できるため、市民も検索しやすくなる。		26
055108	社会教育関係団体等補助金事務	C	廃止	PTA研修事業等でも事業委託に係る補助金を支出しているため、廃止とする。		
055110	生涯学習支援者育成・活動支援、保育ボランティア支援事務	C	小田原市の事業を適用する。	託児・育児ボランティア活動については、「はちの会」と「ひまわりSUN」を統合し自主運営させるとともに、託児・育児ボランティア育成・養成講座の開催回数を減らす。なお、行政が調整等を行う南足柄市と違い、小田原市では団体に自立を促し、自主的な運営ができつつあることから、本案のみ小田原市では実施しておらず、合併後、新市域すべての自治会から委員を選出していく会議開催は現実的ではない。		27
055111	生涯学習地域推進委員会議事	C	廃止			

055112	生涯学習フェスティバル事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。		28
055113	生涯学習センター本館・中部公民館管理事務	B	生涯学習センター本館を拠点とし、中部公民館は国府津学習館と同様の位置づけにすることで、小田原市の事業を適用する。中部公民館の運用は現行どおりとする。	管理事務を行う職員を生涯学習センター本館に集約して人件費の減を図り、小田原市を基準に委託業務の統合を進めることでスケールメリットでコストの削減を図る。なお、施設規模から生涯学習センター本館を拠点とする本案のみとする。		
055115	生涯学習センター本館・中部公民館利用団体等事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	優遇措置を講ずる団体に対する更新手続期間が長い小田原市の事務処理方法を適用する。なお、南足柄市が実施している利用団体登録については、小田原市の施設予約システムの利用に必要なID登録と統合する。		
055116	生涯学習センター図書室運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。なお、合併後の市における図書館の再編成の中で図書室のあり方を検討する。		
055117	生涯学習センター分館等管理業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。		
055122	公民館連絡協議会・自治会公民館長会議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用することとし、南足柄市の中部公民館及び自治会公民館は小田原市公民館連絡協議会に加入する。なお、南足柄市の単位自治会公民館長を対象とした自治会公民館長会議は廃止す	南足柄市の事務は小田原市の事務と内容が同じであることから、実施事業の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		
055123	地区公民館いきいきフェスタ事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。		29
055124	公民館活動費補助事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	補助金交付時期の早い小田原市の事務処理方法を適用する。		
055125	公民館建設費・修繕費補助事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務を簡素化している小田原市の事務処理方法を適用することで、事務量の削減を図る。		
055126	公民館維持管理補助事務	C	廃止	小田原市に当該事業が無いことや、対象事業金額が比較的安価で要望も少ないことから廃止する。		
055127	自治会公民館敷地料補助金事務	C	小田原市市税条例と減免事務取扱要領の減免対象を南足柄市域の自治会が管理する公民館へ拡大し、小田原市の事務処理方法を適用する。	課税されている公民館用地に対して小田原市市税条例及び減免事務取扱要領を適用することで、固定資産税・都市計画税を減免し、税補てんのため交付していた敷地料補助金を廃止する。		
055128	郷土研究会等開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ実施する事務事業であり、テーマを拡充して継続		
055131	郷土資料収集・保管・活用事業	C	現行のまま存続	博物館法に基づく博物館相当施設及びこれに類似する施設として、2市の事務事業の内容が同一であり、現行のまま引継ぐ		
055134	近代小田原三茶人等顕彰事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。		
055137	郷土文化館・郷土資料館管理事務	B	現行のまま施設の管理運営を継続するが、職員体制の見直しを行う。	館長に相当する職(非常勤館長)については所管課長の兼務とし統合する		
055141	各種協議会団体加入事業	C	現行のまま存続する。神奈川県博物館協会には郷土文化館のみ加盟を	負担金の抛出が必要な神奈川県博物館協会には、郷土文化館が代表し		
055143	博物館実習等研修対応事業	C	現行のまま存続	博物館法に基づく博物館相当施設及びこれに類似する施設として、2市の事務事業の内容が同一であり、現行のまま引継ぐ		
055144	物品販売管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	販売物品の種別が多い小田原市の方式を適用し、相互に物品を販売す		
055145	松永記念館管理事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自事業のため、現行のまま継続		
055148	博物館構想策定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、郷土資料館を検討対象に加える	小田原市のみ実施する事務事業であり、対象範囲を広げて現行のまま継		
055150	板橋の文化資産活用事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。		
055152	尊徳学習推進及び顕彰事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。		
055159	尊徳記念館管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるため、現行のとおり継続する。		
055167	小田原市集会所管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域の社会教育振興目的としているが、実際は同和対策のため設置した特異なケースの施設であるため、合併後の市でも存続を維持する。		
055168	社会教育委員に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市とも事務内容は類似しているため、小田原市の実施方法を適用する。		
055169	家庭教育学級開設事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	各小中学校・幼稚園等で実施している家庭教育学級については、従前のとおり各PTAを中心に企画、市が講師等の派遣を実施する。年1回、市・教育委員会共催の家庭教育講演会を開催する。		30

055170	家庭教育に関する事業	C	在庫がなくなり次第廃止とする。	現在も在庫がなくなり次第廃止する予定のため。		
055171	横溝塾事業	B	南足柄市の事務処理方法を適用する。	横溝塾金を活用した南足柄市独自事業のため、基金の趣旨から継続する。		
055173	PTA研修事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の実施方法を適用するが、会場を固定しない。		31
055175	地域婦人団体連絡協議会支援事業	C	現行のまま存続	市の様々なジャンルのイベントに年間を通じて積極的に関わってくれている団体であるため、行政側の窓口として調整事務を続ける。		
055176	生涯学習政策の総合的企画等調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	内部事務調整等については、両市とも大きな差異はないので、統合までに各施設の担当業務等を確認しておく。		
055177	各種協議会等事務	C	現行のまま存続	両市とも参加対象であるため、新市として各審議会に対応する。		
055181	県立生命の星・地球博物館関係事務	C	現行のまま存続	県による駐車場有料化計画が進まない限り、市側の対応はないため。		
055184	生涯学習関連単位取得奨励事業事務	C	廃止	平成9年度より実施しており、生涯学習奨励と学習活動の促進は果たされていると思われるため、合併を期に廃止する方向で調整する。 なお本事業については、合併後、小田原市のキャンパスおだわら事業(民間委託)の中で検討する。		32

(6)環境部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
061101	環境基本計画推進事業	C	新市の環境基本計画を策定する。年次報告書を毎年度に作成し公表することにより、市民意見の聴取等、市民参画を得て、市民、事業者と一体となって環境基本計画の進行管理を行う。 新計画策定までの期間は、両市の環境基本計画により、施策を実施し、年次報告書を作成、進捗管理を行う。 廃止する。	地域の拡大に伴い広範な環境課題に対応するため、新たな環境基本計画を策定する。そして、新たな計画の進捗状況を管理し、施策に反映するため、年次計画書を作成する。			
061102	環境行動計画に関する事	C		環境行動計画は、南足柄市環境基本計画(第二次)に示された目標を達成するための具体的な行動指針として策定したもので、新市において、策定する新たな環境基本条例や環境基本計画の中に盛り込む。			
061103	環境審議会運営事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	市域が拡大し、課題も増えるため、審議会や部会の開催回数は小田原市の実施方法を適用する。			
061104	表彰候補者推薦事業	C	継続実施。	両市が同一事務を行っているため。			
061105	環境影響評価に関する事務	C	継続実施。	神奈川県条例に基づく事務(両市同一事務)。			
061106	地球温暖化対策推進計画進行管理事業	C	小田原市の水準とする。合併後の市として地球温暖化対策推進計画を改定する。 地球温暖化対策推進計画に位置づけられた各種事業の進捗データ(前年度分)を収集(5月～6月)(環境基本計画に併せ実施) 収集したデータにより年次報告書を作成 神奈川県が公表する二酸化炭素排出量データを年次報告書に反映し完成(翌年3月上旬) 年次報告書の配布(環境審議会委員、市関係部局)、公表(市ホームページに掲載)	温暖化防止対策を計画的に推進するため小田原市の進捗管理方法を実施する。			
061107	酒匂川植栽事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさず実施できる。 地域住民や事業者などと連携した「ごみを捨てさせない」意識づくりの事業として、一定の成果があることから継続して実施する。			
061108	荒地再生・森林整備活動推進事業	C	当面、継続実施。併行して、実行委員会の組織強化を図る。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさず実施できる。 当面は現状どおり継続しながら、実行委員会が実施する、イベント内容、実施回数、参加料等を見直し、市からの人的、財政的な負担を軽減している。			
061109	環境市民活動促進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさず実施できる。 環境活動団体や地域などの連携、協働を支援する組織として設立された「おだわら環境志民ネットワーク」の活動を支援し、合併後の市の環境各分野の課題解決や市民の環境活動の活性化を目指す。			
061110	環境学習推進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、小学生が、自然にふれあい、地域の自然の状況を知ることによって環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解が深まる。			33

061111	省エネ研修会開催事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量を増やさずに実施できる。 引き続き、地球温暖化防止啓発のため、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業(身近なテーマ)に取り組む。			34
061112	省エネナビ貸出事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。引き続き、省エネに向けた意識啓発を図るため実施する。			35
061113	地域環境認証推進事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	環境に関する市民・事業者等の取組を認証・評価することで、取り組む方々の意識を高揚させるだけでなく、取り組んでいない方々にも成功事例をみせることにより、取り組む意識の醸成が図られる。合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。			36
061114	市役所環境配慮行動推進事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	省エネに向けた施策を継続実施する。			
061115	地球温暖化対策推進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。再生可能エネルギー、省エネルギー及びエコカー普及を活動の柱とし「スマートシティ」の構築を目指す官民協働の組織として存続することが必要。			
061116	地球環境保全協定推進事業	C	継続実施。協議内容等の見直しも行き、企業間のネットワークの構築や環境教育の場につながるような取組とする。	小田原市事業であるが、合併後も、業務量は増やさずに実施できる。事業者による市域の環境改善活動促進が図られる。			
061117	広域環境行政推進事業	C	継続実施。	現在も両市が所属しており、合併後の市として継続実施する。			
061118	地球温暖化対策推進事業費補助金事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりを進める必要があるため。			
061119	低炭素な地域づくりに取り組む首長の会	C	継続実施。	小田原市事業であるが、本会は、地域環境に即した持続可能な地域の姿を創るために政策展開を進めている全国各地の首長らによって構成されており、その政策実現に向け、環境省の幹部職員らと意見交換及び政策実現に関する議論を行っており、その意義は大きい。			
061121	小田原市エネルギー計画	B	合併による市域の拡大に計画を最適化するために、エネルギー計画の改定が必要となる。目標については、小田原市エネルギー計画の水準を堅持する。	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の規定に基づきエネルギー計画を策定していること、また、目標についても国や他の地方自治体の水準を勘案すると現状のままが望ましい。			
061123	公共施設における太陽光発電設備導入事業	B	広域避難所(指定避難所)に指定されている全施設へ太陽光発電・蓄電池の設置を目指す。他の市有施設等へも、積極的に導入。	小田原市エネルギー計画において、目標の実現に向けた優先的な取組として、再生可能エネルギーの導入を掲げ、市有施設・広域避難所への率先導入を進めている。広域避難所(指定避難所)の停電時における電源確保。			
061124	中学校及び小学校の太陽光発電及び蓄電池設備の管理	C	継続実施。管理については南足柄市の水準とする。	施設との一体管理によるコスト削減効果や、日常点検によるトラブル等の早期発見を見込んで、施設管理者による管理とした。			
061125	環境・エネルギーの里づくり事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点的な取組として、再生可能エネルギーの里づくりに向けた検討・推進を策定し、また、小田原市総合計画後期基本計画においても、新たな視座として、エコツーリズム事業を導入する予定であるため。			
061126	電力の地産地消モデル事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、公共施設の電力需給契約を、再生可能エネルギー由来の新電力に切り替えることは、電気料金の経費節減にもつながるため、あわせて電力の地産地消を図る本事業は、現状のまま継続することが望ましい。			
061127	荻窪駒形水車発電モデル事業	C	廃止。	小田原市事業であるが、再エネの普及啓発に一定の役割を果たし、また、合併後の市の健全な財政運営や行政改革の観点から廃止するもの。			

061128	再エネの導入、再エネの推進に係る普及啓発事業	B	現状のままとする。エネルギーカフェ、再エネ・省エネに関する取組については、市域の拡大による南足柄市での事例などの情報収集が必要。事業者向け省エネルギー化勉強会については、小田原箱根商工会議所と連携をしているため、市域の拡大により南足柄商工会との連携が必要となる。	小田原市エネルギー計画に基づく、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進の短期及び長期目標の実現のためには、リーディングプロジェクトに位置付けられる3つの普及啓発事業の実施が必要。		
061131	木質バイオマス導入計画	B	小田原市木質バイオマス導入計画に基づき、官民一体となり、民間あるいは公共施設への設備導入を目指す。合併により市域が拡大するため、策定した計画を新たな環境に最適化させ、合併後の市にふさわしいバイオマス設備の導入を目指す必要がある。	本事業は、本年度に環境省による補助を受け、予算額1,000万円にて委託業務を執行しているが、本補助事業は3年以内の事業化が補助要件であるため、事業実現のため現状どりの取り扱いが必要。		
061132	再生可能エネルギー事業奨励金交付事務	B	継続実施。	小田原市事業であるが、国の固定価格買取制度を利用して、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業に対して、事業開始の初期段階に要する費用の軽減を図ることにより、再生可能エネルギー導入を促進することができることから継続実施する。		
061134	飯泉用地管理	C	廃止。	小田原市事業であるが、再エネの導入可能性がないものと判断して、用地を処分する。		
061136	メダカの保護事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、「酒匂川水系のメダカ」は、酒匂川水系に係る自治体はその保護活動を推進していく必要があるため。		
061137	コアシサシの観察会事業事務	C	継続実施。	「市の鳥」に指定されているコアシサシの保護活動や普及啓発を行い市民の環境保全意識の向上を図るため継続実施する。		
061138	看板・ガラス除けの設置事務	C	継続実施。	小田原市事業であるが「市の鳥」に指定されているコアシサシの保護活動や普及啓発を行い市民の環境保全意識の向上を図るため継続実施する。		
061139	保存樹に対する奨励金交付事業事務	C	廃止する。	新市の経費削減や行革の観点から廃止する。		
061140	保存樹林に対する奨励金交付事業事務	C	廃止する。	新市の経費削減や行革の観点から廃止する。		
061141	酒匂川水系保全協議会事務	C	小田原市の水準（総会及び理事会、各種事業、会計管理）を適用し実施する。	酒匂川水系の保全のため、事務局としての事務を担う必要があるため。		
061142	環境美化週間事業	C	廃止する。	初期の役割は果たしており、他の啓発事業で対応できるため。		
061143	環境美化促進重点地区美化啓発清掃業務	C	小田原市の水準（作業時間、人数、範囲、実施日等）を適用し実施する。	環境美化促進重点地区内の美化清掃業務にあたっては、地区内の美化推進と美観の保護に今後も努めていく予定であるため。		
061144	小田原駅西口喫煙所管理清掃	C	継続実施。	小田原市事業であるが、施設の保全と喫煙所としての不適切な利用を排除し衛生美化促進を図るため継続実施する。		
061145	城址公園周辺喫煙所管理清掃	C	継続実施。	小田原市事業であるが、施設の保全と喫煙所としての不適切な利用を排除し衛生美化促進を図るため継続実施する。		
061146	歩行喫煙実態調査	C	継続実施。	小田原市事業であるが、効果の検証と、今後の啓発活動等施策の検討のため、継続実施する。		
061147	灰皿オーナー制度	C	継続実施。	小田原市事業であるが、オーナーとなっている店舗が多数あること、環境美化促進重点地区内においても喫煙者に一定の配慮を行う必要があることから、継続実施する。		
061148	美化啓発看板管理事務	C	継続実施。	両市同一事務。重点地区内の美化啓発看板の維持管理及び道路等占用許可手続きを取り、啓発看板を設置することで環境美化を促すため。		
061149	美化啓発清掃活動支援事業（環境美化促進重点地区内）	C	それぞれの市の現行の水準で継続実施する。	実施日、実施場所、作業を行うボランティア団体が異なることから、あえて統合は行わず、それぞれの水準で継続実施する。		
061151	ボイ捨て防止キャンペーン	C	継続実施。	小田原市事業であるが、環境美化促進重点地区での啓発活動は必要であるため、継続実施する。		
061152	自治会・ボランティア清掃受付事務	C	小田原市の水準を適用し実施する。	現行の小田原市の水準を変更し、南足柄市の水準を適用すると、すべての自治会が環境事業センターへゴミを持ち込むことになり、混乱が生じるため、小田原市の水準を適用し実施する。		37
061153	自動販売機設置届	C	継続実施。なお、区域は新市の条例に基づき、新たに設定する。	小田原市は市内全域、南足柄市は環境美化促進重点地区内のみと、対象区域が異なることから、新市の設立に伴い改正させる条例において、対象区域を見直すこととする。		
061154	落書き消去支援事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、地域の環境美化にとって必要な事業であり、かつパートナーと協働で事業に取り組むために必要があるため、継続実施		38
061155	国府津・富士見地区ボイ捨て防止キャンペーン	C	継続実施。	小田原市事業だが、地域の美化を推進し、美化意識の高揚を図るために必要な事業であるため、継続実施する。		

061156	環境美化推進員・環境委員委嘱	C	小田原市の水準を適用し実施する。	環境美化推進員を置くことで、ごみステーションの保安全管理や地域美化の活動向上に繋がるため。			
061157	環境美化活動表彰	C	小田原市の水準(対象・推薦方法等)を適用し実施する。	市内で環境美化について顕著な活動を行っている団体及び個人並びに環境美化推進員を表彰し、その功績を称えることにより、もって本市の継続的な美化活動の活性化を推進するため。			
061158	ボイ捨て禁止看板貸出事務	C	継続実施。	小田原市事業であるが、ごみのボイ捨てに関する美化啓発看板の貸出を行うことにより、地域美化を推進及び美化意識の高揚を図るため実施す			
061159	空閑地の管理依頼	C	継続実施。	両市同一事務。空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請し、空き地を良好な状態に保つため。			
061160	全市一斉清掃・美化デー	C	小田原市の水準(周知方法、実施時期、参加者への依頼事項等)を適用し実施する。	家庭単位による清掃を全市的に行い、わたしたちのまちを「きれいなまち」にする自覚と責任を共有するため			
061161	美化清掃車両助成金・美化デー運搬車両助成金に関する事務	C	廃止する。	新市となった場合、廃棄物回収を直営で行うことができるため。			
061162	美化啓発看板管理	C	継続実施。	既設の看板等を掲示するにあたり必要な事業であるため、継続実施す			
061163	海岸美化充実・強化検討会議	C	継続実施。	小田原市事業であるが、海岸美化の推進に当たり必要な事業であるため、継続実施する。			
061164	海岸美化事業負担金	C	継続実施。	小田原市事業であるが、かながわ海岸美化財団の美化活動事業に対する負担金を支払うことで海岸の美化推進と美観の保護の維持に繋がるた			
061165	海岸清掃受付	C	継続実施。	小田原市事業であるが、海岸美化のためには、自治会等による海岸美化を支援することが必要であるため、継続実施する。			
061166	大気汚染緊急時の対応事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	両市ともに事務を行っているが、小田原市の対応の方が細やかであるため。			
061167	酸性雨測定事業	C	継続実施。	小田原市事務であるが、継続実施とし、測定頻度は1回/月として事務内容を少なくし、人工の削減を行い、合理化を図る。			
061168	大気汚染防止法に基づく事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(大気汚染防止法)のため、小田原市の事務処理を適用し実施。また、県の大気汚染の常時監視測定局は法令上必要であるため、2			
061169	大気汚染防止法に基づく工場立入調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(大気汚染防止法)であるため、現状のまま継続			
061170	大気環境調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	大気環境調査による把握は必要なため ・継続実施とするが、測定は新市全体を調査範囲とし、測定地点を見直す。			
061171	ダイオキシン類調査事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	・両市とも行っている事務であるが、調査内容が新市の実状にあっていると考えるため。 ・調査地点の内容は、他の事業と合わせて調整する。 ・ダイオキシン類対策特別措置法の移譲市でない類似団体において、一般環境調査にて大気、水質、土壌、底質の調査を行い、市内の状況確認			
061172	水質汚濁防止法に基づく事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の事務処理方法を適用する			
061173	水質汚濁防止法に基づく工場立入調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の事務処理を適用し実施する。水質事故等の未然防止の観点から、年間計画を立て、それに基づ			
061174	河川水質調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	・常時監視は特例市事務(水質汚濁防止法)であり、南足柄市には常時監視測定地点が無いため、小田原市の水準で継続。 ・自主調査は両市で実施しているが、両市の地点数、頻度、項目を見直して実施する。			
061175	生活排水処理計画に関すること	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	・今後事務事業を進めるうえで、南足柄市の事務処理方法が最適なため ・一般廃棄物処理基本計画から独立させ、生活排水処理計画を単独とし、し尿・浄化槽汚泥に関しては両市の現状を考慮する。			
061176	海域水質調査事業	C	継続実施。	特例市事務(水質汚濁防止法)であるため			
061177	合併処理浄化槽補助金に関する事務	C	南足柄市事務処理方法を適用する。	国や県からの照会、回答については両市同事務なので現行通り。補助金交付申請があった場合の実施方法について、実績報告後に現場確認を行うことで、より確実に適切な施工状況の確認を行う。			
061179	騒音規制法・振動規制法に基づく事務	C	継続実施。	法令により規定されており、両市同一事務を行っているため。			
061180	騒音規制法・振動規制法に基づく工場立入調査事業	C	継続実施。	現状のまま苦情発生時にものみ対応する。			

061181	騒音・振動調査事業	C	騒音規制法に基づく、自動車交通騒音の常時監視の実施 騒音規制法に基づく、市内の環境騒音調査の実施に関しては小田原市の事務処理方法を適用するが、実施水準(場所・回数等)は見直し新たな水準で行い、市民からの要望による新幹線騒音振動調査の実施は[061191]情処理事務	においては法令で決められているため小田原市の現状のまま実施し、地点数を検討する。測定は直営とする。			
061182	小田原市豊かな地下水を守る条例に基づく受理事務・南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例に基づく届出事務	C	水資源保全利用基本計画の変更(改正)、水資源かん養保全区域の設定や行為の届出、キャンプ等禁止区域の設定に関しては南足柄市事務処理方法を適用する。地下水採取等の届出に関する項目については、小田原市事務処理方法を適用する。	水源地域における保全に関しては、継続して行う必要があるため、南足柄市事務を継続する。南足柄市の既設井戸の揚水能力が全て1時間につき12.5立方メートル以上(1日8時間で100立方メートル)であることから地下水の届出に関する項目は小田原市水準にて統一する。			
061183	地下水保全会議事務	C	南足柄市事務処理方法を適用する。	足柄上地区における適正な地下水保全・利用及びその管理のための施策を総合的に進めるため、足柄上地区地下水連絡保全会議を開催し、地下水の現況を継続的に把握し、良好な地下水・水源環境の長期的な維持・管理に向けた対策・検討を行う。酒匂川上流(足柄平野)での水収支調査は、地下水の使用が多いという地域特性上、状況把握の必要がある			
061184	地下水質調査事業	C	継続実施。	両市の条例及び061183[地下水保全会議事務]や、地域特性上、地下水の利用が多い地域であることより、市内全域の状況調査は必要である。これより現状の調査は継続して行う。			
061185	温泉開発に関する事務	C	継続実施。	神奈川県からの意見照会に対する両市同一事務のため			
061186	土壌汚染対策法に基づく事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状の小田原市の水準により運用			
061187	土地履歴照会に関する事務	C	小田原市事務処理方法を適用する。	不動産業者等は土地取引における重要事項照会のため、現状のまま継続。県土木に対しても同様に対応。			
061188	地下水汚染対策事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	常時監視は特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の水準で実施し、神奈川県が行っている南足柄市の地下水常時監視(10地点)を引き継ぐ。			
061189	河川流量・雨量観測事業	C	継続実施。	新市における産業の振興を図るため、地下水の利用を積極的に進めることが可能となる地下水等の状況を継続的に調査する。河川流量、雨量及び地下水位観測体制が整備されているため、廃止することは難しい。			
061190	神奈川県環境の保全等に関する条例に基づく届出受理・経由・副申事	C	事後・事前届けに関しては、継続実施。土壌汚染関連に関しては小田原市の事務処理方法を適用する。	条例に基づく事務処理のため、事前・事後の届出に関しては現状のまま運用。土壌汚染に関しては土壌汚染対策法を委譲されていることにより、内容審査・受理事務が発生するため、小田原市に統一。			
061191	苦情処理事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	両市の水準に大きな差異は無いが、市民サービスの観点から、小田原市では苦情を受け付けをホームページからも行っていることから、小田原市の水準を適用する。[061181 騒音・振動調査事業]の新幹線騒音振動調査			
061192	水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			
061193	小規模水道及び小規模受水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に基づく事務	C	小田原市の水準により実施。	両市とも戸建ての飲用井戸に関しては、条例で管理等定めていないが、使用者からの相談に関しては住民の安心・安全等の観点より窓口として設けておくべき。水道台帳の適正化が、法定受検率や管理の適正指導には不可欠であり、受水槽の設置に関する情報は関係機関で情報共有すべきであるため小田原市事務処理要領にて統一。			
061194	水道法及び関連法令・条例に基づく立入調査	C	小田原市の水準により実施。	専用水道の水質に関しては月1回、小規模水道については年1回水質検査結果を提出してもらうことにより、水質の状態は確認できるため、立入調査は隔年実施とする。簡易専用水道、小規模受水槽水道について、必要に応じて立入調査を行う。			
061196	悪臭防止法に係る事務・事業	C	小田原市の水準により実施。	畜舎巡回については、悪臭や排水の問題発生への未然防止に有効であるため、現状のまま継続する。			
061197	環境基本法に係る事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			
061198	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出受	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			

061199	放射線に関する事業	C	小田原市の水準により実施。	市民より問い合わせがあることから、市内の状況確認は定点測定として年に1回実施する必要があると考えるため。			
061200	深夜花火規制に関する事業	C	継続実施。	小田原市の事業であるが、要望のある自治会へ看板の貸し出しやポスター配布、海岸への看板設置を行う事務を継続する。			
061201	他法令等に基づく申請への所管法令に係る意見回答事務	C	継続実施。	所管法令上、指導が必要な場合があるため、小田原市の水準を適用し実施する			
061203	環境白書(環境報告書)の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。(掲載項目、作成頻度、発行時期、発行形態、発行部数など)製本配布のほかホームページへの掲載も行う。	より多くの市民に情報提供を行うため、(所管している法令や条例に基づく測定等に関して掲載することとする。PRTRや産廃に関しては県が所管しているため、掲載しない。)			
061204	環境保全・公害協議会事務	C	継続実施。	参加する会議体は同一のため、新市として、継続実施する			
061205	公害防止協定に関する事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	公害防止協定の仕組みは存続させるが、新市となることから、既存の協定は一度無効とし、新たな協定内容、新たな対象事業所とし、新協定として締結し直すこととする。			
061207	神奈川県自然環境保全条例に関する事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	県からの移譲事務であり、小田原市より南足柄市の移譲権限の範囲が大きい。			
061208	和留沢地区水道施設整備費補助金事業	C	現行どおりとする。	毎年、定例的に交付される補助金ではなく、突発的な設備故障で高額な修繕に対する補助金であり、和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保に必要であるため。			
061209	環境都市宣言の取扱いに関する事務	C	廃止。	小田原市に編入合併のため廃止。新市における宣言については、合併後に検討。			
062101	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	B	当面の間、新市と足柄下郡3町及び新市と足柄上郡5町の2つの枠組みを継続する。	小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町とごみ処理広域化を目指しているが、それぞれの事業進捗に差があるため、当面の間、新市と3町、新市と5町の枠組みを継続していく。 なお、県西地域全体のごみ処理広域化のあり方については、今後の状況を踏まえ検討していく。			
062102	あしがら上地区資源循環型処理施設整備事業	B	当面の間、新市と足柄下郡3町及び新市と足柄上郡5町の2つの枠組みを継続する。	小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町とごみ処理広域化を目指しているが、それぞれの事業進捗に差があるため、当面の間、新市と3町、新市と5町の枠組みを継続していく。 なお、県西地域全体のごみ処理広域化のあり方については、今後の状況を踏まえ検討していく。			
062103	燃せるごみの減量推進事業	B	段階を追って、小田原市の水準で実施する。 剪定枝に関しては、再資源化方法等を検討する。	小田原市の水準で検討するが、取り組み内容は、指定ごみ袋の販売店制度、段ボールコンポスの生(いき)ごみクラブ、学校、企業との連携など、市民による活動、地域による取り組み、地域、企業、学校との協力による部分が多く含まれるため、合併時にとらわれず時間をかけて徐々に小田			39
062104	ごみ減量意識啓発事業	C	小田原市の水準で実施する。 (各水準内の取り組みについては両市の内容を合わせて実施する。)	両市とも啓発活動には力を入れており、自治会や学校を重要視している点も同じであり、両市のノウハウを活かすつ事業を継続し、自治会や学校との協力体制を構築する。意識啓発は、手間がかかる割に効果の算定が難しいことから、優先順位が低くなってしまうことがあるが、将来を見据えた施策としてしっかりと実施しなければならない。			
062109	事業系ごみ減量強化事業	C	小規模事業者対策としての特定ごみ制度の扱いを踏まえ、事業内容を再構築する。	両市とも、事業系ごみの対策を、今後、力を入れなければならない事業と捉えている。共通する部分の多い事業であるため、ゼロベースからの検討が可能と考えている。			
062117	古紙リサイクル事業	B	小田原市の水準を適用する。 古紙リサイクル事業組合による収集業務を行う。	ごみステーションによる現在の収集サービスと「その他紙」等の分別区分を小田原市の水準を適用し、かつ、コストを安く抑えるためには、本市の水準に合わせ、小田原市古紙リサイクル事業組合との協定による紙書類のごみの発生量、最終処分場の状況、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、お互いの処			40
062120	焼却灰及び残渣最終処分事業	B	当面は両市それぞれの処理先、処理方法を継続する。 将来的には、広域化計画等の状況を踏まえ検討する。	資源化処理の方法については当面はそれぞれの水準で実施し、できるところから小田原の水準に合わせる。			
062123	資源ごみの資源化事業	C	当面はそれぞれの水準で実施し、将来的には小田原市の水準に統一していく。	容量協定の基準を満たすことを第一に考える。 中間処理については、双方の委託先施設の処理量等に限界があることから、現状では1か所に統合できないため、それぞれ現状維持で委託する。			
062129	容器包装リサイクル事業	C	当面は両市それぞれの施設での処理を継続する。				

062133	一般廃棄物処理に係る計画策定及び処理方針検討事業	C	双方の一般廃棄物処理基本計画を始めとした各種計画については、ごみの総量の見直し等一本化し見直す必要がある。 新市としての新計画を策定する。	新市のごみ処理の方針、考え方に従い、数量的な見直しを行う。		
062136	医療系廃棄物適正処理事業	C	小田原市の水準で実施する。 ただし、南足柄市(足柄上医師会)との調整が必要。	小田原医師会との協定を活かし、新市として調整する。		
062140	神奈川県都市清掃行政協議会	C	継続実施とする。	県内市の協議会であるため、継続して参加する。		
062141	ごみ集積場管理謝礼金・資源化分別収集協力金支払い事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	当面制度を維持していくことを考えれば、世帯数やごみ集積場が多い小田原市の現行制度の方法で統一するのが現実的である。		
062142	不法投棄防止啓発・撤去事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市が実施しているパトロール及び回収作業の委託を無くすことで、経費の削減が図れる。		
062147	ごみ分別指導事業	C	小田原市の実施方法を、合併後の市に引き継ぐ。	業務内容は、啓発及び指導を中心とした業務のため、基本的な部分では両市間で差はない。 ただし、分別の区分やカレンダーについては、別途協議した結果を踏まえ、調整する。 また、カラスネットについては、南足柄市が2種類と小田原市より少ないが、その大きさは小田原市に包括されているため、小田原市の現行の種類を引き継ぐ。		
062152	受入れごみ計量・処理業務	C	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	2市間で基本的な業務内容は変わらないが、土曜・祝日の受入れや一般廃棄物管理票の取り扱いが異なるため、小田原市の実施方法を引き継ぐ	41	
062154	ごみ集積場設置協議事業	C	小田原市の実施方法を合併後の市へ引き継ぐ。	小田原市は南足柄市の15区画以上に対して、5区画以上の開発行為でごみ集積所を設置する必要があるため、ごみ集積所を確保でき、既存の集積所への影響が無い。		
062155	火災ごみ受入れ指導事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	受入れ回数に制限を設けている小田原市の事務処理方法を適用する。		
062156	一般廃棄物処理業許可及び検査指導事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ。 ただし、許認可に際しての審査基準等、運用に関し相違の部分については、合併後の市移行前に調整が必要となる。	一般廃棄物処理業の許認可については、法令に基づく事務のため、基本的な事務処理に関しては、両市間で相違がない。 ただし、運用の部分での適否の基準に相違があることから、その部分の調整を図る必要がある。 また、搬入検査については、事業系一般廃棄物のより一層の適正な処理を推進するため、小田原市の実施方法を採用し、検査、排出事業者の指導を行うこととする。		
062158	清掃手数料賦課事務	C	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	2市間の実施方法における違いは、調定の時期のため、現在の小田原市の実施方法を新市に引き継ぐこととする。		
062159	清掃手数料減免受付事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市へ引き継ぐ。	現在の運用面で違いがないため、現行の減免基準について小田原市の基準により行うものとする。 なお、小田原市の減免対象「特定ごみの100Kgまで」の扱いは、CランクNo62160「ごみ特定申告受付事務」で協議		
062160	ごみ特定申告受付等事務	C	廃止する。	両市を比較すると、南足柄市には「ごみ特定」の制度がないことから、ごみ特定申告受付の事務は廃止とする。	42	
062161	大型ごみコール制事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ。	両市間で、事務の取り扱いに大きな違いはないが、小田原市では毎日(平日)収集があるため、市民にとっての利便性が高い。	43	
062162	小動物事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ(焼却処分の際は、小田原市の動物専用炉を使用する)。 料金については合併後の市で検討する。	両市間での大きな差異は、動物専用炉の有無と業務委託の内容等だが、市民サービス等を考慮し小田原市の実施方法を採用するものとする。	44	
062163	蛍光灯ほか収集運搬事務	C	当面はそれぞれの実施方法を継続する。	2市間での差異は、契約方法及び対象品目。 現時点でどちらかの方法に決めるのは難しいため、当面はエリア分けして各市の実施方法を継続する。		
062167	安全衛生委員会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の運営状況から、水準が充実している方を採用している。		

062169	ごみ収集運搬事業(直営)	C	ごみ収集運搬事業(直営)は、小田原市のみで実施しているため、現状のまま継続する。	収集に対する、経験、ノウハウの維持。委託業者に対する指導や、市民生活に直結するごみ収集について、非常時(大災害や契約不調)に対し直営収集は確保しておく必要がある。 現状の両市のごみ収集スタイルをそのまま継続しても、市民サービスに大きな差異はないと思われる。		
062170	ごみ収集運搬事業(委託)	C	お互い現状の委託スタイルを継続する。	現状の委託状況を両市で継続しても、市民サービス大きな差異はないと思われる。		
062172	廃食用油を利用したBDFの活用	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	廃食用油を利用した100%バイオディーゼル燃料の導入拡大の可能性を探るための調査及び研究を引き続き行う。 両市ともバイオディーゼル燃料を使用している。 エネルギーの地産地消、循環型社会の構築。		
062173	湘南四市収集運搬業務関係課連絡協議会	C	現行のまま存続	協議会での情報収集は大変有効である。 新市の代表として参加。		
062174	焼却施設管理運営事業	B	当面は両市それぞれの施設を継続する。	ごみ焼却施設の維持管理は、両市とも基本的に変わらない。しかし、ごみの発生量、ごみ分別方法の違い、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、当面はお互い		
062177	一般廃棄物処理施設整備事業	C	現在の事務処理を継続。	小田原市清掃工場は、老朽化が激しく早急に延命化工事を行わなければ市民生活に多大なる影響を及ぼす可能性がある。早期の完成のためにも現在の処理を継続することが最良である。 また、交付金の交付期限である平成31年度までに工事を終了させる必要がある。		
062183	小動物焼却施設維持管理	C	現行のまま存続。	南足柄市に処理施設が無いため、市民サービスの維持を目的とし、既存サービスを継続する。		
062184	周辺対策事業	C	現行のまま存続。	焼却施設等については一般的に好まれない施設であるため、地元の協力が無ければ運営が難しくなる。地元の協力を得るためにも、地元協議は継続しなければならない。		
062187	施設見学・視察対応	C	現行のまま存続。	焼却施設等の社会的インフラ設備については、小学4年生の授業で学習するほか、他自治体の研修や市民への環境意識啓発に不可欠のものであるため、見学を受け入れる。		
062190	焼却灰等放射線濃度測定	C	現行のまま存続。	小田原市は県外へ灰を搬出しており、協定書等で測定が義務付けられているため、実施しなければならない。 南足柄市でも、市民の不安を払拭するためにも、測定は継続実施する。		
062193	立入調査等対応	C	現行のまま存続。	立入調査箇所や回数は、県が定めているため、市で変更できるものではない。 県の動きに合わせて事務処理が発生するため、現段階では、調整すること		
062195	リサイクルセンター等管理運営事業	C	現行のまま存続。	ごみの発生量、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、まずはお互いの処理を継続		
062199	不燃物受入事務	C	各施設において、現行のまま事務を実施する。	ごみ処理方法に若干の違いが見受けられるため、その市の処理方法に合わせた分別が必要となる。		
062205	堀ヶ窪埋立処分場・最終処分場管理運営事業	C	現行のまま存続。	廃棄物の埋立処分場は、法で定められた事務があるほか、周辺対策事業の実施も必要であり、その処理施設特有の事務処理が発生するため、双方の施設で実施する事務を存続する必要がある。		
062215	焼却灰等積替事業	C	現行のまま存続。	小田原市にはない事務であるが、灰の処分場がないため、現行を継続		
062217	中村原・福泉・雨坪処分場維持管理業務	C	現行のまま存続。	廃止予定の埋立処分場であり、休止しているため、他に活用方法がない。		
063101	斎場整備運営事業	B	廃止とする	合併時期が平成32年度中と想定され、協議会解散予定がそれ以前になされることによる		
063102	犬の登録・鑑札交付事務	C	南足柄市の水準(手数料の種類)を適用し実施する	南足柄市及び類似団体の状況が同様(鑑札の引換え手数料が無料)であることから、その水準に合わせる事が適当であると考えられるため		
063103	狂犬病予防注射事業	C	両市の内容に差異がないため、継続実施とする	両市の内容に差異がないため		
063104	犬猫の飼い方マナー啓発事業	C	小田原市の水準(看板の貸し出し、犬のしつけ教室の実施)を適用し実施する	犬フンの放置禁止看板や、猫の迷惑行為の禁止看板の貸し出し、犬のしつけ教室の実施により、飼い方のマナー向上を図ることが期待できた		
063105	野良猫の去勢・不妊手術費補助金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	去勢・不妊手術費用の一部を補助することにより、野良猫の飼養につながり、野良猫対策について一定の効果があるため。		
063106	野良猫対策事業	C	継続実施とする	小田原市で平成28年度から始めたばかりの事業であり、しばらくは現状維持のまま実施するのが妥当であると考えたため。		

063107	有害鳥獣捕獲許可事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。		
063108	県所管の有害鳥獣捕獲に関する事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。		
063109	捕獲檻貸出事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。		
063110	捕獲動物の殺処分事務	C	小田原市の水準を適用する。	委託業者が、殺処分や焼却所への運搬を行うことにより、職員の負担軽減が図れる。		
063111	鳥獣飼養登録事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。		
063112	特定外来生物の対応事務	C	小田原市の水準を適用し実施する	63110[捕獲動物の殺処分事務]において、直営の殺処分を行わないこととしたので、直営の捕獲はメリットがなくなるため、箱わなの貸出により対応する 広報については、61142[環境美化週間事業]において、環境フェアを廃止		
063113	その他の野生生物に対する対応事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。		
063114	生物多様性に関する事務	C	継続実施とする	小田原市の事業であるが、ネットワークからの情報共有は今後も必要と考えられるため継続とする		
063115	生態系保全回復に関する事務	C	継続実施とする	小田原市の事業であるが、例年実施している事業であり、今後も実施していく必要がある。		
063116	野猿監視・追払い・捕獲事務	C	小田原市の水準を適用し実施する	63117[鳥獣被害防止対策協議会・野猿対策協議会への補助金等算出事務]において、小田原市鳥獣被害防止対策協議会と南足柄市野猿対策協議会を統合することとしたので、南足柄市分は新協議会で対応し、委託による小田原市の野猿対策は現行のとおり継続実施とする		
063117	鳥獣被害防止対策協議会・野猿対策協議会への補助金等算出事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市野猿対策協議会負担金は本補助金に一本化し実施する。	野猿対策は市域全体で実施する必要があるため。		
063118	S群及びH群の捕獲許可申請事務	C	継続実施とする	野猿対策は重要な施策のため現行のとおり継続実施とする		
063120	害虫駆除事業	C	小田原市の水準を適用し実施する	小田原市の水準を新市全体に適用する。 ユスリカについては新市全体に範囲を拡大するが、消毒する水路は見直しを行い、歳出を抑える。	45	
063121	動物の飼養・収容の許可等に係る事務	C	小田原市の水準を適用する。区域は両市の区域を適用する	両市の事務内容に差異がないため。		
063122	公衆便所管理事業	C	現行のまま継続実施とする	小田原市事業であるが、継続して実施する。ただし、利用実績に基づき、頻度の低い場所については廃止を検討する。		
063123	公衆浴場補助事業	C	現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。		
063124	墓地経営許可事務	C	小田原市の水準で実施する。	合併後はひとつの市となり、同じ条例等で運用することとなるため		
063125	し尿収集事業	B	小田原市の水準を適用する。ただし浄化槽汚泥は許可業者制とする。	し尿収集のみ合併後の市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。 くみ取りに行く回数・申込方法などは小田原市の水準とする。	46	
063126	清掃手数料賦課徴収事務	C	小田原市の水準(納期、徴収事務)を適用し実施する。	し尿収集のみ新市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とするため、浄化槽の賦課徴収は無くなる。063125し尿収集事業にあわせ、小田原市の水準(納期、徴収事務)とする		
063127	市有施設浄化槽法定検査事業	C	南足柄市の水準を適用し実施する	事業内容に差異はないが、所管部署が異なっており、事業所管を庁舎管理部門とすることで、事務の合理化を図るため。		
063128	小田原市斎場運営および維持管理業務	C	継続実施とする	現斎場は現状のとおり実施する。 なお、新斎場は、小田原斎場PFI(株)で管理運営する予定。		
063131	案内板管理	C	現行のまま存続	小田原市斎場への案内板は、新斎場でも必要なため		

063160	斎場使用料減免許可	C	小田原市の水準を適用する	小田原市斎場条例に基づくが、減免対象について見直す。なお、新斎場の減免規定などについては平成30年度に設置条例を制定予定であり、協議会市町村は同一水準とする予定。		
063173	扇町クリーンセンター管理運営業務	C	小田原市の水準を適用する	現状どおり、し尿と浄化槽汚泥を受け入れるため、現行どおりの維持管理とする		
063182	足柄上衛生組合との連絡調整および三者会議に関する事	C	足柄衛生センター(足柄上衛生組合)は、構成団体を足柄上地区の1市5町としているため継続する。	足柄衛生センター運営協力会(生活環境部会)、足柄衛生センター施設整備検討委員会及び三者会議は、足柄上地区1市5町や地元自治会を構成団体としているため継続するが、将来的に足柄衛生センターの取扱い		
063184	浄化槽清掃業許可事務	C	現行のまま継続実施とする。	事務内容は法定事務のため2市間では差異はないため		
063185	家屋の消毒手数料	C	廃止	類似団体の手数料条例などに規定されておらず、行われていないことから		
063186	し尿処理事業	B	現状のまま、継続実施とする	扇町クリーンセンター、足柄衛生センターで現状のまま処理し、将来的に施設の統合を検討する		

(7)福祉医療部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
071101	社会福祉協議会補助金に関する事務	C	現行を引き継ぐ	実施方法等について、両市共通であり、事務の混乱等を防ぐため、現行を引き継ぐ。			
071102	遺族会補助金に関する事務	C	実地方法等について現行を引き継ぐ。	実地方法等について両市共通かつ最適のため、新市においても現行を引き継ぐ。また類似団体事例とも大きな違いはないため、他に方針案はな			
071103	原爆被災者の会補助金に関する事務	C	小田原市原爆被災者の会の事業費に対し補助する。	毎年、5月に補助金交付申請を受け付け、交付決定し、1月以内に補助金を交付する。年度終了後、実績報告書の提出を受け、確定通知書を送る。			
071104	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	C	現行を引き継ぎ、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金を支給する。	実地方法等については、類似団体事例とも大きな違いはなく、現行が最適用の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」で定められており、市の裁量はないので、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071105	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	C	現行を引き継ぎ、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づく特別給付金を支給する。	国の「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」で定められており、市の裁量がないため、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071106	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	C	現行を引き継ぎ、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき特別給付金を支給する。	国の「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」で定められており、市の裁量がないため、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071107	市戦没者慰霊祭開催事務	B	毎年：新市で慰霊祭を行う 隔年：足柄上地区大祭も行う	一体性の確保を保ちつつ地域の特性も尊重する。			
071108	外国籍高齢者・障がい者等福祉給付金に関する事務	C	公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。県の事業のため、他の方針案はない。	毎年7月に現況届を提出してもらう。9月と3月に半年分の給付金を支給する。			
071110	社会福祉センター管理運営事務	C	現状のまま	南足柄市に類似の施設があるが、別の施設であるので、他案はない。			
071111	りんどう会館管理運営事務	C	現状のまま	小田原市に類似の施設があるが、別の施設であるので、現状のままとする。			
071113	民生委員児童委員事業	B	部会の運営を4部会とする。その他の影響は少ないと見込めるため、現行を継続。	適正規模準拠のため、部会の運営を4部会とし、その他は両市の相違は少ないため、現行を継続。			
071114	被災者支援事業	C	遺族又は被害者からの申し並びに市の情報収集により災害による被害を把握する。 当該事業の事由等の調査を行う。 支給の要件に該当した事業の対象者に対し、弔慰金等の支給を行う。	事務事業の実施方法については、他市もほぼ同様の方法を採用していることから、調整(案)は、1のみとした。			
071115	臨時福祉給付金事業	C	方針なし	国による全国一律の措置であり、平成29年度中若しくは年度末で終了する事業のため、調整の必要はない。			
071116	赤十字事業	C	より良い水準項目の事務処理方式を適用する 統一に課題の多い「赤十字社員増強運動」に移行期間を設ける。	双方の実施水準を比較し、より住民への利益があると思われる現況に統一する			47
071118	ふらっと城山管理運営事業	C	現行を引き継ぐ。	比較する類似施設がなく、現状の運営方法が最適のため、現行を引き継ぐ。			

071119	国民生活基礎調査事業	C	要綱・調査方法等、実施については、国が定め県に通知し、市町村は協力するものであることから調整の必要はない。			
071120	避難行動要支援者名簿及びマップ作成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、現在の対象者を継続。	小田原市の事務処理方法を適用する。		48
071121	福祉避難所協定事業	C	小田原市の現況を適用	市民サービス向上のため、小田原市の実施水準を適用		49
071122	地域見守り活動事業	C	現行を引継ぐ	現状、協定を結んでいる業者と新市においても協定を結び、市が協定を結ぶにあっても県の実施方法に基づいていることから、新市においても現行を引継ぎ実施する。よって他案はない。		
071123	社会福祉法人認可・監査に関する事務	C	本事務の担当課を1課に集中する。	法人に対する指導の一貫性を確保するため、1課集中型を適用		
071125	社会福祉基金管理事務	B	小田原市社会福祉基本条例に基づき管理を行う。	制度を複雑にしないために、すべての基金を一つにまとめる。		
071127	福祉施設の補修に関する協定に基づく施設補修	C	小田原市域内にある施設を対象とする。	本事業については、小田原市防災協定団体協議会事業の一環として当該団体の厚意により実施されているものであるため、行政主体で協定内容を調整するものではない。		
071130	福祉・健康協議会事業	C	廃止	類似団体にも同様の組織がなく、必要性が乏しいため廃止する。		50
071131	地域福祉計画策定事業	C	小田原市の現況を適用	地域福祉計画と地域福祉活動計画の冊子を一本化することにより、両計画の事業の関連性が明確にでき、かつ、市民と市及び社会福祉協議会の役割を併記できることから、小田原市の現況を適用する。		
071132	中国残留邦人等支援事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ		
071133	旅行病人・死亡人の取り扱い	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ		
071134	生活保護業務	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ		
071183	生活困窮者自立相談支援事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ		
071184	生活困窮者自立相談支援事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ		
071185	学習支援事業	C	契約を一本化する 実施場所3箇所をまとめて執行する	契約を一本化することで、委託料及び事務処理量の軽減を図る		
071186	法外援護事業(旅費支給事業・旅行病人扶助)	C	事務処理等、現行を引継ぐ	社会福祉協議会事業であり、市の裁量がないため現行を引継ぐ		
071191	生きがいふれあいフェスティバル開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	現行の方式が事業目的を達成する上で最適と考えるため、現行を継続する。また、類似団体事例もなく現行が最適のため、他案なし。		51
071192	生きがいふれあいセンター管理運営事業	C	現状のまま	利用条件等が同一の施設は存在せず、老人福祉施設という特殊性に鑑み、利用時間や利用料金については、現状維持が望ましいと考える。よって他案はない。		
071193	前羽福祉館管理運営事業	C	現状のまま	利用条件等が同一の施設は存在せず、福祉施設という特殊性に鑑み、無料で利用できる施設として運営されていることから、現状維持が望ましいと考える。よって他案はない。		
071194	おかもと福祉館施設維持管理事業	C	現状のまま	南足柄市に類似の施設があるが、別の施設であるので現状のままとする。		
071195	下中老人憩の家管理運営事業	C	現状を引継ぐ	「老人憩の家の設置運営について」(社老第88号昭和40年4月5日)により運営要綱が示されており、それに基づいて運営していることから、他案はない。		
071196	鴨宮ケアセンター管理運営事業	C	現状のまま	指定管理者制度の執行にあたっては、行政管理課の「指定管理者制度導入・運用ガイドライン」に定められており、他に方法がないことから他案はない。		
071197	産婦人科医療施設整備費補助金に関する事務	C	単年度事業のため廃止	単年度事業のため廃止		
071198	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	C	方針なし	国による全国一律の措置であり、平成29年度で終了する事業のため、調整の必要はない。		
072101	独居老人等緊急通報システム事業	C	老人電話については小田原市の事務処理方法を適用する。その他の実施方法については、両市差異がないため現行を引継ぐ。	市民サービスの維持・向上のため		52
072102	福祉タクシー利用助成事業	C	現行のまま存続。	南足柄市で実施していないため他案なし。		

072103	高齢者救急要請カード配付事業・あしがら安心キット交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者への周知徹底を図る観点から、一定の年齢を迎えた高齢者全員に交付する。		53
072104	計画策定検討事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072002「おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会委員、南足柄市介護保険運営審議会委員(附属機関委員)」(Aランク事業)の方針案を踏まえ、その他事務処理については、小田原市の事務処理方法を適用する。国の示す方針に合わせた形で調査を行う。		
072105	高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。			
072106	高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	C	廃止する。	072043「高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成」(Aランク事業)の方針案が廃止のため。		
072107	敬老行事実施事業	C	当面、市域別に両市現行事業を併用実施するため、事業実施に当たっては両市それぞれの事務処理方法を適用し、5年を目途に調整する。	072048「敬老行事補助金」(Aランク事業)の方針案を踏まえ、事業実施に当たっては両市それぞれの事務処理方法を適用する。		
072109	高齢者現況調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	民生委員への負担を考慮して、小田原市の事務処理方法を採用する。		
072110	敬老祝金贈呈事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」(Aランク事業)の方針案1に基づき、事務処理については南足柄市の事務処理方法を適用する。		
072111	敬老祝品贈呈事業	C	廃止する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」(Aランク事業)の方針案を踏まえ、本事業については廃止する。		
072112	長寿祝品交付事業	C	廃止する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」(Aランク事業)の方針案を踏まえ、本事業については廃止する。		
072113	シルバー人材センター運営補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072029「シルバー人材センター補助金」(Aランク事業)の方針案1のとおり、合併後の市域で一つの組織となるよう働きかけをしていくが、その他事務処理に関しては小田原市の事務処理方法を適用する。		
072114	老人クラブ活動補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072030「老人クラブ連合会補助金・助成金」、072031「単位老人クラブ運営費補助金・助成金」(Aランク事業)方針案に基づき、その他事務処理については小田原市の事務処理方法を適用する。		
072115	老人クラブ連合会との事業調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	団体の自立を促すため、また行政改革の趣旨からも、市が事務局を担うのではなく、運営費の一部を補助する小田原市の事務処理方法を適用する。		
072116	アクティブシニア応援ポイント事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	60歳以上の高齢者に社会参加を促すことは、介護予防やプロダクティブエイジングの視点から、今後ますます必要になる。		54
072117	福祉有償運送事務	C	合併後の市にて現行のまま存続。	現在、県西地域両市8町の枠組みの中で協議会を組織し、同様の事務処理をしているため、合併後も引き続き実施する。		
072118	外出支援サービス事業	C	廃止する。	同事業は高齢者や障がい者を対象に実施しており、南足柄市社会福祉協議会へ委託しているが(高齢介護課からは高齢者分を委託)、高齢者の利用者数は減少しているため、高齢者分の委託を廃止する。		55
072119	障害者控除対象者認定書交付事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	認定基準が広い(市民に有利)南足柄市の基準を採用する。		56
072120	おむつ使用確認書発行事務	C	現行のまま存続。	法令に基づく自治事務のため		
072121	福寿カード交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現在利用している市民に対して、サービスの提供を保ちつつ、市域が広がることにより、対象施設等も増やす。		57
072122	地域包括支援センター運営事業	C	現行のまま存続する。	合併時は現行のままセンターを存続し、高齢者福祉介護計画策定の段階で改めて方針を決定する。		
072123	成年後見制度利用支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現在、成年後見制度利用支援事業(申立費用・後見人等報酬助成)は小田原市及び南足柄市ともに、同様の方法で事業を実施しているが、市民後見人の養成・活動支援等の推進にかかる事業は南足柄市では実施していないため、合併後、同様に実施する。		58
072124	高齢者虐待防止ネットワーク事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者虐待の防止から、関係機関・団体等と連携協力することは有効であるため。		
072125	家族介護用品支給事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	行政改革の方針を踏まえ、年間支給額、支給回数ともに少ない小田原市の水準を適用する。		59

072126	家族介護教室開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、現状を保ち開催する。		60
072127	認知症家族のつどい	C	新たな実施水準に再編する。 (実施方法や開催回数、開催場所等を見直す)	小田原市は小田原保健福祉事務所と共催で実施、南足柄市は南足柄市社協と共催で実施しているため、共催している関係機関との調整を図りつつ、実態に沿った実施方法に見直す。		61
072128	認知症支援推進事業	C	小田原市の事務処理方法を運用する。	サポーター養成講座終了者等を対象としたフォローアップ研修の実施等を行っている小田原市の事務処理方法を適用する。		62
072129	老人ホーム入所等措置事業	C	現行のまま事業を存続。	現在、小田原市及び南足柄市ともに、老人福祉法に基づき事業を実施しているため、現行のまま引き続き実施する。		
072130	老人ホーム入所判定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072016「小田原市老人ホーム入所判定委員会(附属機関)」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理		
072131	緊急一時入所事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市でも同様の対応は行っているが、緊急一時入所事業として実施している小田原市の方式を適用する。		
072132	食の自立支援事業(任意分)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		63
072133	認知症予防事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	参加者及び評価方法が多い小田原市の事務処理方法を適用する。 (実施回数については、両市合わせて年10クールを想定)		64
072134	ウォーキング教室	C	新たな事務事業に再編する。	オプションとして実施していた事業であり、高齢者筋力トレーニング事業などの事務事業に再編する。		
072136	高齢者筋力向上トレーニング事業	C	新たな実施水準に再編する。 (両市で実施しているそれぞれの事業を、新市において再編して実施する)	利用者の多い小田原方式を取り入れるが、地域に根付いた活動を広げるため、南足柄市の転倒骨折予防教室地域型を取り入れる。(筋力向上トレーニング(ストレッチ・マシン・プール)を南足柄市域でも1箇所行い、転倒骨折予防教室の地域型を小田原市域でも行う。)		65
072137	高齢者体操教室開催事業	C	新たな実施水準に再編する。 (両市で実施しているそれぞれの事業を、新市においても実施する)	一般参加型については、南足柄市域においても会場を固定して実施するとともに、小田原市域においても、地域型での実施について調整する。		66
072138	いきいき健康事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域介護予防活動支援事業として整理し、南足柄市が実施している事業は、小田原市の地域型筋力向上トレーニング事業に編入する。		
072139	介護予防普及啓発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実施回数や参加者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		67
072140	口腔機能の向上	C	新たな事務事業に再編する。	足柄歯科医師会の今後の動きも踏まえつつ、072139介護予防普及啓発事業(おうちの健康フェスティバル)や072176通所型短期集中事業などの事務事業と再編する。		
072141	地域介護予防活動支援事業・生きがいと健康づくり推進事業	C	新たな事務事業に再編する。	介護予防意識を高め、住民の主體的な取り組み・活動を活性化するため、既存事業を再編して実施する。		68
072143	ふれあい担い手発掘事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072037「ふれあい担い手発掘事業補助金」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理方法を適用する。		
072145	高齢者の健康に関する事業	C	新たな事務事業に再編する。	事業内容を踏まえ、他事業と統合するなどの見直しを図る。(Aランク事業方針案1)		
072146	要介護者高齢者へのケースワーク	C	現行のまま存続する。	両市、ほぼ同様の取り組みを行っている。		
072147	コアメンバー会議開催	C	現行のまま存続する。	法律に基づくものであり、廃止ということはない。また、内容的に大きく変更できるものでもない。 広域的になるので開催場所やメンバー等は考え方を整理しておく必要が		
072148	地域ケア会議開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国の実施要綱に合わせ、3階層(個別会議、圏域会議、推進会議)で実施している小田原市の事務処理方法を適用する。		
072149	在宅医療・介護連携事業	C	現行のまま存続する。	関係団体(医師会等)との調整が完了するまでの間は(5年を目標)、現行事業を存続し、連携体制を図っていく。		
072150	認知症地域支援推進員設置事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	認知症地域支援推進員の業務内容は同様であるが、非常勤特別職として設置していることで、専門的な業務の遂行が期待できる小田原市の事務処理方法を適用する。		
072151	認知症ケアパス構築事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	先行して作成する南足柄市のケアパスを活用する。		
072152	認知症初期集中ケア事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績の多い小田原市の現状を維持する。		
072153	認知症支援アクションミーティング	C	新たな事務事業に再編する。	民間主導で実施している「認知症をにんちしょう会」関連事業など、他の認知症支援事業に再編する。		
072154	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	C	現行のまま存続する。	実施手順等同様のため。		

072155	介護保険施設等整備費補助事業	C	現行のまま存続する。(ただし、市単独事業のあり方については、別調書にて検討)	両市とも同様の事業を実施しているため、現行のまま存続する。		
072156	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	C	現行のまま存続する。	両市同様の事務処理方法を適用しているため。		
072157	介護保険事業運営事業	C	現行のまま存続する。	両市とも同様の事業を行っているため、現行のまま存続する。		
072158	要介護認定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	申請から判定まで、両市の事務処理方法に大きな差異はないが、訪問調査委託料等の事務については小田原市の事務処理方法を適用する。(認定審査会と訪問調査についてはAランクで協議)		
072159	認定調査員研修事業	C	現行のまま存続する。	両市とも同様の事業を実施しているため、継続して実施する。		
072160	介護保険給付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法令に基づく事務のため、事務処理に大きな差異はないが、細部については、被保険者数や取扱い件数の多い小田原市の事務処理方法を適用両市、事務処理方法が同じため。		
072161	住宅改修等点検事業	C	現行のまま存続。			
072162	医療情報との突合・縦覧点検事業	C	現行のまま存続。	両市、事務処理方法に差異がないため。		
072163	介護給付費通知事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	事務量削減のため、国保連合会に委託し、給付費通知の発送を年4回に		69
072164	介護サービス事業者指導監査事業	C	合併後の市にて現行のまま事業を存続。	介護保険法に基づき、合併後の市においても事業を継続する。なお、不正等が疑われる場合の事業所への対応については、より厳しい小田原市の事務処理方法を適用する。		
072165	指定地域密着型サービス事業所等の指定事業	C	現行のまま存続	実施方法については共通した内容のため現行のまま存続		
072167	介護サービス事業者支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護サービスの質の確保・向上を図るため、事業者連絡会を開催する。介護保険制度の円滑な運営のためにも必要な事業である。		
072168	介護相談員派遣事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護相談員受入施設の多い小田原市の方式を適用する。		
072169	居宅介護支援事業者補助事業(住宅改修支援)	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	法人が市に行う申請回数を年に1回とする、南足柄市の事務処理方法を適用する。		70
072170	ケアプラン点検事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	給付適正化を推進する観点から、経費が増額となっても専門業者を入れて、点検効果を図る。		
072171	介護従事者医療連携研修事業・ケアマネ情報交換会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護支援専門員のケアマネジメントを展開するにあたり、医療従事者と顔の見える関係が必要になるため、地域の医療従事者を講師としている小田原市の事務処理方法を適用する。		
072172	介護予防把握事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	詳細に要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見することができる小田原市の事務処理方法を適用する。		71
072173	地域リハビリテーション活動支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	リハビリテーション専門職の視点での助言・指導の機会を設けるため、小田原市の事務処理方法を適用する。		72
072175	訪問型サービス事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	既に小田原市にて実施している制度が多いので、小田原市の事務処理方法を適用する。		73
072176	通所型サービス事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務事業概要の～の全てを実施している小田原市の事務処理方法を適用する。一部しか実施していない南足柄市の事務処理方法を適用する場合、小田原市で実施している～の事業を廃止することは現実的		74
072177	介護予防ケアマネジメント事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域包括支援センターへの委託事業として行っているため、ケアプラン作成や請求事務については、地域包括支援センターが実施する。		
072178	生活支援体制整備事業	C	現行のまま存続する。	両市で事業水準が同様なため、事業を現行のまま存続する。		
072179	高齢者栄養改善事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者の低栄養状態の予防・改善のため、新市においても実施するが、会場等については老人クラブ連合会と調整する。		75
072180	ケアタウン推進事業	B	現行のまま存続する。	小田原市域については、引き続きケアタウン推進事業を実施する。南足柄市域については、今後検討をしていく。		
072184	通所介護事業	C	072023「通所介護事業」方針案1のとおり、合併前に事業の存続の可否を改めて検討するが、事業存続時においては、実施内容・金額等については、現行のまま存続する。	介護保険法に基づくサービス提供であるため		
072213	介護保険事務処理システムに関する事務	C	小田原市のシステム運用方法を適用する。	072044「介護保険事務処理システム」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理方法を適用する。		

073101	障がい者相談支援事業	C	2市の相談支援事業所より新たに委託事業所を選定する。	すべての事業所に公平に機会を与える。			76
073107	ノーマライゼーション理念普及啓発事業	C	現行の方法(予算)で実施する。	サービス水準の維持(歳出増の抑制)。			77
073110	障がい福祉関係諸計画策定評価業務	C	小田原市の水準を適用する。	進行管理について、既存の地域障害者自立支援協議会に報告する。策定に必要な委員会用事務費やアンケート用郵送料は、必要の都度予算化する。			
073111	成年後見制度利用支援事業	C	現行の方法を継続する。	現在、同じ基準で行っている。			
073112	特別障害者手当等に関する事務	C	小田原市の水準を適用する。	申請の認定に当たり、医師の審査を実施する。扶助費は、Aランクで検討中である。			
073117	市中心障害児福祉手当給付事業	C	給付額は減額するが、実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073118	市重度障害者等福祉年金事務	C	給付額は減額するが、実施方法等は現行を維持する。	南足柄市のみで行っている事業のため。			
073120	障害福祉サービス給付費事業	C	現行の方法で実施する。使用システムに関しては、Aランク調書073062〔障害者システム、障害者福祉システム〕で検討する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073126	補装具費	C	現行の方法で実施する。使用システムに関しては、Aランク調書073062〔障害者システム、障害者福祉システム〕で検討する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073127	障害介護給付費等支払事務	C	委託先(国保連)で2市とも変わらないため1案のみ	委託先(国保連)で2市で変わらないため1案のみ。事務内容・予算は、2市を合算したものとす。なお、障害者システムについては、Aランクで検討中である。			
073132	障害支援区分認定等事業	C	現行の実施方法を継続する。認定審査会自体については第6回協議会で検討予定。	両市とも、ほぼ同じ方法で実施しているため。			
073134	障害者自立支援医療費給付事業(更生・育成医)	C	現行の方法で実施する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073142	手話通訳者等派遣事業	C	小田原市の事務を継続する。派遣事業については、統合して実施。設置事業については、現行の1名を維持。手話要請講座についても継続	市民サービスの低下を防ぎ、歳出額も現行を維持する。			78
073146	障がい者住宅設備改良費助成事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073148	重度障がい者緊急通報システム事業	C	小田原市の基準で実施する。実施方法も同様。	類似団体のうち2市がほぼ同じ条件で実施しており、小田原市の給付水準を維持するため。			79
073149	障がい者食の自立支援事業	C	小田原市の給付条件で実施する。対象者が南足柄市にいないため、実施方法・対象基準等は小田原市の条件で行う。	小田原市の給付水準を維持することができる。南足柄市では実績がないため、歳出額の増額等はないと判断。			
073150	移動支援サービス事業	C	現行の方法を維持する。	対象者に違いはあるが、実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073151	日中一時支援サービス事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073152	重度障がい者訪問入浴サービス	C	小田原市の実施方法により実施(事業者からの請求により地域生活支援事業費として支払い、本人負担分は事業者が直接支払う)。申請の際には個人番号(マイナンバー)を記載させる(条例に規定)。	歳出及び事務の削減。			80
073153	日常生活用具費給付事業	C	現行のまま継続する。使用システムに関してはAランク073062〔障害者システム、障害者福祉システム〕で検討する。申請の際には個人番号(マイナンバー)を記載させる(条例に規定)。	両市とも実施内容が同じため。			
073157	グループホーム移行者家賃助成事業	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073158	障がい者歯科二次診療所管理運営業務	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073159	心身障害者歯科検診事務	C	廃止する。	小田原市は、小田原医師会と協議し廃止した経緯がある。また、類似団体3市とも実施していないため。			81
073160	障害者地域活動支援センター支援事業	C	小田原市の水準に合わせる。南足柄市の実施方法の委託を補助金に改める。	必須事業の地域活動支援センター事業を継続する。			
073161	障害福祉サービス等地域活動拠点事業所支援	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法・対象団体等は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073165	障害者就業生活支援センター補助事業	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法・対象団体等は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073166	障がい者就職支度金給付費	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			

073169	障害者団体運営費補助事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。		
073170	障害者スポーツ振興事業費補助事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。		
073172	障がい者スポーツ・レクリエーション事業	C	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	小田原市のみで実施している事業のため。		82
073173	知的障がい者サークル活動事業	C	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	歳出額の増加を抑える。		83
073176	障がい者福祉タクシー利用助成事業	C	小田原市の給付水準を維持し、事務内容についても小田原市の方法を適用する。	市民サービスの低下を防ぎ、事務の軽減を図ることができる。		
073177	重度身体障害者自動車燃料費助成事務	C	廃止する。	歳出額の増加を抑えることを優先したため。		
073178	障がい者施設等通所者交通費助成事業	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。		
073179	更生訓練費支給事務	C	廃止する。	事業を行っていないため。		
073183	重度障がい者医療費助成事業	C	現行の方法を維持する。	委託先(国保連・支払基金)が、2市で変わりがないため1案のみ。扶助費は、Aランクで検討。		
073184	医療費助成協力費補助事業	C	現行の実施方法を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。		
073185	障害者グループホーム等設置費補助事業	C	現行の実施方法を維持する。	両市ともに同じ事業を行っているため。		
073186	障害者地域生活サポート事業	C	現行の実施方法を維持する。	南足柄市のみで実施している事業のため。		
073188	障害児通所給付費	C	児童福祉法により実施しているため、現行の実施方法を継続。	障害児通所支援について、申請を受理し、給付決定し、利用した場合にその費用の原則100分の90を支給する。		
073191	障害児通園施設運営事業	C	小田原市のつくしんぼ教室、南足柄市のくまさん教室を別々の事業所として運営する(現行のまま継続する)。小田原市は児童発達支援、南足柄市は児童発達支援と放課後デイサービスを提供する。	各々の事業所で利用者がいるため、現行のまま継続する。		
073195	水道料金助成事務	C	廃止する。	類似団体で事業を実施している市がなく歳出削減を図るため。		
073202	障害者診断書作成料助成事務	C	廃止する。	合併前の給付対象者が南足柄市12名と少人数であり、類似団体で事業を実施している団体はなく、歳出削減を図るため。		
073206	保育所、幼稚園等巡回訪問	C	小田原市の水準を適用する。	施設数や対象児童数が多く、臨床心理士による巡回訪問を行っている小田原市の水準で実施する。		
073207	県西地域みんなのつどい主催者協議会事務	C	市としての補助内容の一本化。	事務局から1市(南足柄)8町からは、補助金の納入を求めているが、小田原市からは、会場である小田原アリーナの減免利用をその代わりとしている。別に参加団体負担金があり、小田原市直営事業所の参加負担金を支出している。南足柄市直営事業所の参加はない。		
073208	国保連請求システム	C	現行の方法を維持する。	両市とも同じ内容・同じシステムを使用しているため。		
073209	児童発達支援センター運営費	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。		
073210	車いす改造に関する原動機取り付け助成事務	C	廃止する。	事業を行っていないため。		
073211	障がい者自動車運転免許取得費助成・下肢等障害者自動車運転訓練補助事務	C	現行の実施方法を維持する。	対象者に違いがあるが、事務手続きについては同じため。		
073212	障害者生活相談支援員の設置に関する事務	C	現状のそれぞれの相談員が、両市の相談に対応する。	両市の事業内容(相談対象者)が異なるため、現状の雇いで両市の相談に対応していく。		
073213	障害福祉事務嘱託員に関する事務	C	現行のまま継続する。	小田原市のみで実施している事業のため。		
073214	身体障がい者自動車改造費助成事務	C	現行の実施方法を維持する。	対象基準に違いはあるが、事務手続きについて両市とも同じであるため。		
074101	献血普及啓発事業	C	現行のまま継続	法令において、献血の普及・広報等に努めるとともに、事業者に対し必要な協力を行うことが、市町村の責務であるため。		
074102	地域医療連携推進事業	B	現行のまま継続	難治性疾患(肝疾患・腎疾患・糖尿病)対策に対応できる医療従事者等の育成や市民等に対する疾病の正しい理解等が図られるため、継続して実		

074103	看護職員人材育成支援事業	C	現行の小田原市の事務処理方法を適用する	金額が大きい補助金と同様に、補助金の交付回数を分けることで財政への影響が少ない。		
074105	神奈川県柔道整復師会小田原支部運営費助成	C	廃止	南足柄市への申請、交付であるので、合併した場合申請根拠がない。		
074106	地域医療審議会運営事業	C	現行のまま継続	必要の都度、会議を行うため継続する。		
074107	小児深夜救急医療事業	C	現行のまま継続	法律に基づき実施している事業であるため、現行の事務処理方法で実施		
074108	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	新市において、小田原市の事務処理方法を適用し、南足柄市の負担金を支出する事はなくなる。補助団体に対しては従来通り事務を実施することで、及ぼす影響は少な		
074109	救急医療機関外国籍市民対策費助成事業	C	現行のまま継続	両市とも事務処理方法に差はないので、現行のまま継続する。		
074110	休日・夜間急患診療所助成事業	C	合併後は、南足柄市の受診者数を加え、新市の負担額を算定する。	診療所等の負担額は、小田原市及び足柄下郡3町の受診者数により算定しているため、合併後の新市の負担額には南足柄市の受診者分を加え		
074113	足柄上医師会事業負担金	C	現行どおりとする	合併に際し、足柄上医師会のあり方について検討していただき、併せて負担金のあり方についても検討する。		
074114	足柄歯科医師会事業負担金	C	現行どおりとする	合併に際し、足柄歯科医師会のあり方について検討していただき、併せて負担金のあり方についても検討する。		
074115	南足柄市医師連盟助成事業	C	現行どおりとする	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。		
074116	南足柄市歯科医師連盟助成事業	C	現行どおりとする	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。		
074117	食生活改善推進員養成講座	C	小田原市の実施方法を適用する	毎年実施し、新市及び足柄下郡3町が共同で行う。開催内容は小田原市に合わせる。		
074118	食生活改善推進団体育成研修	C	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市で実施している内容は小田原市でも実施しているため、小田原市の研修内容を行う。		84
074119	食生活地域普及活動	C	南足柄市の食生活改善推進団体への助成金は、委託料に変更する。小田原食品衛生協会への委託料は残す。	両市の活動を継続しながら、拡大させるため。		
074120	食育推進事業	C	両市の計画については一本化する。現在の会議体については合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成	業務統一化のため		
074121	健康づくり推進員支援事業	B	現行のまま継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	現在、南足柄市においては、小田原市と同様に地区自治会連合会ごとに推薦され、健康づくりに活動を行う個人に謝礼を支出する事業がないため、現状においては事業のあり方を検討することが難しい。		
074122	健康づくり推進地区活動	C	両市の実施方法を継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	両市の組織の成り立ち、事業費の支出方法が違うことから、現状においては事業の整理・統合が難しい。		
074123	地域げんき作戦活動助成事業	C	現行のまま継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	現在、小田原市においては、南足柄市と同様に単位自治会へ助成金を支出して地域の健康づくりに推進する事業がないため、現状においては事業のあり方を検討することが難しい。		
074124	健康づくりサポーター事業	C	両市の実施方法を継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	両市の事業内容に差があり、現状においては事業の整理・統合が難しい。		
074125	ふれあいけんこうフェスティバル/健康フェスタ	C	開催場所を交互に変えて開催する	地域住民や参加団体が集まりやすい		
074126	健康カレンダー発行事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、ページ数、発行部数を増やす。	市が実施する事業を周知するものであるため廃止できない		
074127	健康手帳交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	健康増進法において市町村は冊子を配布することになっている		85
074128	健康教育事業	C	小田原市の実施水準を適用する	両市及び類似団体と比較し、市民の満足度及び経費において現案が最適と考えられるため他案なし。		
074133	自殺予防事業	C	南足柄市の実施水準を適用する	自殺予防講演会を実施するなど、内容の濃い事業が実施できる。		86
074134	防災医薬品等整備事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市分の備蓄医薬品に係る廃棄処分費用を削減でき、経費及び事業の効率面においても現案が最適のため、他案なし。		
074135	感染症に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象人口が多い小田原市に実施方法に合わせる。BCPは、合併後の組織編成に合わせて改定する。		
074136	乳幼児予防接種事業(個別)	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	小田原市民に対しても償還払いを行うため、接種について市民の差がなく、市民サービスの向上になる。		87
074137	高齢者予防接種事業(個別:季節性インフルエンザ)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。		88

074138	高齢者予防接種事業 (個別:高齢者肺炎球菌)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。県内類似団体と水準は変わらないので、最善の方法であると考える。		89
074139	風しん予防接種事業 (個別)	C	小田原市の事務処理方法を適用する	限られた予算の中では、風しんの抗体を持っている人の割合が少ない年代に効果的に接種を実施する。		90
074140	健康相談事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、新たに南足柄市内の小中学校区6か所で健康相談を実施する。	特定健診のフォローは健康相談事業以外でもできるので、地域での健康相談の機会を増やす。		91
074141	骨密度測定事業	C	廃止	平成27年度備品登録を高年齢介護課に変更したため、合併後は使用できない可能性有。合併後の骨密度測定器の活用方法は、南足柄市高齢介護課が決定する。		92
074142	訪問指導事業	C	現行のまま継続	類似団体とも大きな差異はなく、両市とも同じように事業を実施しているので、調整の必要がない。		
074143	胃がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	胃がん検診については、今後、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れ検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに未実施の胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。		93
074144	胃がんリスク検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	リスク検診を含む胃がん検診については、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れて検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。		94
074145	肺がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減できる。		95
074146	大腸がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。		96
074147	乳がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	対象者、利用者の多い小田原市の実施方法を適用する。		97
074148	子宮がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診は廃止する。免除対象者は小田原市の水準とする。	南足柄市は体部細胞診は実施しておらず、小田原市の水準を下げることで、国の指針に合わせる。		98
074149	前立腺がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。		99
074150	がん検診等無料クーポン事業	C	南足柄市の実施方法を適用する。	対象年齢を南足柄市に合わせる。		100
074151	肝炎ウイルス検査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	受診環境を確保するため、南足柄市の実施方法を一部適用する。		101
074152	受診勧奨事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	対象者への受診券発送時期は変えない。受診勧奨時期等は調整する。電話勧奨は人手がかかるので廃止する。		
074153	がん検診精密検査等精度管理業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原医師会が運営する読影会において検討・判定するため、他案はない。		
074154	口腔がん予防啓発事業	B	現行の小田原市の事務処理方法を適用するが、対象者に南足柄市民を加える。	南足柄市民が受診できることになる		102
074155	特定健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。		103
074156	特定保健指導事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	実施効率を考慮する。		
074157	後期高齢者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。		104

074158	年度途中転入者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。		105
074159	生活保護受給者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。		106
074160	被用者保険加入者健康診査事業	B	廃止	南足柄市は実施していないので、合わせて廃止する。		107
074161	訪問健康診査事業	B	小田原市の実施方法を適用する。	市民の健診水準を合わせる		108
074162	成人歯科健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため実施する。		109
074163	健康情報システム管理運用事業	C	事務事業調整調書0740666において決定されたシステム(データ保有数、端末利用数が多い、小田原市のシステム)を運用する。	データ保有数の多い小田原市に合わせることで、移行データ数が少なくすむため、移行時間やトラブルの軽減になる。 クライアント端末の設定に関する作業が容易かつ迅速に安価で対応でき 歯科保健の実態を通じて、市民が歯や口腔に関心を持ち、むし歯や歯周病についての理解を深める絶好の機会である。		
074164	おうちのけんこうフェスティバル	B	現行のまま継続			
074165	脳血管疾患予防事業	C	現行のまま継続	南足柄市の取り組みが脳血管疾患予防になっており、取り組みが類似している。		
074166	健康増進計画に関する会議	C	現在の会議体は合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成する。	適正規標準拠のため		
074167	南足柄げんき計画推進連絡会	C	現在の会議体は合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成する。	適正規標準拠のため		
074168	4か月児健康診査事業・3か月児健康診査事業	C	腎エコー検査を実施している小田原市の実施方法を適用する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。ブックスタート事業の実施について検討する。	腎疾患については早期発見、早期治療が大切であるため、腎エコー検査を健診に合わせて実施する。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		110
074169	8～9か月児健康診査事業 / お誕生前健康診査	C	現行のまま継続するが、対象者の月齢を両市の水準に合わせる。	月齢期間が長いほうが未受診者も少なくなる可能性があるため、対象月齢を拡大する。		111
074171	1歳6か月児健康診査事業	C	健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する		112
074172	2歳児歯科健康診査事業 / 2歳児歯科相談事業	C	小田原市の実施方式である歯科健診及び歯科指導を実施する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、南足柄市の健診回数を増やす。	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査のはざまになり、う蝕が増加しやすい時期になるため、予防の観点からも健診として実施する。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		113
074174	3歳児健康診査事業	C	対象月に3歳6か月になる児を対象とする。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	視聴覚検査の内容をほぼ正確に理解できる3歳6か月児に実施することが、妥当と考える。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		114
074175	乳幼児事後検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	小児科専門医がいる小田原市で実施する		115
074176	乳幼児精密健康診査事業	C	現行のまま継続	両市の事務処理方法に差異がないため		
074177	4・5歳児尿検査事業	B	南足柄市の対象者を加えて実施する	小田原市の実施水準に合わせる		116
074178	妊婦健康診査	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の補助額のほうが1回当たりの健診料に無駄が少ない		117
074179	妊婦健康相談事業	C	廃止	No074180子育て世代包括支援センター事業及びNo074189育児相談事業に統合するため		
074180	子育て世代包括支援センター事業(南足柄市出産・子どもネウボラ)	C	現行のまま継続	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築することで、母子保健のみならず潜在的な虐待の予防につながるため。		
074181	妊婦歯科健康診査事業	B	現行のまま継続	妊娠中からの口腔衛生の管理は歯周病やう蝕予防で必要であるため、小田原市の水準に合わせて実施する。		118
074182	ママパパ学級 / ママパパクラス	C	両市の実施方法を合わせる。調理実習は継続する。	両市の良い面を合わせて実施する。 調理実習を行うことで妊娠中からの食育が可能となる。		119
074183	子育て応援講座	C	小田原市の実施方法を適用する	母親に対しては、No074205南足柄市の産乳良講習会事業に併せて実施する。		120
074184	1歳6か月児健診フォロー教室	C	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。参加者は居住地により割り振る。	対象者の月齢については、1歳6か月児健康診査の次の健診である3歳児健康診査の対象月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		121

074185	3歳児健診フォロー教室	C	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。参加者は居住地により割り振る。	対象者の月齢については、3歳児健康診査の対象月齢と就園月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		122
074186	母子健康手帳交付事務	C	両市の子育て世代包括支援センター及び南足柄市の子育てセンターで交付する。	妊婦の利便性を考慮し、既存の交付場所を引き継ぐ。		
074187	ママパパ子育て知恵袋メール配信事業	C	現行のまま継続	既に実施している小田原市の内容に合わせる		
074188	個別心理相談事業(親子心理カウンセリング)	C	現行のまま両市で継続して実施する。会場は両市の既存施設とし、対象児の居住地により割り振る。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する		
074189	育児相談事業	C	現行のまま両市で継続して実施する。会場は両市の既存施設とし、対象児の居住地により割り振る。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する		
074190	母子訪問指導事業/妊産婦・新生児訪問事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	対象者を小田原市の水準に合わせる		123
074191	母子継続看護事業	C	現行のまま両市で継続して実施する	乳幼児健康診査を両市で実施するため、健康診査を担当する保健師が訪問するほうが容易に相談に応じられ、保健指導を実施することができる。		
074192	未熟児訪問事業	C	現行のまま両市で継続して実施する	居住地に近い施設の保健師が関わることで、今後の乳幼児健康診査等につなぐことができる。		
074193	付添子乳幼児療育助成事業	C	現行のまま継続	治療費助成を継続するため		
074194	不育症治療費助成事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する	申請期限の長い南足柄市の水準とすることで、小田原市民のサービス向上となる。		124
074195	保健センター/保健医療福祉センター管理運営事業	B	施設・職員について、それぞれの現在の市域に1箇所ずつ配置する。施設の管理・運営については、現行を引き継ぐ。	健診事業等、両市ともに保健センターで行っているため、市民の利便性や運営面を考えると、それぞれの現在の市域に1箇所ずつ配置が必要である。		
074196	神奈川県公衆衛生協会負担金交付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	合併後も事務を引き継ぐため		
074198	かながわ健康財団腎・アイバンク推進事業負担金交付事務	C	現行のまま継続	両市の事務処理方法に差異はないため調整なし		
074199	医師会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原医師会管内の自治体と医師会の連絡調整事務は、基本的には小田原市が行っており、合併後も変わらないと思われる。		
074200	歯科医師会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	歯科医師会との連絡調整事務は、毎年、小田原市は行っており、他案はない。		
074201	医師連盟との連絡調整事務	C	合併に際し、連盟のあり方について検討していただく。	医師連盟は任意の団体であることから、組織の在り方について検討していただく。		
074202	歯科医師連盟の連絡調整事務	C	合併に際し、連盟のあり方について検討していただく。	歯科医師連盟は任意の団体であることから、組織の在り方について検討していただく。		
074203	実習生指導/学生指導事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市の実施分についても負担金を徴収することで、歳入増を図る。		
074204	訪問看護事業	C	南足柄市域に民間事業所が進出した時点で廃止	現在、民間事業所は地域区分適用外の南足柄市を避け、小田原市側に事業所を設置し、南足柄市の人口密集地のみ訪問をする状況であるが、合併後解消されると思われる。		
074205	離乳食講習会事業	C	廃止	No074183小田原市の子育て応援講座事業に合わせて実施するため		125
074206	産科医師分娩手当補助事業	C	現行のまま継続	法律に基づき実施している事業であるため、現行の事務処理方法で実施する。		
074207	乳児家庭全戸訪問事業	C	現行のまま両市で継続して実施する。南足柄市においても連絡会を月1回開催する。	訪問員の連絡会を月1回開催し、訪問結果の共有等を図る。		
075101	国民健康保険資格管理事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。		
075102	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証交付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、高齢受給者証を普通郵便で送付する。	経費削減のため。		
075104	国民健康保険法定給付事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。		
075105	国民健康保険高額療養費貸付事務	C	廃止	国民健康保険高額療養費貸付基金廃止による。		
075110	国民健康保険任意給付(出産育児一時金・葬祭費)事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	葬祭費について、支給事務処理回数の少ない南足柄市の事務処理方式に合わせ、事務量の削減を図る。		126

075114	国民健康保険レセプト点検等保険給付費適正化事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、レセプト点検(内容)を臨時職員で行う。	専門知識を有する臨時職員がレセプト点検(内容)を行うので、効果的かつ効率的に実施することができるため。			
075116	国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075118	国民健康保険一部負担金減免事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075125	人間ドック助成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	受付期間を6月1日～翌年3月31日とすることで、事務量の削減を図る。			127
075126	国民健康保険保健事業(生活習慣病重症化予防)	C	小田原市の事務処理方式を適用し、国保主管課で保険事業を実施する。	対象者は国保被保険者であることから医療費適正化と合わせて総合的に管理、実施した方が効率的であるため。			
075127	国民健康保険医療費適正化事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	医療費適正化を推進するため医療費通知は年4回とする。			
075130	国民健康保険運営協議会事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075131	国民健康保険事業協力補助金交付事務	C	現行どおり	事務処理方法については、類似団体事例にに例もなく、現在の方法が最適と思われるため。			
075133	片浦診療所(直診施設)運営管理事務	B	現行どおり	地域医療体制を維持するため、現在の事務処理方式を継続する。			
075134	国民健康保険料(税)料(税)率算定事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、毎年料率を算定することとし、料率は告示する。	被保険者数が多い小田原市で採用している料方式とすることで、混乱を少なくする。また、実態に合った料率とするため、毎年料率を算定する。			
075135	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	即時更正対象者の範囲を限定することで事務量の増加を抑制する。			128
075136	介護保険料の賦課に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075137	介護保険料の減免に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075138	保険料(税)口座振替事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	口座振替開始通知の送付を行うことで、納付義務者が二重納付すること			129
075141	国民健康保険料(税)の軽減に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075143	国民健康保険料(税)の減免に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。年度をまたぐ減免適用の場合にも、年度ごとに申請を要する。また決定についても、年度ごとに減免決定通知を送付する。	小田原市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき、減免を行う。対象者の管理を確実に行うため、また、市民にとって減免適用の有無が分かりやすくなるように、年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要することとし、年度ごとに減免決定通知を送付する。			130
075145	保険料(税)関係書類の返戻調査事務	C	小田原市で行っている事務処理方式に他市の事例を追加して行う。	より詳細な調査を行う体制を整える。			131
075146	保険料(税)関係書類の公示送達事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075148	保険料(税)関係書類の送付先変更事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075150	保険料(税)過誤納金還付充当事務	C	小田原市の事務処理方式とし、月に1度還付通知を送り、還付請求書兼口座依頼書を返送してもらい口座振込で、又は還付請求書を窓口を持参してもらい現金で支払う。	窓口業務の効率化のため。			132
075154	保険料(税)滞納整理事務	C	督促状及び延滞金の減免に関する取扱いについては、小田原市の事務処理方法を適用する。徴収猶予の取扱いは、両市に差異がないため、現行を引き継ぐ。	督促状については、滞納発生から早期に着手するため、また、延滞金の減免については、滞納者個々の実情を汲み取るため、独自の適用要件を定めている小田原市の事務処理方法を適用する。			133
075186	保険料(税)電話催告事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、未納者の増加に伴い、小田原市市税等納付促進センターの運営仕様にオペレーターを1名追加し、電話納付勧奨を行う。	滞納整理の一環である早期納付勧奨として、小田原市の処理方式が最適であると考えられる。			134

075188	保険料(税)徴収嘱託員事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市と大きな差異もなく、小田原市の事務処理方式が最適であると考え る。			
075193	保険料(税)の納付に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 合併後の基幹システムの整備においてコストが低く抑えられるとともに、システム運用上の変更が最小に抑えられる。 介護保険料は約9割、後期高齢者医療保険料は約7割が特別徴収対象者であり、費用対効果が低いためコンビニ収納は実施しない。	コスト削減が見込まれるため。			135
075194	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 介護保険法第135条第3項の準用により、4月より新たに特別徴収が開始される者には仮徴収を行わなければならないので、特別徴収開始通知書の送付が必要となる。	市民サービス向上のため。			136
075198	後期高齢者医療保険料減免に関する事務	C	現行どおり	広域連合条例等に基づく事務のため相違はない。			
075205	後期高齢者医療システムに関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、システムの取り扱い内容に相違はほぼない。			
075206	後期高齢者医療保険資格管理・被保険者証に関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075208	後期高齢者医療保険短期被保険者証に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、滞納期数が3期以上の被保険者を短期証対象者とする。	短期証対象者となる滞納数を3期以上かつ、滞納分を完納するまで短期証扱いとすることで、保険料収納率の向上を図る。			137
075209	後期高齢者医療保険限度額適用認定証・特定疾病療養受領証に関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075210	後期高齢者医療保険基準収入額適用申請事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075211	後期高齢者医療保険扶養控除事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075213	後期高齢者医療保険料所得照会事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075214	後期高齢者医療保険給付関係事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075217	後期高齢者医療費助成事務(地方単独事業)	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075222	後期高齢者医療制度事業補助金に関する事務	C	現行どおり	事務処理上の差異はないが、対象事業は異なる。 (南足柄市対象事業の人間ドック助成事業については、Aランク事業(75025)にあり)			
075224	国民年金被保険者に係る届出及び資格管理事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
075227	国民年金の給付手続き関連事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			

075230	特別障害給付金に係る届出事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
075233	年金生活者支援給付金に関する事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
076101	職員の給与に関する事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076102	職員構成	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076103	職員の人事に関する事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076104	看護師等奨学金事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076106	出納事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076108	病院運営審議会事務局事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076109	院内保育所運営管理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076110	各委員会等事務局事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076111	病院職員の給与、福利厚生、各種手続事務(被服、売店、食堂等を含む)	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076112	職員健康診断事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076114	臨時職員の雇用・労務管理事務(社会保険・雇用保険・労災保険、労働災害を含む)	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076115	臨床研修事務 専門医制度事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076116	他院との連携事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076117	院内茶補助金に関する事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076118	医療安全関係事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076119	感染対策事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076121	麻薬免許証等の申請事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076122	医療機器整備事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076123	病院建物建設改良事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076124	政策的医療等実施事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076125	診療材料調達管理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076126	滅菌物等処理供給事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076127	医療廃棄物等処理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076128	職員住宅、看護師宿舎維持管理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076129	院内安全対策事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076130	経営分析事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076131	広報事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076132	市立病院再整備検討事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076133	施設基準事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076134	予算作成事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076135	決算作成事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076136	患者案内事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

076137	患者の入退院等の手続事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076138	診療費その他の費用の調定及び徴収事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076139	診療録その他医療法(昭和23年法律第205号)に基づく各種記録の整理及び保管事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076140	診療契約事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076141	住民検診及び健康診断事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076142	医事統計及び各種報告事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076143	各種証明書の発行事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076144	医療社会事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076145	地域医療連携事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076146	病室の統括的管理事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076147	医療情報システムの管理等事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

(8)子ども青少年部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
081101	ひとり親家庭等医療費助成事業(資格管理)	C	小田原市の例により統合 申請場所は所管課窓口1箇所のみにする。	市が任意で行う自治事務であり、県の補助対象の事務である。補助対象は両市で差は無い。 申請場所は児童扶養手当との関連があるため所管課窓口1箇所のみ			
081102	小児医療費助成事業(資格管理事務)	C	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	事務の流れ自体は基本的に両市とも同じ。申請場所については、受給者の利便性を考慮し、現在小田原市で行っているように、タウンセンター等			138
081103	未熟児養育医療費助成事業	C	現行のまま存続	母子保健法に基づく法定受託事務であり見直しの余地はなく、両市の水準も同一である。			
081104	児童遊園地、青少年広場管理補助事業	B	児童遊園地については、両市の管理・運営方法をそれぞれで継続する。青少年広場については、行政の直営管理を継続する。	児童遊園地については、両市におけるこれまでの管理方法が大きく異なるため。			
081105	児童館維持管理事業	B	現行の管理・運営を継続して実施する。	引き続き自治会の用途を継続していく必要がある。			
081106	ファミリーサポートセンター管理運営事業	C	小田原市の実施水準(産前産後家事支援を含む)により統合し、委託先を1カ所にする。	サービスの向上と財政負担の軽減を図る。			139
081107	子育て支援フェスティバル開催事業	C	子育て支援フェスティバルに南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	子育て支援フェスティバルとなかよしフェスタでは行政の関与の程度に違いがあるため、関与の程度が強い子育て支援フェスティバルについては行政として継続の方針を立てられるが、なかよしフェスタは民生委員児童委員協議会の判断に委ねるしかない。			140
081108	地域子育てひろば(サロン)事業	C	南足柄市域で実施の子育て支援サロンを委託化し、小田原市の例により実施する。	市域全体で実施主体を統一するため。			
081109	子どもにやさしいまちづくり事業	C	地域で見守る体制づくりを引き続き継続し、南足柄市でプレイパークを開催している団体と連携しながら、現在、小田原市が負担金として支出している講師謝礼、傷害保険、消耗品などを市民団体で自主財源を確保(民間基金の活用)することで賄い、開催していく。	市民団体が経費を含め、自主運営ができるよう育成する。			
081110	子育て支援拠点管理運営事業	C	岡本支援センターを週2日程度の出張ひろばとし、5施設の運営を継続する。	岡本支援センターは、いずみ支援センターまで3km、利用者数が1日10組20人前後である。いずみやマロニエの新規登録者の中には南足柄市民もいる(H28年度 マロニエ:49人、いずみ:23人)。			141
081111	こどもセンター管理事務	C	合併前に廃止する。	南足柄市において平成28年度中に用途廃止に向けての手続を行うため。			

081112	児童プラザ管理運営事業	B	現行の管理・運営を継続して実施する。	児童プラザのあり方について検討が必要であるが、小学生の室内の遊び場として他に代替えとなる施設がないため。		
081113	子育て情報誌発行事業	C	南足柄市で発行している冊子の製作方法により、新市の子育て情報誌を発行する。	情報を集約するため、情報誌を一つにまとめる。		
081115	養育支援家庭訪問事業	C	小田原市の例により、民間事業所に委託して、訪問による育児、家事等の援助や指導等を行う。	児童福祉法に基づく事業であり、努力義務が課されている。利用実績(平成27年度:小田原市3件、南足柄市0件)が少ないことに鑑み、小田原市の事務処理方法(民間事業所に委託)に合わせる。		
081116	児童相談事業	C	小田原市の例により統合	処遇会議を毎月開催し、きめ細やかな相談対応を図る。		
081117	要保護児童対策地域協議会事業	C	新市の関係機関で協議会を構成する。実務者会議の構成については、市の福祉関係部局、教育部局、児童相談所、保健福祉事務所とする。	実務者会議については、より関わりの深い、市及び県の関係機関で構成する。		
081118	助産施設委託事業	C	現行のまま存続	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行のまま存続する。		
081119	児童扶養手当支給事業	C	小田原市の例により統合 申請場所は所管課窓口1箇所にする。	児童扶養手当法に基づく事務(法定受託事務)であり、見直しの余地はない。		
081120	母子・父子家庭等相談事業	C	母子・父子自立支援員を1名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。Aランク決定(A810005)実施方法等については、現行を引継ぐ。	現行のまま差異なしのため他案なし。		
081121	母子福祉資金等利子補給事業	C	合併前に廃止(経過措置あり。最終は平成39年度。)	本制度は小田原市において平成29年4月に廃止予定となっている。(経過措置として平成28年度以前に母子福祉資金等の貸付を受けた者に対する利子補給は行う。最終は平成39年度。)		
081122	母子及び父子家庭生活資金貸付事業	C	合併と同時に廃止し、新規の貸付はせず返済のみ管理する。返済の管理に係る実施方法等については、現行を引継ぐ。	類似団体事例もなく県の貸付制度で対応可能のため他案なし。2年以内で返済のため合併年度の翌年度末で返済終了予定。		
081123	ひとり親家庭等日常生活支援事業	C	現行のまま存続	国補助要綱により実施している事業であり、類似団体とも同水準であるため、現行のまま存続する。		
081124	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	C	小田原市の要綱により実施 所管課窓口のみで申請を受付。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、事務の流れに両市の差異はほとんどない。		
081125	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	C	小田原市の例により統合。 所管課窓口のみで申請を受付。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、事務の流れに両市の差異はほとんどない。		
081126	母の顕彰事業	C	現行のまま継続する。	母のみを対象としている制度の見直しや、新市における候補者の推薦方法について調整・検討する必要があるため、当面の間、小田原市母子寡婦福祉会からの推薦により継続する。		
081127	母子生活支援施設入所措置事業	C	現行のまま存続	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行のまま存続する。		
081128	小田原市母子寡婦福祉会への助言	C	現行のまま存続	当該団体は市立病院の売店経営を行っているため、市所管課による一定の関与が必要。南足柄市には同様の団体はないが、現行どおり対応していく。		
081129	寡婦控除みなし適用事業	C	小田原市のみで実施している事業であるが、引き続き実施する。	県及び県内のいくつかの市で実施している事業であり、未婚のひとり親家庭が離別・死別のひとり親家庭と同様の支援を受けることができることは必要である。		142
081130	児童手当支給事業(資格管理事務)	C	小田原市の例により統合する。	実施方法は小田原市の例で実施。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。		143
081131	次世代育成支援対策行動計画関係	C	「081133子ども・子育て会議の設置運営事業」に準ずる。	「次世代育成支援対策行動計画」は、子ども・子育て支援事業計画の一部であるため。		
081132	子どもの貧困対策の推進	C	現行のまま存続する。	両市の事業内容、実施方法に差がない。		
081133	子ども・子育て会議の設置及び開催	C	小田原市の水準を適用する	子ども・子育て支援法に基づき設置している会議であり、基本的に2市間での取扱いに差異はないが、委員構成は人口や事業実施施設数の多い小田原市の水準で構成する		
081135	子ども・子育て支援全国総合システム調整事務	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	国の施策に基づく事務事業であり、この動向や進捗により実施		

081136	給付対象施設の確認	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、法令やこれに基づく国基準等により実施		
081138	地域型保育事業の認可及び指導監査	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	児童福祉法に基づく事務事業であり、法令やこれに基づく国基準等により実施		
081141	入退所管理事務	C	小田原市の事務処理方法に合わせる	・基本的に児童福祉法に基づく事務事業 ・就労による保育所等利用に係る最低基準は事業者・利用者の多い小田原市の水準で実施 ・利用者申込みの規模から入所判定会の実施が必要		144
081148	保育所児童災害給付	C	小田原市の事務処理方法を適用する	公立・民間ともに保育の実施主体は市であることから、事故等に対応するための保険加入は必要であり、利用者数の多い小田原市の水準とする		
081149	保育料算定事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間で取扱いに違いはない		
081153	保育料徴収事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	両市間の取扱いに差異はない		
081159	保育料滞納整理事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間で取扱いに差異はない		
081160	子どものための教育・保育給付費支払事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081162	保育所設置認可及び児童福祉施設指導監査等調整事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	児童福祉法に基づく県事務事業であり、法令やこれに基づく基準等により県が主体で実施		
081163	民間保育所特別経常費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づき交付している補助金であり、2市間の事務処理に差異はない		
081164	保育所運営費加給補助事業・民間保育所委託奨励費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため		
081165	児童用一般生活費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため		
081167	細菌検査事業費・民間保育所検便検査事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の事務処理方法に差異はない		
081169	尿検査事業費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため		
081170	保育支援員設置事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない		
081171	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない		
081172	地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない		
081173	民間保育所健康管理体制強化事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081174	要保護児童保育所受入促進事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の事務処理方法に差異はない		
081175	民間保育所運営費緊急支援事業費補助事業	C	廃止	平成28年度で補助事業廃止のため廃止		
081176	障がい児保育費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金に係る方針案を小田原市の水準で存続することとしている		
081177	民間保育所産休明け乳児保育奨励費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている		
081178	時間延長型保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081179	乳児保育推進事業費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている		
081180	一時保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081183	病児・病後児保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		

081185	地域育児センター事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	地域の保育所に通っていない在宅児童のいる家庭への子育てを支援するため継続して実施(南足柄保育園における実施の必要性は合併後に保育所や幼稚園全体で検討)		
081186	認可外保育施設関係事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	児童福祉法に基づく県権限(県事務処理の特例に関する条例により市町村が一部処理)の事務であり、2市間の事務処理に差異はない		
081189	届出保育施設利用者支援事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081190	民間保育所建設費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081191	小規模保育設置促進事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない		
081192	公立保育所管理運営	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	・2市間で基本的に差異はない。 ・保育所の運営委託は、現在、小田原市のみで実施している上府中保育園1園に限定した事業で保育の継続が必要		
081198	臨時職員の任用	C	小田原市の水準を適用する	・任用の運用や臨時職員賃金単価については職員数等から小田原市の水準に準拠する ・待機児童解消やアレルギー対応などの課題対応のため、雇用人数は現		
081200	保育の実施	C	保育の実施に係る計画策定等は小田原市の水準を適用する	・児童福祉法や保育指針等に基づき保育が実施されており、基本的に2市間の取扱いに差異はない		
081202	給食の献立作成及び調理・衛生管理指導	C	小田原市の水準を適用する	・児童福祉法等に基づく業務のため、基本的に2市間の取扱いに差異はない		
081205	園長会議等の開催	C	小田原市の水準を適用する	・現在、小田原市のみで実施 ・公立保育所における業務に対する指示伝達、業務内容の検討や情報交換等を行い、保育等の質の向上に繋げる		
081209	入所児童健康診断の実施	C	小田原市の水準に合わせる	・公立保育所数の多い小田原市の水準で年2回実施 ・類似団体事例においても児童福祉法の基準どおり実施している		145
081210	時間延長型保育事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	延長保育料の額については、「A81073 延長保育料」の方針案を小田原市の水準を適用するとしているが、延長保育の実施方法等については2市間の取扱いに差異はない		
081215	保育所に係る市有財産の貸付等	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	小田原市のみで実施している事務事業で、対象をさくら保育園1園に限定した事務		
081223	職員給食費	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の取扱いに差異はない		
081224	保育関係団体事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	民間事業者が主体となって設置している任意団体である		
081233	利用者支援事業(特定型)	C	南足柄市の水準に合わせる。	南足柄市のみで実施のため、同市の水準を継承の上、実施する。		146
081234	一時預かり(ばーば倶楽部)事業	B	現行のまま存続する。	現状で、市外在住者の利用も可能であり、小田原市民も利用(全利用者の約20%)している。		
081235	ひとり親家庭等医療費助成事業(経理事務)	B	小田原市の例により統合	償還払いの申請時期以外に両市に違いはない。 申請時期については現在の南足柄市の1年以内は類似市の状況を勘案すると短い。		147
081236	小児医療費助成事業(経理事務)	B	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮したタウンセンター等の住民窓口で行う。	経理事務の流れは基本的に両市と同じ。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮したタウンセンター等の住民窓口で行う。		148
081237	児童手当支給事業(経理事務)	C	小田原市の例により統合する。	実施方法に大差なし。随時払いの日程と申し出徴収の取扱を小田原市の例に合わせる。		149
081238	病児・病後児保育事業整備費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている		
081239	市保育士会運営費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため		
081240	公立幼稚園園庭開放事業 公立幼稚園における子	C	南足柄市の予算措置を見直し、実施方法等については、現行のまま事業を継続する。	両市ともに公立幼稚園をフィールドとして実施し、事業規模も似通っている。		
082101	子ども会支援事業	C	2市の子ども会連絡協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。		

082102	新規子どもリーダー研修会・新規指導者研修会	C	他事業と統合し、事業の整理をおこなう。 小田原市では、リーダー研修会と指導者研修会をそれぞれ別事業(別日)として実施しており、新市においては小田原市の事務処理方式を適用する。 ・チャレンジ・アンド・トライ(子どもリーダー研修) ・インリーダー研修(子どもリーダー研修)	単位子ども会数が多いことや現行の実施内容から判断し、両事業を1日で開催することは難しい。			
082103	地区健全育成組織支援事業	C	2市の青少年健全育成連絡協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。			
082104	青少年育成推進員支援・活用事業	C	2市の青少年育成推進員協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。			
082105	地域の見守り拠点づくり事業・情報発信支援事業	B	南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市は未実施のため小田原市の事業内容にて実施する。			150
082106	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育所)	B	両市の運営方式を継続する。 ただし、負担金や運営水準は小田原市の水準とし、5年を目途に小田原市方式に統合する。	小田原市は、ほぼ直営方式、南足柄市は保護者会が運営(一部NPOへ委託)しており、運営方式が異なるため、すぐに統一した運営方法にすることは難しい。			151
082107	放課後児童健全育成事業利用料助成金交付事業	B	助成制度の廃止により関係事務を廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。			
082109	青少年環境浄化団体等支援事業	C	小田原市青少年環境浄化推進委員及び同協議会を廃止する。	既存組織(青少年育成推進員)での対応が可能である。			
082110	街頭指導活動等充実事業	C	小田原市のパトロール方式を準用する。 (青少年専任補導員3人)	警察OBの青少年専任補導員による街頭指導活動を継続する。			
082111	青少年問題協議会開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	協議会の開催数については、協議会としての責務を果たすにあたっては新市においても年2回の回数が妥当である。			
082112	表彰事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の教育委員会表彰制度を廃止する。			152
082114	青少年と育成者のつどい開催事業・中学生の主張発表事業	B	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。			153
082116	成人式開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実施方法が同等である。			154
082117	青少年の文化・スポーツ振興奨励事業	B	廃止する。	合併までに原資が尽きるため。			
082119	指導者養成研修・派遣事業	C	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。			155
082120	放課後児童健全育成事業運営費補助事業	B	廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。			
082121	ジュニア・リーダー育成事業	C	事業実施にあたっては、小田原市の事務処理方法を適用する。	対象年齢に違いはあるが、事業概要は同様のため小田原市の事務処理方式を採用する。 南足柄市の高校卒業者～22歳前後のオブザーバーは、小田原市シニアリーダーズクラブへ移行する。			
082122	ジュニア・リーダー育成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	新市においてもシニアリーダーズクラブの役割が必要となるため			
082123	地域少年リーダー養成講座開催事業	C	南足柄市未実施のため小田原市の実施方法にて行う。	学校や世代を超えた交流を図り、地域リーダーを養成していく本事業は、新市においても重要な体験学習事業と位置づけられるため継続実施して			156
082124	地域・世代を越えた体験学習開催事業	C	南足柄市未実施のため小田原市の実施方法にて行う。	子どもの成長につながる本事業は必要性が高く、効果的のため南足柄市では実施していないが、合併後の市においても継続する。			157
082125	地域体験学習事業	C	南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式にて継続実施する。	合併後の市においても地域のコミュニティの形成や世代間交流が図られる本事業は継続の必要性がある。			158
082126	青少年交流事業	C	南足柄市の新規子ども会リーダー研修会・新規指導者研修会事業のうち、新規子ども会リーダー研修会を小田原市の青少年交流事業と統合する。新規指導者研修会事業を小田原市の前期・後期育成者・指導者研修会と統合する。(別事業として別日に実施する) 事業区分は、子ども会支援事業と統合し実施する。	青少年交流事業(チャレンジアンドトライ)は南足柄市の事業の新規子ども会リーダー研修会と統合する。			159

082127	友好都市交流事業	C	平成29年度をもって廃止予定				
082128	地域内子ども交流事業	C	南足柄市は事業未実施のため、小田原市における子ども会支援事業に位置づけ、小田原市の事務処理方式を適用し継続実施する。	ふれあい子どもフェスティバルは市内の小学生相互の親睦・交流を深めることを主目的とする必要な事業であるため、継続実施する。事業としては子ども会支援事業と統合し、市子ども会連絡協議会への委託事業として実施する。			160
082129	相談及び自立・更生支援充実事業	C	実施方法等については、小田原市の方式を適用する。 相談対象年齢については、小田原市の年齢要件(0～30歳代まで)を適用する。	年齢要件については、子ども・若者育成支援推進法の対象範囲とする。			161
082130	青少年センター・青少年育成センター管理運営	B	青少年相談センター機能を一本化する。	健全な財政運営・行政改革の推進			162
082131	JICAボランティア支援事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	A51020 文化振興事業の参加者に対する祝い金(文化政策分科会)の調整方針(案)に基づき、祝い金を廃止する。 その他の実施方法等については、両市差異はないため、現行を引継ぐ。			

(9) 経済部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
091101	商工会議所・商工会運営補助金支給事務	C	要綱を統一し、現行のまま両団体に補助する。	両団体の合併には、商工会の解散手続きが必要であり、両団体が時間を掛けて検討する必要がある。 両団体の将来のあり方については、市橋商工会を含めて研究を進めていく。 当商工会の将来のあり方については、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会を含めて研究を進めていく。			
091102	市橋商工会運営補助金支給事務	C	現行のまま存続させる。	「JNET」の構成団体には「あしがら青年会議所」も含まれており、既に南足柄市を包含した広域的な活動していることから現行のまま支援することとした。			
091103	中小企業経営支援事業	C	現行のまま支援を継続する。	小田原市においては、平成29年度より小田原箱根商工会議所が中心となり個別の事業を推進することで既に合意されており、手法を変えることは難しいことから、エリアの拡大が現実的な方針と考える。			
091104	起業家・創業支援事業	C	「創業支援事業計画」を小田原市分、南足柄市分を合わせた計画に修正する。また、個別の事業については、南足柄市エリアも含めた中で小田原箱根商工会議所が中心となり、各機関が連携して実施する。	起業スクール自体の水準を下げることは、創業希望者のニーズに反することである。この事業は、両市において有用な事業であるため、エリアを拡げて実施するのが有益であるため。			163
091105	おだわら起業スクール	C	合併後の市域にエリアを拡げて現行の事業を継続実施する。	この表彰制度は、中小零細企業にとっては数少ない制度であり、表彰の水準を下げることによる経済効果はわずかであるため、今後は小田原市、南足柄市の中小零細企業を対象を拡げ、事業を継続実施する。			164
091106	産業勤労者表彰事業	C	合併後の市民を対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	この表彰制度は、永く技能関係の同一職種に従事し、技能の錬磨及び後進の育成等、その職種の向上発展に功績のあった者を表彰する制度である。今後は、両市の制度に大きな差異がないため、技能者表彰審査会を設置している小田原市に合わせるものとする。			
091107	技能者表彰事業	C	小田原市の制度に統合して継続実施する。	Aランク「中小企業信用保証料補助金」において小田原市の補助制度に合わせることから、事務処理についても同様に、小田原市の事務処理方法融資制度の縮小は、他市の制度と比較すると中小企業支援策として充分ではないので、市民サービスを維持するため小田原市の制度を採用する。			
091108	中小企業信用保証料補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。窓口は現小田原市役所に一本化する。	地域内で経済を循環させる小田原市独自のシステムが既に確立していることから、地域経済の活性化のため現行の事業を継続実施することとした。			165
091109	中小企業融資等支援事業	B	小田原市の制度に一本化する。 南足柄市中小企業融資条例を廃止し、要綱で定めるものとする。	既に「甘味摘み」では両市が連携して事業実施しており、今後も広域的な事業展開が期待できることから支援を継続する。補助金については当該団体が実施する事業ごとに判断することとする。			
091110	地域経済循環型住宅リフォーム支援事業	C	合併後の市民を対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	Aランク「一般財団法人小田原市事業協会」において現行のまま継続することから、当該団体との連絡調整についても継続する。			
091111	小田原プロモーションフォーラムに関すること	C	現行のまま調整事務を継続する。				
091112	一般財団法人小田原市事業協会との連絡調整	C	現行のまま事務処理を継続して実施する。				

091113	商工会、商店街振興会及び協同組合の設立許可等	C	現行のまま事務処理を継続する。	中小企業協同組合法に基づく事務のため、二市とも同様の事務内容であるので、現行のまま継続する。		
091114	鉱業に関すること	C	現行のまま事務処理を継続する。	鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律において、県から要請があった場合に生ずる事務であることから継続とする。		
091115	緊急物資の調達	C	現行の協定を継続することを前提とし、協定先に協定の継続について確認を行う。	協定の内容は基本的に同じであるので、地域防災計画に基づき、協定先の意向を確認した上で継続とする。		
091116	企業誘致事務	C	小田原市の事務処理方式を適用	地域の特性を見極め、良質で安定した雇用を生み出す企業の誘致に引き続き努めていく。 都市の健全な成長、総合計画・地方創生総合戦略の目標実現のために必須の事業であるため、事務体制や予算額等に関わり無く、継続して実施		
091117	立地支援制度認定事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 不均一課税の扱いについてはAランクで協議する。	総合計画及び地方創生総合戦略に基づき、地域経済の活性化、雇用の場の確保、市財政への貢献等を実現するため、立地支援制度を継続して		
091121	企業振興資金融資及び利子補給等事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市街地における住工混在の解消を促し、中小企業の拡大再投資を支援するため、制度を維持拡充する。		
091123	工場立地法事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	工場立地法に基づく緑地面積率等の地域準則は「小田原市開発事業に関する手続き及び基準に関する条例」及びその規則・運用基準に則って定めており、改正することが困難である。		
091124	企業市民まちづくり協議会事務	C	南足柄市の類似事業との統合を図り存続する。	市内既存企業との関係強化を図ることは流出防止に資するだけでなく、よりいっそうの経済活性化につながるものであることから、情報交換の場を無くすことは考えられず、両市の既存スキームの統合を図りながら存続させる。		
091125	市内企業との交流連携に関する事業	C	南足柄市の類似事業との整合を図りながら存続する。	市内企業との関係強化を図ることは流出防止と経済活性化に資するものであり、必須の事業であることから、両市の既存スキームの統合を図りな		
091126	神奈川県企業誘致促進協議会事務	C	小田原市の水準を適用する。	企業誘致の実現にあたって県との連携は必要不可欠であることから、継続して参画、連携する。		
091127	神奈川県地域産業活性化協議会事務	C	継続して参画する。	「地域産業活性化基本計画」は、企業立地促進法に基づいて県及び県下市町村が連携して策定するものであり、地域内に企業を誘致しようとする市町村は須らく参画すべきものである。 なお、平成28年度末をもって基本計画が改訂され、新たに「未病関連産業」等が位置付けられる予定である。		
091128	神奈川県産業技術交流協会事務	C	県において議論されている神産協の今後のあり方を注視しつつ、継続して参画する方向で検討する。 *承継する団体やスキームが無い場合があるほか、相応の負担が発生するスキームとなる可能性もある。	企業(特に中小企業)にとって個別では開催し難い各種技術研修・習熟研修等の機会を協会が提供することは大きなメリットであり、そうした団体やスキームに参画することは必要なことであるから、今後の組織のあり方を注視しつつ柔軟に対応していく。		
091129	小田原市企業誘致委員会事務	C	廃止する。	本制度は西湘テクノパークの分譲開始にあわせて開始されたものであるが、分譲率が80%を超えていることや、売主である鹿島建設において地元住民からの意見聴取の機会を設けていることなどから、存続の必要がないものと考えられる。 企業誘致推進条例に基づく奨励措置の適用是非については、1件審査により判断していく。 企業誘致施策の大転換を検討する場合には、プロジェクト方式の対応を検討する。 [西湘テクノパーク] 鹿島建設の開催する審査会に市も同席し、地域住民の意見を聴取しながら、意見を述べる。奨励措置の適用是非については、1件審査とする。 [大規模工場跡地] 民間取引による土地売買であり、奨励措置の適用是非については、1件審査とする。 [申柳・轟原工業団地整備事業] 民間開発事業者が企業選定委員会を開		
091130	各種調査等事務	C	従来どおり継続する。	必然的に対応が必要である。		
091131	企業CSR推進事業	C	小田原市の水準を適用する	あくまでも企業の自主的取り組みの支援であり、ニーズに応じた対応を図る。		

091132	適正計量普及事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを合併後の市の市域に広げる。	法令に基づく業務のため。			
091133	小田原梅まつり菓子展示会開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する	開始以来、60回以上続いている事業であり、本市の伝統的なイベントのひとつとして定着しているほか、親子が楽しめるイベント、世代間の交流へも貢献しており、これまでの内容を大きく変更することは考えていない。			
091134	「ブランド」魅力PR事業	C	事業の実施については小田原市の事務処理方法を適用し、対象産品を合併後の市の市域の地場の産品とする。なお、事業に係る予算は「0」とする。	市の名産品や特産品等を地域資源・観光資源として市内外へ相乗的に広く周知・PRを図ることを目的とし、合併後も同様にPRする必要がある。特別なイベントの開催ではなく、産品各々のイベントに相乗りするような手法により、費用を掛けず展開する。			
091135	小田原市商店街連合会支援事業・大雄山駅前活性化推進事業	C	小田原市商店街連合会支援事業については小田原市の事務処理方法を適用し、継続する。 大雄山駅前活性化推進事業については、小田原市の同趣旨の事業(持続可能な商店街づくり事業費補助金又は活気ある商店街づくり事業費補	小田原市商店街連合会支援事業は小田原市内の多数の商店会が加盟する団体への支援であるのに対し、大雄山駅前活性化推進事業は特定の地区の商店街等の活性化支援事業であることから、小田原市の同趣旨の事業と統合する。			
091136	商店街街路灯等電気料補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091137	活気ある商店街づくり事業費補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091138	持続可能な商店街づくり事業費補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091139	商店街診断士派遣事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを合併後の市の市域に広げる。	商店街だけでは課題が解決できない場合もあり、その案内役となるアドバイザーの派遣は必要である			166
091140	流動客調査実施事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。(市域拡大に伴い、小田原駅周辺がどのように変わるかを見極める上で、現行調査ポイントを継続)			
091141	食による商店街活性化事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(市の産物を使用しているものであり、認定については、なんでもありという訳ではない)	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。(市域拡大においても、本事業の主旨を理解し賛同するものは提供店として認定する)			
091142	中心市街地商店街実態調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、調査を継続する。	中心市街地における商店街の空洞化は深刻な問題であり、現在、どのような状況、意思(所有者)があるかを把握しておくことは今後の店舗の誘致等でデータは必要であるため、継続する。			
091143	空き店舗活用方策研究事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、方策研究、調査を継続する。	商店街における人口動向、通行量、路線価、駐車場の分布状況など、そのエリアに不足している業種を分析することが、空き店舗対策の立案に有効であることから継続する。限られた予算の範囲で、調査対象エリアを順次調査していくため、現行を継続するものである。			
091144	空き店舗活用・起業支援補助金交付事業	C	補助事業自体を廃止するため、事務は発生しない。				
091145	街かど博物館整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する。	現在認定を受けている博物館の維持管理や、今後の認定等も含め現行事業を継続する。館数を増やすことに関しては、認定基準のクリア等が必要であり、ただ単に増やすことは目指していない。			
091146	なりわい交流館管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する。 (開館時間や、日数については、現在12月31日のみ休館としており、特に支障をきたすものでないため変更はしない。現行の体制が浸透していると感じていることから、現行方法が望ましいと考える)	年間利用者も多く(3万人台)、地元の方も親しみをもって戴いていることから、現行のまま継続する。(同施設は利潤を追求するような施設でない)			
091147	地場産業振興協議会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する支援は継続する。			
091148	一般社団法人箱根物産連合会補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	多くの零細企業がかかわっている木製品製造業全体に対する助成は継続する。			
091150	伝統的工芸品産業振興支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。				
091151	各種展示会・見本市出展補助事業(販路開拓)	C	現行どおり継続する。	出展を希望している企業が、小田原市内にしかないの で現況のまま実施する。			
091152	木製品製造業実態調査事業	C	現行のまま補助する。	木製品業界全体像を継続的に調査することは継続する。			

091153	小田原城名物市開催事業	C	現行のまま支援を継続する。	商工会議所等と協力して事業を実施しているため、現行の小田原市外からの企業が出展する際には別途費用負担等の調整が必要となる。		
091154	小田原・箱根「木・技・匠」の祭典支援事業補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	多くの木製品がかかっている木工産業全体でのPR事業に対する助成は継続する。		
091155	小田原かまぼこ桜まつり補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	かまぼこ業界がかかわって、地域ブランドの周知や商品PRをしている事業に対する助成は継続する。		
091156	ブランド推進事業	B	新市主体としてのブランド認定の制度自体は導入せず、イベント開催の支援を行う。	市としてのブランド認定業務は行わない。ただし合併まではこの事業を継続する。		167
091157	商業振興及び地域活性化奨励金交付事業	C	奨励事業を廃止とする。	小田原市の類似事業に統合または個別に支援をし、制度を廃止する。		
091158	労働講座	C	雇用に関する法律や制度について市民が無料で参加できる講座を開催する。	南足柄市が類似事業を実施していないことや、参加者アンケートの結果、既存事業の継続要望が高いことから、平成29年度時点での小田原市の事業計画を踏襲する。		
091159	労働団体連絡調整事業	C	神奈川県が県西地域で短期労働講座を開催する年は、県との共同開催	小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。地域労働団体との意見交換の場であり、代替案は想定できない。		
091160	労働団体支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、小田原・足柄地域連合、小田原・足柄地域労働者福祉協議会及び地域労働者福祉協議会への補助を継続する。	小田原市の水準のほうが南足柄市の水準より詳細に定められていることに加え、事業実施に当たっては地域労働団体の要請も加味しており、代替案は想定できない。		
091161	勤労者生涯学習管理事業	C	平成29年4月1日を持って用途廃止の予定。	老朽化及び耐震基準を満たしていないため。		
091162	勤労者サービスセンター支援事業・勤労者共済会支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市勤労者サービスセンターは平成26年度・27年度に在り方検討委員会を立ち上げ、自立化促進と体制強化の検証を行っており、サービスセンターの運営に当たり、小田原市勤労者サービスセンターを基準にすることは合理的であると考えられる。		
091163	小田原市働く市民の広場運営管理事業	C	南足柄市に類似施設がないため、引き続き小田原市働く市民の広場を開設する。管理・運営については、小田原市勤労者サービスセンターに委託	南足柄市に類似施設がないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。地域労働団体の要請も加味して運営しており、代替案は想定できない。		
091164	勤労者生活資金貸付事業	B	限度額や借入期間、資金使途がより広い小田原市の制度を踏襲する。	小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。		168
091165	ジョブツアー	C	若年者のキャリア教育の機会として、県西地域の高校生に定着している事業なので、小田原市の水準で継続実施する。	県西地域の進路指導協議会・校長会議と連携、協力して実施しており、足柄高校からも多数の生徒が参加しているため、現行の形で継続実施することに特段の支障はない。		
091166	ジョブスタディ	C	若年者へのキャリア教育の機会として、県西地域の高校生に定着している事業なので、小田原市の水準で継続実施する。	県西地域の進路指導協議会・校長会議と連携、協力して実施しており、足柄高校からも多数の生徒が参加しているため、現行の形で継続実施することに特段の支障はない。		
091167	Uターン就職応援合同説明会事業	C	小田原市の事業を踏襲する。	小田原市のみが実施している事業のため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので、代替案は想定できない。		
091168	若年者雇用マッチング支援事業	C	小田原市の事業を踏襲する。	南足柄市に類似事業がないことから、小田原市の例に従っても特段の使用はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので、代替案は想定できない。		
091169	就職情報提供事業	C	ホームページによる情報提供については、平成29年度に、お仕事ナビを閉鎖し、民間企業が運営する類似システム(成企業ナビ)に小田原市のカテゴリーを作成することで対応することとなっているため、合併後は新たな市場に対応できるようにシステム改修を行い、引き続き実施する。紙媒体による情報提供は引き続き実施する。	市民や企業の利便性を考え、小田原市の事業形態を踏襲する。		169
091170	就職面接会開催事業	C	新たに誕生する市とハローワーク小田原、ハローワーク松田が共催で、合同就職面接会を開催する。	南足柄市が類似事業を実施していないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので代替案は想定できない。		170
091171	雇用対策協定推進事業	C	小田原市と神奈川労働局が締結した雇用対策協定を、新たに誕生する市が踏襲し、連携して地域の雇用施策推進を図る。	南足柄市に類似事業がないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。また、厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事務なので、代替案は想定できない。		
091172	「小田原おでん」普及推進支援事業	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかっている地場産業がかかっている事業に対する支援は継続する。		
091173	小田原木工団地事務	C	現行のまま支援する。	木工関連企業を移転集団化することにより、環境保護と木工産業の振興を図る目的で整備した経緯があるので小田原木工団地からの要望等があった場合、解決手法等を検討するなどの支援は継続する。		
091174	小田原卸商業団地に関する事務	C	小田原市の事務処理を適用し、小田原卸商業団地の組合との調整等を継続する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。		

091175	大規模小売店舗立地法に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを新市の市域に広げる。	法令に基づく事務であることから。			
091178	小田原地下街運営事業	C	・現行のまま存続 ・現行の直営(委託)から貸付、売却などへの移行といった本事業そのもののあり方については、今後の売上や客数の動向、運営主体の有無などにより適時検討、調整	・小田原市のみが存在する事務事業であるため。 ・検討、調整にあたっては、今後の売上や客数の動向、運営主体の有無などが最重要な要素となるため。			
091180	中心市街地活性化推進事業	C	現行のまま存続 事業自体は、平成29年度をもって中心市街地活性化基本計画の期間が満了するため、平成28年度中に今後の方針を決定	小田原市のみが存在する事務事業であるため 二市協議の議論よりも早期に今後の方針を決定するスケジュールであるため			
091181	南足柄市中小企業退職金共済制度奨励補助金支給事務	C	本事業は廃止とする。(3年の経過措置を設け廃止とする)	合併時に新規申請の受付を取りやめ、加入期間が終了する3年後に廃止とする。			
091182	地場産業振興協議会補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する助成は継続する。			
091183	県工業産業振興協会補助金支給事務	C	事務処理を適用する。	対象組織が小田原市にしかないので小田原方式にする。			
091184	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金支給	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する助成は継続する。			
091185	伝統工芸産業後継者奨励金支給事務	C	現行のまま補助する。	伝統的工芸品の後継者を目指す方への女性は、木製品業界全体の繁栄につながるため助成は継続する。			
091186	協同組合等共同施設補助金支給事務	C	廃止する。	現在は運用していないため廃止とする。			
092101	入込観光客調査事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、合併後の市として実施する	過去の調査結果との関連もあるため、既存の調査地点については、小田原市の方式を適用して調査を実施することとし、新たな調査地点の検討も行う。			
092102	北条五代観光推進協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、合併後の市として参画する	本協議会は、小田原市が中心となり、組織された協議であり、結成以降、事務局になっている状況から、継続以外の方向性は考えられない。			
092103	日本忍者協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して参画する。	本協議会は、平成27年に組織されたばかりの広域連携組織であり、小田原市長は設立準備会の発起人に名を連ね、現在は副会長を勤めている状況から、継続して取り組む以外の方向性は考えられない。			
092104	(社)神奈川県観光協会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として加盟する	今後も県内市町村とともに観光振興を図るため、合併後の市として新たに加入する。負担金の額については、加盟する県内の各市町村との協議が必要となる。			
092105	西さがみ観光協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに加盟する	本協議会は、県西地域の観光振興を目的とした広域連携組織であり、合併後の市が誕生したとしても、必要な取組みである。また、負担金については、前例がないケースであるため、加盟する他市町と協議を行った上で、金額を決めていくことになり、現在のところ削減規模は不明である。			
092106	あしがら観光協会事業	C	新市誕生を機に、脱会する	新市として、足柄上郡5町との連携については、経済効果等のメリットが少ないと考えられるため脱会する。			
092107	神奈川県観光振興対策協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに加盟する	本協議会は、県内の観光振興を図ることを目的に設置され、県及び県内の全市町村で構成されている。また、毎年、各市町村が協力するかたちで、「入込観光客調査」などを実施しているため、合併後の市として新たに加盟する方向しか考えられない。			
092108	西さがみ地区観光フェスティバル事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに参画する。	本事業は、県西地区両市3町の広域的な観光キャンペーンを展開するものであり、合併後の市として加盟しても特段の影響はないものとする。			
092109	全国梅サミット協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として参画する	今後も広域的な連携による取組みは必要不可欠であることから、引き続き合併後の市として参画する。			
092110	小田原城名物市出店事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	本市にゆかりのある市町をPRする絶好の機会となることから、継続して事業を実施する。			
092111	公益財団法人日本さくらの会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	今後の桜の植え替えを進めていく必要があることから、継続して実施していく。			

092112	おだわら散策マップ作成 事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し継続して実施するが、ハイキングコースについては経済効果等も考慮しながら選定し、記載していく。	小田原市の事業を継続して実施する。南足柄市のハイキングコースの扱いについては経済効果を考慮しコース設定をすると共に、経済効果の低いコースについては所管変えも含め検討する。		
092113	ウォーキングコース維持 管理事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するとともに、「92114ハイキングコース維持管理事務事業」を統合する。南足柄市のハイキングコースについては、経済効果を考慮しながら選定し、維持管理を行っていく。	小田原市の事業は継続して実施する。南足柄市のハイキングコースについては経済効果を考慮しながら選定し、効果の高いコースを維持管理を進めていく。また、経済効果の低いコースについては所管替えも含め再度「92113ウォーキングコース維持管理事務事業」に統合。南足柄市のハイキングコースの扱いについては経済効果を考慮しながら選定し、維持管理をおこなう。また、経済効果の低いコースについては、所管替えも含め再		
092114	ハイキングコース維持 管理事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、「92113ウォーキングコース維持管理事務事業」に統合する。南足柄市のハイキングコースについては、再度選定し、維持管理を行っていく。	新市となっても、来訪者の回遊性の向上は、観光振興の重要な施策の一つとなっているため、継続または、サービス水準を上げる方向で実施す		
092115	小田原宿回遊バス運行 事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	観光施設案内板は、来訪者のニーズも高いことから、引き続き整備を進めていく。		
092116	観光施設説明板製作設 置事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	本事業については、来訪者のニーズが高く、また街なかの商店などにご協力いただくことで、市民の意識啓発にもつながるため、廃止または水準を落とす方向は考えられない。		
092117	街かどお休み処運営 事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」において、「まち歩き観光の推進」は、リーディングプロジェクトの一つに位置付けられていることから、観光ガイドに対する支援については、水準を落とすことなく、引き続き実施		
092118	駅からガイド事業支援 事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、新市として継続して実施する。	事業完了のため、廃止する。		
092119	小田原城天守閣等W1 - F1整備事業	C	平成28年度で設置が完了するため、廃止する	両市で運用しているシステムの統合については、多額の費用が想定されることから、当面はそれぞれシステムの運用を行っていく。ただし、今後、システムを見直す際には、新たに両市の情報を掲載したシステムの構築		
092120	観光まち歩きアプリケー ションの開発・運用事業	C	継続して両システムを継続して運用する。ただし、今後、システムを見直す際には、両市の情報を掲載した新たなシステムの構築を検討する。	観光客の誘客を図るためにも、本事業は引き続き実施する。		
092121	あしがら花紀行事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	二次交通の拡充は、今後も欠かせない施策の一つであるため、継続して実施する。		
092122	レンタサイクル事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	観光案内所は、今後、観光振興を図る上では欠かせないものとともに、来訪者のニーズも非常に高いため、水準を上げて実施することは考えられず、継続または拡充する方向で運営する。		
092123	観光案内所運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	スケールメリットを活かしながら、経費の節減を行う。		
092124	観光協会支援事業	B	一定の期間(3～5年程度)を設けて、統合に向けた検討を行い、小田原市の団体に統合するよう働きかける。	来訪客に対する情報発信ツールとして、パンフレットは非常に有効な媒体であるため、ある程度情報を整理しながら、継続して発行する。ただし、南足柄市が発効するパンフレットのうち、ハイキングコース等に関する部分については、「092112おだわら散策マップ作成事務」のなかで扱うこととす		
092125	観光パンフレット等作成 事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業内容を整理して実施する	両事業については、民間活力を最大限に導入するため、それぞれ実行委員会を組織して実施しており、大きな誘客事業となっている。運営主体が異なる両事業の統合や廃止は、多くの市民や来訪者からの理解が得られにくく、それぞれ継続して実施する方向が最善であると考ええる。		
092126	小田原城あじさい花菖 蒲まつり運営事務事業 (足柄金太郎まつり)	C	小田原市の事務処理方法を適用し、それぞれ継続して実施する。	本事業は、費用対効果が非常に高い事業であり、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」においても、「歴史文化コンテンツの活用推進」や「インバウンドの推進」といったリーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げることや、廃止などについては、考えられない。今後も新市として、継続または拡大する方向で実施していく。		
092127	(仮称)北条五代物語の 作成・発行事業	C	平成28年度で事業完了予定	この観光戦略ビジョンは、期間を平成28年度から平成34年度までの7年間としているため、位置付けられた事業については、計画どおり取り組んでいく。ただし、期間終了後、新たなビジョンの必要性が生じた際は、新市として策定していくこととする。		
092128	首都圏での歴史コンテ ンツのPRキャラバン事	C	平成28年度で事業完了予定	本事業については、本市の資源の一つである「海」を活用する数少ない事業であり、毎年、多くの方に利用していただいていることや、海水浴場設置を設置する上で必要最低限の費用を計上しているもので、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。今後も適正な維持管理に努め、継続して事業を実施する以外考えられない。		
092129	交通事業者等とのタイ アップによる観光ツアー の造成及びPR事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。			
092130	観光戦略ビジョン推進 事業	B	合併までは、計画どおり事業を進めるが、合併した際には、新たなビジョンを策定する。			
092131	海水浴場管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する			

092132	城址公園管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	城址公園は多くの観光客等が訪れる場所であるため、公園内の適切な維持管理等を行い、来訪者に魅力的なイメージを常に持っていただけるよう配慮する必要がある。また、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」でも、本事業を含む「小田原城の魅力向上」は、リーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。			
092133	小田原動物園管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	飼育動物の引取り等については、引き続き日本動物園水族館協会を通じて情報発信を継続する。			
092134	城址公園植栽管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	城址公園は多くの観光客等が訪れる場所であり、常に適切な植栽の維持管理を行い、景観の維持や来訪者の安全性確保に配慮する必要がある。また、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」でも、本事業を含む「小田原城の魅力向上」は、リーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。			
092135	城址公園整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	本事業は、平成31年度に事業完了予定となっているため、継続して事業を進める。			
092137	遊園地運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092138	小田原城天守閣・常盤木門運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092139	小田原城天守閣・常盤木門誘客事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	展示内容の更新や魅力ある特別展等を開催するなど、継続して誘客促進を図る。			
092140	小田原城歴史見聞館運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続して実施する。	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092141	小田原城歴史見聞館誘客事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続して実施する。	展示内容の更新を実施し、継続して誘客促進を図る。			
092142	金時山山頂トイレ維持管理事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し、継続する。	ハイカーの利便性を保つため、周辺市町等と連携しながら、継続して取り組む以外考えられない。			
093101	有害鳥獣被害防止対策協議会事務	B	協議会は足柄上郡から南足柄市を分離し小田原市に統合するよう働きかけるが、猟友会による活動については支部ごとの活動とする。	一市一団地で取りまとめするため協議会は足柄上郡から南足柄市を分離し小田原市に統合するよう働きかけるが、猟友会による活動については、両市の環境や状況に合った活動を行うため、両支部が管轄する、それぞれの地域において活動する。			
093102	鳥獣保護管理対策事業費補助金・有害鳥獣駆除活動費助成金	C	小田原市へ統合	統一した鳥獣被害対策を実施するため。			
093103	鳥獣被害防止総合対策交付金	B	小田原市の事務処理方式を適用する。(小田原市へ統合する。)	統一した鳥獣被害対策を実施するため			
093104	鳥獣被害防止計画の定期的な変更業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。(小田原市へ統合する。)	統一した鳥獣被害対策を実施するため			
093105	鳥獣被害対策実施隊の隊員報酬支出事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。(小田原市へ統合する。)	一市一計画に取りまとめするため。両市における支援の内容を確認したうえ、必要に応じて支援の範囲を見直し・統一する必要あり。			
093107	農産物ブランドプロモーション事業	B	小田原市の事務処理方式を適用する。(行革とは別に事業実施にあたり、精査しつつ進める。)	南足柄市にて該当する事業がないため、小田原市の事務処理方式を適用し、南足柄市の農産物のプロモーションも行うため。また、十郎梅ブランド向上協議会においても、南足柄市にて該当する事業がないため、小田原市の事務処理方式を適用し、南足柄市における梅生産者の支援を行う。行革とは別に、事業実施にあたっては、精査、検討を行う。			
093108	小田原梅品評会運営委員会事務	C	廃止する。	品評会事業について、一定の事業実施による効果があったとみなし、平成29年度以降は廃止とする。品評会事業廃止に伴い、小田原十郎梅ブランド向上協議会に一部事業を移管する可能性あり。			
093109	神奈川県茶業振興協議会事務	C	同一事務のため現状維持で継続	神奈川県茶業振興協議会への参加及び負担金の支出を行う事務であるため、現状維持とする。			
093110	6次産業化ネットワーク活動交付金	B	小田原市の事務処理方式を適用する	法に基づく事業のため。			

093112	環境保全型農業直接支払交付金	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業のため。			
093113	小田原市有機の里づくり協議会事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該協議会は、国が推奨する有機農業の推進を図るものであり、小田原市としても農業振興の観点から当該協議会に対して必要となる支援を行う必要があるため、小田原市の事務処理方法を適用することが最良であるため。			
093114	農業まつりの企画・運営事務	B	執行方法等を検討し新たに実施	両市の農業祭を統合し内容を調整			
093116	梅の里センター等の施設管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	農業振興施設が南足柄市にないため			
093117	梅の里センター等の自主事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	農業振興施設が南足柄市にないため			
093118	農村公園等の維持管理事務	C	現行維持	施設維持管理の必要性があるため引き続き継続とする。			
093119	農村公園、三角公園、足柄万葉公園の維持管理事務	C	現状維持で継続する。	同一事務のため			
093120	団体育成補助金(県共進会乳牛等運搬事業費補助)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の畜産業の振興と発展を図るためには必要不可欠であることから、現状の事務処理方式を適用するもの。(南足柄市該当事業なし)			
093122	畜産会運営事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市共通で実施する事業に加え、小田原市では畜産会が組織されていることから、小田原市の事務処理方式での事業実施が不可欠となる。			
093125	農振農用地の管理・指導等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	法定事務のため、小田原市に統一後、維持する。			
093129	農用地証明書発行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の手数料条例を踏襲する。			
093130	多面的機能支払交付金受付・審査等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093131	水土里情報システム管理・運用事務	C	小田原市と南足柄市のシステムを統合する。	小田原市と南足柄市は、ほぼ同様の目的と仕様でシステムを利用しているが、各々の区域しかカバーできていない。そのため、両市域をカバーできる形にシステムを統合して、引き続き利用することを方針とする。			
093132	多面的機能支払交付金活動団体補助・指導事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093133	小田原市農政協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	協議会の構成員であるかながわ西湘農業協同組合が南足柄市を含めた両市8町を管轄区域としているため			
093135	県西営農支援センター協議会事務	C	同一事務のため現状維持で継続する。	県西地域の農業の振興のため農家等へ支援を行う機関として必要と考える。この事業は、就農者の高齢化、後継者や担い手不足による耕作放棄地の拡大、鳥獣被害等の営農に関する課題に広域的に対応することを目的として設置した組織であり継続をすることであるため方針は1つとした。			
093136	小田原市農産物加工品普及推進協議会事務	C	廃止する。	平成28年度総会において、平成28年度事業終了をもって協議会を終了することを承認済み。			
093137	里地里山保全等促進事業補助金	C	現行のまま存続	県条例等に基づく事業のため。			
093138	里地里山活動団体支援事務	C	現行のまま存続	県条例等に基づく事業のため			
093139	農薬使用安全指導事務	C	同一事務のため現状維持で継続。	相談者からの農薬に係るトラブル・苦情相談への対応にあたって、県と連携しながら、住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導、必要に応じて現地での事実確認等を行う必要があるため現状維持			

093140	特定法人貸付等事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。子どもと生活文化協会の市民農園事業は、法令上、市が当該事務を継続しなければ事業ができなくなるため、事務は廃止せず継続とする。			
093141	新規就農支援事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	すでに実施しているため円滑に移行できる。			
093142	新規就農支援事業補助金	C	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとる。	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。			
093143	定年帰農者農業支援奨励金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング(生涯現役社会)実現のため先進的な事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実農業振興に対し必要である制度のため事業を継続する			171
093144	農業振興資金融資利子補給金事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する				
093145	農作物災害助成資金緊急融資利子補給金事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	ほぼ同一事務の為。			
093146	野菜価格安定事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	JA全農神奈川県本部が実施する事業であり、小田原たまねぎ(南足柄市では生産なし)が対象作物であるため、小田原市の事務処理方式を適用			
093147	経営所得安定対策等推進事業費補助金	C	小田原市の事務処理方式を適用する	基本的に同じ業務である。			
093149	経営所得安定対策事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	基本的に同じ業務である。			
093150	中山間地域等農業活性化支援事業費交付金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業のため。			
093151	中山間活動集落支援事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現在、小田原市で1集落が計画を作成し事業を継続しているため、現状の事務処理方式を適用する。(南足柄市該当事業なし) 法に基づく事務のため、調整の余地なし。			
093152	小田原オリーブ研究会事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市に該当する事業がないため			
093153	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市にて該当する事業がないため、既に苗木代補助等のオリーブ振興事業を行っている小田原市の事務処理方式を適用し、南足柄市のオリーブ生産者の支援を行う。			172
093154	耕作放棄地解消事業費補助金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民菜園に対する補助ではなく、農業者が耕作を行うための農地に対する補助を実施するため。			
093155	耕作放棄地調査事務	B	両市の事務処理方式は同一のため、現行の事務処理方式を適用する。	現地調査、荒廃農地調査の事務処理方式は同一のため、引き続き現行の事務処理方式を適用する。			
093156	湘南ゴールド振興協議会負担金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に該当する事業がないため。			
093157	地域農業再生協議会事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	ほぼ同一の施策の為。			
093158	教育ファーム推進事業における水稲栽培体験学習事業事務	C	廃止する。	学校と農家が直接やりとりできるものとして廃止			
093159	各種農家団体事業事務	C	現状維持	各種農家団体に対する名義後援や、イベントの支援を行う事務のため現状維持とする。			
093160	グリーン・ツーリズム支援事務(拠点施設管理事務)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	整備済みの拠点施設は維持管理が必要となるため、現状の事務処理方式を適用する。(南足柄市該当事業なし。)			
093162	オーナー制度支援事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093163	市民農園整備事業事務	C	市が運営・管理している市民農園について、民間活力の導入することで廃止を目指す。	市が運営・管理をしている市民農園については、民間活力を活用し、民営の農園に移行する。			
093164	認定農業者の認定事務	B	内容を再検討し設定する。	各市の状況に合う基本構想を作成する必要があるため。			
093166	森林・林業・再生協議会	C	新たに設定する。	南足柄市は付属機関であり、小田原市に任意の協議会であることから、新たに協議会として調整する。			
093169	いこいの森・足柄森林公園丸太の森管理運営事務	B	当面維持後、あり方について検討を行う。	両施設が類似しているため、丸太の森の将来的なあり方について検討する。			
093175	松くい虫防除事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で該当事業がないため。			

093177	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。		173
093178	バンガロー整備事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象が限定されており、現行のまま新市に引き継ぐものであるため		
093179	協力協約締結箇所整備における所有者負担金の徴収事務	C	同一事務のため現状維持で継続	同一事務のため現状維持で継続		
093187	長期施設受委託補助金執行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市が県施行のエリアであることから、合併した場合も県施行であるため。		
093188	ふるさとの森づくり運動運営事務	C	現行のまま継続し、将来的に内容を精査する。	南足柄市で該当する事業がないため。		
093190	森林関係団体に関する事務	C	当面現団体のみ継続	・市域の7割を占める森林を後世に引き継ぐためにも継続とする。 ・平成43年度まで地主との覚書の締結により市が管理することとなっている。 ・このことにより、覚書の期間満了時まで管理を行う必要がある。		
093193	誕生祝い品関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。		
093195	東京おもちゃ美術館負担金支出業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。		
093196	木育推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。		174
093200	伐採及び伐採後の造林の届出受付事務	C	法令に基づく届出及び計画事務のため現状維持	法令に基づく事務のため現状維持とする。		
093204	ほ場整備事業	C	現状維持	生産意欲の高い地域において、農作業の効率性を高めるため、ほ場整備を実施することは必要であるため、現状維持とする。		
093205	土地改良自団体連合会等負担金支出事務	C	現状維持 (対象:県土地改良事業団体連合会本部、土地改良推進協議会、広域農道小田原湯河原線推進協議会)	各団体の主たる構成員なので脱会することはできない。		
093208	農道・用排水路整備事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市固有の事務のため		
093209	農道・用排水路維持管理事業	C	現状を継続し、将来的に内容を精査する。	施設維持管理のための原材料支給については、必要性があるため引き続き継続する。		
093210	林道整備・維持管理事業	C	現行のまま継続し、将来的に内容を精査する。	市で管理する林道の維持管理はなくなるものではないため		
093211	林道巡視員に関する事務	C	当面現状を維持するが、将来のあり方については地域性を考慮し検討する。	市内主要13路線の林道巡視を関係自治会からの推薦により2年間の任期で巡視を実施している。 担当課職員の減員による随時のパトロールができない状況でこの制度については当面存続する。 林道を適切に管理していく効果は高いと思われるが、南足柄市固有の事務であることから、将来のあり方については、それぞれの地域性を考慮		
093212	桧山林道開設事業推進委員会	C	開設事業完了後解散 ・事業完了年度末に解散予定 ・委員会の開催は開設完了後に解散させるため1回開催する。 ・年1回水源を守る会と現地確認を行う。(工事開始前)	・平成31年に事業が完了予定となっているため、開設完了後解散		
093213	酒匂川水系農業用取水組合事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市において該当する事務がないため		
093214	広域農道小田原湯河原線推進協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市において該当する事務がないため		
093215	青果市場管理事務	B	老朽化した施設の再整備に向けて、市場のあり方を検討していく。 青果市場として必要な規模を今後の市場需要見込を勘案して算定する。 公設公営、指定管理者、民営化について、本市として最適な手法を検討する。	平成27年度に実施した意識改革リーダーによる事務事業見直しにより、行財政改善推進委員会より、今後の方向性に関して意見が付されたので、それに則って検討していく。		
093223	青果市場連絡協議会事務	B	青果市場管理事務の方向性により決定していく。 それまでは現状維持する。	青果市場の今後のあり方に付随するものである。		
093233	果樹園地活性化対策推進事業における果樹産地協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。		
093234	生産緑地の指導事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。		
093235	農業委員会連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の農業委員会の方針にもよるが、南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。		

093236	農業委員会制度変更に伴う農業委員会委員任命事務	C	同一事務のため現状維持で継続 改正後の選任は完了したので、3年後の改選時に地区に配慮して選任する。	法律に定められた規定による。			
093237	農業協同組合連絡調整事務	C	現状維持	同様の事務内容の為、現行の事務内容を維持する。			
093238	人・農地プラン推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の農業委員会の方針にもよるが、南足柄市ではまだプランを作成していないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093242	利用権設定事務	C	現状維持で継続し、様式や申請方法等について2市間ですり合わせを行う	農業経営基盤強化促進法にかかる基本的な事務は同じなので、様式や申請方法等について事務調整を行う。 新規就農者に関する取り扱いについては、農業委員会と調整が必要。			
093243	JA主催品評会への協力事務	C	現状維持	同様の事務内容の為、現行の事務内容を維持する。			
093245	県照会・回答事務	C	同一事務のため現状維持で継続	同一事務のため現状維持で継続			
093246	森林協会等関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	同一事務のため小田原市の例により統合			
093250	開発に伴う管理者協議事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。			
093251	土砂等による土地の埋立て等に関する条例に伴う許認可事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	両市の事務に違いがない			
093252	林地開発調整事務	C	現状維持	林地開発事業に対して庁内の意見の取りまとめを行う。			
093253	市営漁港管理事業	C	現行のとおり実施する。	市営漁港管理事業をしているのは、小田原市だけであり、市営漁港施設使用料は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093255	漁業共済掛金補助事業	C	現行のとおり実施する。	漁獲共済掛金補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093256	水産振興資金融資事業	C	現行のとおり実施する。	水産振興資金融資事業をしているのは、小田原市だけであり、貸付金は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093257	水難救済会支援事業	C	現行のとおり実施する。	神奈川県水難救済会に支払う負担金事務であり、負担金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。			
093258	漁業後継者育成事業	C	現行のとおり実施する。	団体育成補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093259	小田原みなとまつり開催事業	C	現行のとおり実施する。	小田原みなとまつり開催事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093260	小田原特定漁港漁場整備事業	C	現行のとおり実施する。	小田原特定漁港漁場整備事業をしているのは、小田原市だけであり、この事業の実施主体は神奈川県であるため。			
093261	小田原漁港振興協議会事務	C	現行のとおり実施する。	小田原漁港新港協議会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準以下であるため。			
093264	荷さばき施設、加工施設整備事業	C	現行のとおり実施する。	小田原市漁業協同組合が事業主体で進める事業の補助的業務であり、市で受けた国費を交付金として支出する。また、事業の整備も平成29年度完了予定であるため。			
093265	交流促進施設等整備事業	B	現行のとおり実施する。	交流促進施設整備については、平成29年度から工事着手する予定であり、国庫の確保等もほぼ確定しているため。			
093266	(仮称)小田原漁港フィッシングパーク整備事業	B	現行のとおり実施する。	(仮称)フィッシングパークの整備事業については、検討段階であるため。			
093267	各種協議会参画事務	C	現行のとおり実施する。	各種協議会参画事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093268	水産資源環境保護事業	C	現行のとおり実施する。	漁業振興施設設置等補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093269	水産市場施設管理運営事業	B	現行のとおり実施する。	水産市場施設管理運営事業をしているのは、小田原市だけであり、規模は違うが、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093270	水産市場施設再整備事業	B	現行のとおり実施する。	水産市場施設再整備事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、まだ再整備については、政策決			
093271	水産物消費拡大促進事業	C	現行のとおり実施する。	小田原さかな普及の会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準以下であるため。			
093272	海岸保全促進事業	C	現行のとおり実施する。	海岸保全促進事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、ゼロ予算事業でもある。			

093274	魚ブランド化促進事業	C	現行のとおり実施する。	魚ブランド化促進事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093275	漁協等水産関係団体との連絡調整事務	C	現行のとおり実施する。	漁協等水産関係団体との連絡調整事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093278	小田原市卸売市場審議会事務	C	現行のとおり実施する。	小田原市卸売市場審議会事務をしているのは、小田原市だけであり、委員の定数等は類似団体と比較しても同水準であるため。また、審議会の開催については、市長の諮問があって行われることになるため、調査審議事項がない場合は事務を執行する必要はない。			
093280	水産関係団体イベントの企画・調整等に関する	C	現行のとおり実施する。	水産関係団体イベントの企画・調整等に関する事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、ゼロ予			
093283	(仮称)道の駅金太郎のふる里整備事業	B	計画どおり整備する	地域経済活性化のため必要な施設である			
093284	農業嘱託員事業	C	廃止する。	現状も活用されていない制度のため、廃止する。			
093285	農道占用料事務	C	小田原市の事務処理を適用する。	南足柄市の該当案件がなく、小田原市固有の事務であるため			
093286	森林組合関係事務	C	森林組合法に基づいた団体であるため、現行のままとする。	それぞれの組合との連絡調整を行なう。			
093287	小田原市農業後継者対策資金融資利子補給金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて補給金額は妥当と考えられるため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。			
093288	小田原市認定農業者対策資金融資利子補給金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	近年農業経営基盤強化資金を活用する農業者が増加しているため、その経営を支援するため小田原市の事務処理方式を適用するもの。			
093289	農業振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて適切な補助制度であるため、対象エリアを新地域に拡大して小田原市の事務処理方式を適用し実施するもの。			
093290	畜産振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	同様の事業を行う他市町の水準と比較しても同程度であることから、現在の事務処理方式を適用。(南足柄市該当事業なし)			
093291	林業振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093292	地域林業形成促進事業費補助金交付事務	C	現行維持	国・県補助事業のため基本的に両市の制度を現状維持とするが、制度の差異については整合を図る。			
093293	水源林管理道整備事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093294	農業用施設等雪害対策事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	国の要綱等に基づく事業のため。(同一の事務のため)			
093295	森林組合活性化対策事業補助金交付事務	C	合併時は現状を維持するが、廃止の可能性を検討する。	小田原市では森林組合に対し補助金を支出していない。南足柄市においても順次減額してきていることから、合併時は現状を維持するが、今後、廃止の可能性を検討していく。			
094101	農業委員会委員候補者選定委員会	C	農業委員会委員候補者選定委員会であるが、農業委員の任期については、農業委員会等に関する法律施行令第11条に規定されており、その期限に併せ開催する必要がある。現在、両市とも設置しており、合併後も必	小田原市に編入合併した場合、農業委員会委員候補者選定委員会を従前どおり設置する。定数は、現在の両市の合計数とし、報酬額については、小田原市の方式とする。			
094102	農業委員会費交付金	C	農業委員会等に関する法律第2条第1項、同法第6条第1項の規定に基づく事務に要する経費で、委員及び職員に要するもの、その他法令で定めるものの財源に充当するため、市町村に対して交付金を交付する都道府県に対し交付する制度であることから、神奈川県が交付するものである。	交付金のため、調整事項なし。			
094103	農地台帳整備	C	農地法第52条の2及び農地法第52条の3等に定められたものであり、調整事項はない。なお、農地台帳については、今後「フェーズ2」に移行する予定で、移行後現在のシステムは不要となる予定である。ただし、国庫補助を受けており、平成31年度までは、移行後であっても維持する必要がある	法令に係る事務であり、調整事項はない。下記水準の事務量は、小田原市と南足柄市の合計とした。なお、関連法令等が現行制度のままであることを前提としている。			
094104	農地台帳整備(フェーズ2対応)	C	農地情報公開システムに係るフェーズ2への対応について、現在、両市ともフェーズ2への移行をする方針である。	農地情報公開システムについて、両市とも、全国農業会議所の事業に併せてフェーズ2への移行を進めており、今後もその方向で進める必要が			
094105	農業委員会総会	C	農業委員会総会の開催について、現行と同様に毎月1回開催する	総会は、県の調査期日や県農業会議で開催される常設審議会の日程を踏まえ、毎月1回開催しており、特に変更すべき点はない。			
094106	農地関係業務(転用事実に関する照会)	C	「登記上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」、「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」等の通知に基づくもの	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			

094107	農用地等証明手数料 (農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願)に係る事務	C	「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」及び「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続きについて」(通知)に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094108	農用地等証明手数料 (農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明願)に係る事務	C	「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」及び「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続きについて」(通知)に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094109	農用地等証明手数料 (引き続き農業経営を行っている旨の証明願)	C	租税特別措置法第70条の4第1項、及び「租税特別措置法第70条の6第1項」の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094110	農地法関連業務(農地法許可、届出受理)第3	C	農地法第3条の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。なお、事務の取扱いについては、調整する			
094111	農地法関連業務(農地法許可)第4条・第5条関係 市街化調整区域	C	農地法第4条及び農地法第5条の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。なお、事務の取扱いについては、調整する必要がある。			
094112	農用地等証明手数料 (非農地証明願)に係る事務	C	「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」(神奈川県)の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、上記運用指針(神奈川県)により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094113	農用地等証明手数料 (相続税・贈与税の納税猶予に係る適格者証明願)に係る事務	C	租税特別措置法第70条の4第1項及び租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094114	農用地等証明手数料 (生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願)に係る事務	C	農業委員会等に関する法律第6条に、農業委員会の所掌事務が規定されている。また、生産緑地法第10条及び生産緑地法施行規則第5条に規定する様式第二備考1により「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を農業委員会が証明することとされている。従って、本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094115	農地利用集積計画事務	C	農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農政課から依頼された農地利用集積計画を総会において決定するものである。本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094116	土地改良事業における換地計画の同意について	C	土地改良法第52条第8項に基づき、土地改良事業計画の同意について、総会で承認するものである。本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094117	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の決定について	B	農地法第3条第2項第5号に基づき、総会で別段の面積の決定を行うもので、本件事務は法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。しかし、その定める面積については、当面現行のとおりで支障ないものと考え、調整を行う必要は認められる。			
094118	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約について	C	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約については、総会での報告案件であり、調整事項はない。	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約については、総会での報告案件であり、調整事項はない。			
094119	農用地等証明手数料 (転用事実確認証明願)に係る事務	C	転用事実確認証明願について、(県からの転用許可書である)許可指令書の交付時に渡す書類で、工事が完了した時点で工事完了報告書と共に申請者より提出されるものである。この証明は、農地が転用されたことを証明するもので、調整事項はない。	調整事項なし。			
094120	農地法関連業務(農地法届出受理)第4条・第5条関係 市街化区域	C	農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用に対して届出を受理し、受理通知書を交付するものである。本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094121	農地等の利用紛争に関する業務(和解の仲介、農事相談)	C	農地法第25条に基づく農地等の利用紛争に関する業務(和解の仲介、農事相談)は、当事者から、和解の仲介の申立てがあった時、農業委員3名を仲介委員として、和解の仲介を行い、紛争の処理に当たるほか、農地の諸相談を受付、その解決を図るもので、法律の規定によるものため合	調整事項なし。			

094122	農地パトロール	C	農地法第30条に基づく事務で、無断転用の早期発見や遊休農地・荒廃農地の解消、農地制度の周知、農地の現地パトロールを事務局及び地区担当農業委員が行うものであり、本事務の実施について調整事項はない。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。ただし、調査方法等については、調整が必要と考えられる。			
094123	利用意向調査	C	農地法第30条に基づく事務で、農地パトロールで把握した遊休農地の所有者に、今後の利用について意向調査を実施するものであり、本事務の実施について調整事項はない。	農地法第30条に基づく調査を、両市ともに実施しており、この実施には問題はない。なお、実施に関して、時期や方法など詳細項目については協議が必要となる。			
094124	農業者年金事務受託金 農業者年金事務	C	独立行政法人農業者年金基本法第10条に基づき設立された独立行政法人農業者年金基金と、両市とも農業者年金業務委託契約を締結し事務受託しているものである。ついては、本事務の実施について調整事項はない。	両市とも農業者年金業務委託契約を締結し事務受託しているものであることから、本事務の実施について調整事項はない。ただし、合併に際しては、業務委託契約の変更など協議が必要となる。			
094125	農業委員会事務費補助金(国) 国有農地管理事務	C	「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57条)附則第8条第1項、第4項」(国が戦後直接買収した農地(国有農地)及び開拓財産で売渡等が行われていないものについて、適正な管理、処分を行い効率的な利用を図るため、国及び県に協力する事業である。)の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094126	改善意見提出	C	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094127	広報紙の発行	B	農地行政、農業施策などの啓蒙・普及を図るため「農業委員会だより」を発行する事業だが、小田原市では実施しており、南足柄市では実施していない。ついては、合併後の実施の可否が調整内容となる。	小田原市の例を採用する。			
094128	農用地等証明手数料 (農地転用届等受理済・許可済証明願)に係る	C	農地転用届等受理済・許可済証明願について、両市ともに、現在発行していることから、この業務の実施について調整事項はない。	発行について調整事項はない。			
094129	農用地等証明手数料 (耕作証明願)に係る事務	C	農地法第3条第2項の規定に基づく事務であり、合併には影響しないものである。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094130	農地有効利用希望者登録制度に関する事務	B	小田原市では、農地有効利用希望者登録制度を実施しており、農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除を年1回、8月に実施している。南足柄市では、同様な制度を持たないことから、本制度を実施するか	小田原市の制度を、継続して実施する。			175
094131	農業会議農政活動協力金に関する事務	B	農業会議農政活動協力金は、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市と南足柄市の対応が異なるため、その方法が調整内容となる。	小田原市の方式を採用する。			176
094132	農地移動適正化あっせん事業	C	農地移動適正化あっせん事業は、現在両市ともに実施しており、その事業内容から継続の可否を検討する。	農地移動適正化あっせん事業は、現在両市ともに実施しており、今後も継続する。			
094133	農地中間管理事業	C	知事から農地中間管理機構の指定を受けた神奈川農産公社が行う農地中間管理事業については、農地法第36条において農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を定めていることから、合併には影響しないもの	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094135	全国農業新聞	C	全国農業新聞は、全国農業会議所が的確な農業・農村情報を提供する目的で発行する新聞であることから事業を継続する。なお、全国農業会議所は、「農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること」を目的に、農業委員会等に関する法律を根拠法として設立されている。	全国農業会議所が的確な農業・農村情報を提供する目的で発行する新聞であることから事業を継続する。			
094136	市民農園整備促進法	C	市民農園整備促進法により、農政課の認定を受けた市民農園について、農地法等の特例があり、農業委員会では総会において承認することとなる。法令に基づく事務のため、調整事項なし。	法令に基づく事務のため、調整事項なし。			
094137	違反転用	C	農地法第51条、農地法第52条の4に基づく事務であり、調整事項はない。	法令に基づく事務であり、調整事項はない。			
094138	農業委員会連合会事務	C	神奈川農産公社における活動単位として、連合会事業を実施している。	神奈川農産公社における活動単位として、連合会事業を実施している。このため、継続して実施する以外の選択肢はない。小田原市に編入合併する場合は、小田原市農業委員会連合会として、1委員会、1連合会の形式になる。			
095101	競輪場施設整備・改修事業	C	現行のまま継続する	車券売上額等の歳入及び歳出状況を勘案し施設整備・改修を実施しているため、合併後の市においても同様の考えに基づき継続していく必要がある			
095103	競輪開催事業	C	競輪を開催するためには、各業務を継続して実施する必要がある	実施方法については、事務の効率化や経費削減の観点から見直しを図る			
095105	選手宿舎運営管理事業	C	現行のまま継続させる	競輪供用以外にも、一般供用で有効利用されているので、現行のまま合併後の市に引き継ぐ			

(10) 都市部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
101101	まちのルールづくりコーディネート派遣事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101102	国費請求事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事業であるため基本的な事務処理に差異はないが、規模的な面を勘案し、小田原市の方式を適用とした。			
101104	バリアフリー基本構想等推進事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101105	都市防災基本計画策定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101106	都市計画審議会運営事業	C	両市の事務処理方法を適用する(細部については規模的に包含できる小田原市の事務処理方法を参考にする)。	法に基づく設置であり事業概要に差異がないため。			
101107	都市計画審議会運営事務	C	両市の事務処理方法を適用する。	法に基づく設置であり事業概要に差異がないため。			
101109	都市政策の総合的企画及び調整事務	C	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	事業概要に差異がないため。			
101110	中高層建築物等紛争調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101111	少年院移転後の跡地利用関連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務事業が存在しないため。			
101112	街づくりルール改革計画事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務事業が存在しないため。			
101113	街づくりルール形成支援事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業が存在しないため。			
101114	空き家バンク事務	C	両市の事務処理方法を適用する。登録有効期間については小田原市の登録条件については南足柄市の事務処理方法を採用する。	事業概要に差異がなく、項目により細かい設定をしている方を採用したため。			
101115	住宅政策事務	C	両市の事務処理方法を適用する。	法令に基づく事務事業であり差異がないため。			
101116	神奈川県居住支援協議会	C	両市の事務処理方法を適用する。	県協議会の対応であり両市の事務処理に差異がないため。			
101117	高齢者の居住に関する事務	C	両市の事務処理方法を適用する。	法令に基づく事務であり両市の事務処理に差異がないため。			
101118	マンションに関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法に基づく事務であり両市とも事業として存在しているが、南足柄市に実績がないため。			
101119	低炭素都市づくり推進事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101120	立地適正化計画策定ならびに推進事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業が存在しないため。			
101122	大規模開発事業に関する紛争調整事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101124	地区計画決定事務 小田原漁港地区地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101125	地区計画決定事務 小田原駅東口お城通り地区地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101126	地区計画決定事務 市街化調整区域の地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101127	地区計画決定事務 鬼柳・桑原の市街化区域編入に係る地区計	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			

101128	地区計画決定事務 竹松・壺下の市街化 区域編入に係る地区計	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101129	地区計画の届出事務	C	統合	現行の事務。統合により指定地区数が増えるのみ。			
101130	景観評価員制度事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	景観評価員は、景観協議において時間を要することなく、個別に専門家の意見を随時聴くことができ、定期的な開催となる審議会では間に合わない案件に対応出来る。			
101131	景観意識高揚事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	共通して開催しているデザイン講習会に加え、景観絵画展等さらなる景観意識高揚となる、南足柄市の水準を適合する。			
101132	景観形成協議会等運営 事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	自主的な景観形成を促進する地域の協議会等に対する支援を行うものであり、南足柄市において同様の団体が無いため、現在実施している小田原市の水準を適用する。			
101133	景観形成修景費補助金 事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、景観形成修景費補助事業がないため、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することが望ましい。			
101134	街なみ環境整備事業補 助金事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市において、同様の街なみ環境整備事業補助金事業がないため、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することが望ましい。			
101135	歴史まちづくり協議会運 営事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、同様の協議会を設置していないため、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することが望ましい。			
101136	歴史的風致維持向上計 画推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、推進する歴史的風致維持向上計画がないため。			
101137	社会資本総合整備計画 運用事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、実施している「街なみ環境整備事業」がないため。			
101138	都市計画道路見直し事 業	C	当面は両市それぞれに都市計画道路見直し検証を行う。	前回、次の見直しの進捗やスケジュールに差異があるため。			
101139	幹線道路網再構築事務 (都市計画道路マスター プラン改定事務)	C	・幹線道路網の再構築に向けた検討を統合して行う。 ・合併までに、合併後の市の幹線道路ネットワークの実情を把握し、再編 に向けた検討スケジュールを調整する。	幹線道路網を一体的に再編するため。			
101141	酒匂右岸幹線検討連絡 会	C	・合併後の市として連絡会に参画し、事務事業を行う。 ・合併までに、連絡会と調整を図る。	・もとも、両市が参画している連絡会であることから			
101142	都市計画道路和田河 原・開成・大井線建設促 進協議会	C	現行のまま存続させる。	南足柄市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
101143	第7回線引き見直し事 務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101144	鬼柳・桑原保留区域の 市街化区域編入事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101145	竹松・壺下保留区域の 市街化区域編入事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101146	足柄産業集積ビレッジ 構想の推進 (土地利用)	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101147	足柄産業集積ビレッジ 構想の推進	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101148	足柄産業集積ビレッジ 構想の推進	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101149	1. 地域地区の決定事 務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101150	1. 地域地区の決定事 務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101151	1. 地域地区の決定事 務 風致地区(特定漁港)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では高度地区を都市計画決定していないため。			

101152	1. 地域地区の決定事務 生産緑地地区追加指	C	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。	現行の事務			
101155	2. 都市施設の決定事務 都市計画公園	C	当面、従来どおり2市それぞれに、都市計画公園見直しを行なう。	小田原市は、既に長期未着手の都市計画公園の見直し検証を終え、都市計画変更手続き中であり、南足柄市は、今後、見直し検証を予定しており、2市の進捗やスケジュールに差異があるため。			
101156	2. 都市施設の決定事務	C	合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ	2市の事務事業の内容が同一であるため			
101157	2. 都市施設の決定事務 都市計画道路の幅員明示	C	合併時に小田原市の例により統合する。 合併時までに、未着手の都市計画道路の図面(計画平面図等)を整理する。 合併後は、公園への線引きを行わないことを周知する。	都市計画施設区域界を現地測量を行い、明示することで、将来の都市計画道路の整備に支障する恐れのある建築物(階数4階以上、RC構造など)の同区域への越境を防止するため。 将来の都市計画道路の整備に支障の恐れがない建築物に対しては、公園への線引きにかえて、計画平面図を参考配布することで対応可能であ			
101158	都市計画支援システム	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現行の事務			
101159	総括図・白図作成及び販売事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため、当面は現行のまま存続する。	現行の事務			
101160	都市計画マスタープラン事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101161	県総合計画(かながわ都市マス)事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101162	都市計画提案制度	C	事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務			
101163	都市計画現況調査	C	事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務(県下同一、県からの依頼による)			
101164	都市計画基礎調査	C	両市の事務に差異がないため統合する(県下同一)。	現行の事務			
101165	測量成果の承認事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務			
101166	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会事務	C	新市が協議会へ参画する。 協議会に対しては、合併後の新市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。	事務の効率化や歳出削減に寄与するため。			
101167	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画並び	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101169	お堀端・かまぼこ通りまちづくり事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101170	都市計画事業認可等事務	C	合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ 合併時に、事業中の事業については、必要な手続きを行う	2市の事務事業の内容が同一であるため			
101171	都市計画法第25・26・27条に関する事務	C	両市の事務に差異がないため統合する。	現行の事務			
101172	都市計画法第28条に関する事務	C	両市の事務に差異がないため統合する。	現行の事務			
101173	都市計画法第53条に関する事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。	現行の事務			
101174	都市計画法第55条・第56条・第57条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101177	都市計画法第65条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101178	都市計画法第67条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101179	都市計画法第68条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101180	高度地区に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市において、当該事務の必要が生じた場合は、小田原市の方式を適用する。			
101181	街づくり景観アドバイザー制度事業	C	2市で登録されているアドバイザー全員を登録し、小田原市の水準及び事務処理方式を適用する。	2市ともに登録制であるため、現在登録されているアドバイザー全員を登録し、謝礼単価は、南足柄市においてこれまで実績がないことから、小田原市の水準を適用することとする。			

101182	景観条例事務	C	小田原市の景観条例・景観計画を適用する。	対象となる行為や範囲が広く、旧条例(平成4年)を含めると20年近く実施しており、制限項目や重点区域数の多い小田原市の景観条例・景観計画を基本として適用する。 但し、これまで2市でそれぞれの特性に応じた景観計画を運用していることから、合併後一定の経過措置を設けるものとする。(景観法運用指針より、2つの景観計画の併用可能。)			
101183	形態意匠条例事務	C	小田原市の条例及び事務処理方式を適用する。	地区計画における形態意匠の制限を担保するものであり、南足柄市において、同様の条例が無いため、現在実施している小田原市の条例及び事務処理方式を適用するものとする。			
101184	風致地区条例事務	C	小田原市の条例及び事務処理方式を適用する。	自然的景観の保全のため、都市計画決定した風致地区において規制誘導するものであり、南足柄市において、同様の条例及び風致地区が無いため、現在実施している小田原市の条例及び事務処理方式を適用するものとする。			
101185	屋外広告物条例事務	C	市独自条例である小田原市屋外広告物条例を適用する。	小田原市では平成18年に一部地域、平成22年に市域全域を対象に、県条例から市独自条例へ移行しているが、景観計画重点区域における色彩規制以外は、ほぼ県条例に準じた内容となっていることから、現在南足柄市で実施している県条例と整合を取ることのできる小田原市屋外広告物条例及び事務処理方式を適用するものとする。			
101186	公共広告物デザイン誘導事務	C	小田原市の公共サインマニュアル及び事務処理方式を基本としつつ、南足柄市の現行の公共サインも配慮した運用とする。	小田原市では、平成11年度に「小田原市公共サインデザインマニュアル」を策定し、公共サインについて統一的なデザインとなるよう庁内調整を図っており、南足柄市においては、同様のマニュアルによる誘導など実施していないため、現在実施している小田原市のマニュアル及び事務処理方式を基本としつつ、南足柄市の現行の公共サインへも配慮する。			
101187	景観審議会運営事業	C	廃止	景観施策については、都市計画審議会にて審議し、勧告等に係る個別案件については、景観評価員へ個別に意見聴取出来るようそれぞれ移行して実施することが望ましいため。			
101189	神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101190	駅前広場レイアウトの見直し	C	・駅前広場利用者及び管理者と協議を継続するとともに、利便性及び安全性対策を適宜実施していく対象を合併後の市の全体に拡大する。 ・関連計画の見直しが必要となる。 ・関係事業者数が増加する。	両市共通の課題であるので、南足柄市域における駅前広場についても、見直しの必要性を検討する。			
101191	小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101192	鉄道等施設改善	C	・鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、利用者の声なども踏まえながら、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議など様々な機会を捉えて合併後の市として、個別案件についても事業者へ要望を行う。	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。			
101193	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	C	合併後の市として会議へ参画する。	・会議に対しては、合併後の合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に会議規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101194	御殿場線活用推進協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101195	湘南橋駅(仮称)設置促進期成同盟会	C	合併後の市として同盟会へ参画する。	・同盟会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に同盟会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101196	リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会	C	合併後の市として同盟会へ参画する。	・同盟会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に同盟会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101197	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	C	・対象を合併後の市の全体に拡大し、補助事業に関する情報収集を継続するとともに、申し出のある各鉄道事業者と適宜協議を進めていく。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし(南足柄市が該当なしのため)。	南足柄市域におけるエリアについても、今後、合併後の市として合わせて窓口となる必要があるため。			
101198	バリアフリー化設備等整備事業	C	・新市として、現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし。	・現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)を廃止する。 ・事務事業は廃止となる。			

101199	小田原市生活交通ネットワーク協議会	C	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、必要に応じて協議会規約を改定する。 小田原市地域公共交通総合連携計画」をはじめとした関連計画の見直しについて協議する。 見直しにあたっては、検討対象を合併後の市の全体に拡大する。 	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101200	橋地域を運行する路線バスの見直し	C	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域に限定した見直しについては、合併後の市として取り組む。 当該地域に限定した見直しに係る事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 合併後は、小田原市の例により見直しの検討対象を合併後の市の全体に拡大する。 合併後の市による新たな地域での路線バスの見直しを実施する場合、合併後は、小田原市の例により対象を合併後の市全小学校に拡大する。 	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101201	バスの乗り方教室	C	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者と合併後の市域に取り組みを拡大することの調整を行う。 	南足柄市域についても取り組みの検討を行う。			
101202	商業施設との連携	C	<ul style="list-style-type: none"> 合併後は、小田原市の例により連携検討対象を合併後の市の全体の商業施設に拡大する。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 	南足柄市域についても、商業施設と連携したバス利用促進に繋がる取り組みについて検討を行う。			
101203	バス待ち環境の向上	C	<ul style="list-style-type: none"> 合併後は、小田原市の例により現状把握の対象を合併後の市の全体に拡大する。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 	南足柄市域についても、現状を把握し、バス待ち環境の向上の検討を行う。			
101204	酒匂川流域地域公共交通活性化検討会	C	合併後の市として検討会へ参画する。	<ul style="list-style-type: none"> 検討会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に検討会規約を改定する。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 			
101205	県西湘南地域公共交通検討会	C	合併後の市として検討会に参画する。	<ul style="list-style-type: none"> 検討会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に検討会会則を必要に応じて改定する。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 			
101206	神奈川県生活交通確保対策地域協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行う。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 			
101207	神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行う。 事務事業の取扱いは、現況と変化なし。 			
101208	バリアフリー化設備等整備事業	C	<ul style="list-style-type: none"> 合併後は、小田原市の例により申請対象事業者を合併後の市の全体に拡大する。 事務事業の取扱いは現況から変更なし。 	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。			
101209	小田原駅周辺駐車対策事業	C	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の市における対策範囲を定め、駐車場に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を実施する。 関連計画の見直しが必要となる。 	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101210	都市廊政策推進事業及び駅周辺まちづくり	C	<ul style="list-style-type: none"> 都市廊政策の対象エリアは現状通り小田原駅周辺とし、駅周辺まちづくりの対象エリアも現状通り鴨宮駅や国府津駅周辺とする。 事務事業の取扱いは現況から変更なし。 	エリアを限定して小田原市のみで行っている事業であり、合併後であっても、事業の対象となるエリアは変わらないため。			
101212	都市計画に関する諸証明書並びに都市計画図の写しの発行に関する	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市徴数量条例に基づく事務処理			
101213	路外駐車場設置等届出事務	C	・現行の事務	・両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。			
101214	優良建築物等整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101216	城廻り地区再開発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101217	栄町二丁目東通り・大乗寺周辺地区再開発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101218	暮らし・にぎわい再生事業計画事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市及び類似団体に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101220	国府津駅周辺整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101221	地下街整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101223	土地区画整理事業	C	両市の事務処理方法を適用する。	法に基づく事務であり差異がないため。			
101224	神奈川県住環境整備事業推進協議会事務	C	両市の事務処理方法を適用する。	事務局が神奈川県であり、事務内容が同じため。			
101225	市営駐車場の指定管理事務	C	現状の南足柄市市営駐車場の指定管理事務を存続	市営駐車場の指定管理事務小田原市に存在しないため。			

101226	大雄山駅前地区市街地再開発資金融資事務	C	大雄山駅前地区市街地再開発資金融資事務は存続	大雄山駅前地区市街地再開発資金融資事務継続のため。			
101227	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理	C	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理事務は存続	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理継続のため			
102101	建築審査会運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特定行政庁である小田原市のしくみを適用する			
102102	神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特定行政庁である小田原市のしくみを適用する			
102103	開発審査会運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特例市として開発審査会が設置されている小田原市のしくみを適用する			
102104	日本建築行政会議	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102105	神奈川県建築行政連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102106	神奈川県住居表示施行都市協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の住居表示実施市町において、同様の取り扱いとしているため			
102107	神奈川県震後対策推進協議会	C	現行の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に同様の取り扱いとしているため			
102108	西湘地区雑居ビル防火安全対策連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市消防本部が事務局を務めているため			
102109	神奈川県西部特定行政庁連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市においてこれまで実施しているため また、構成市においても、同様の取り扱いとしているため			
102110	神奈川県建築コンクール	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102111	神奈川県長期優良住宅所管行政庁連絡協議会	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102112	建設リサイクル法に係る全体会議	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102113	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例運用調整会議	C	現行の実施方法を適用する	政令指定都市を除く県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102114	違反建築物等の是正指導	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきたため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102115	指定確認検査機関に関する業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102116	建築協定関係	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に建築協定条例を制定しているが、南足柄市の建築協定に関する許可や変更等の手続きは県で事務を行っているため、小田原市の実施方法を適用する			
102117	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事租税特別措置法による土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定	C	現行の実施方法を適用する	神奈川県、小田原市ともに同様の取り扱いとしているため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102118	応急危険度判定に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102120	木造住宅耐震診断費補助金交付事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102121	分譲型共同住宅耐震診断事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102122	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102123	多数の者が利用する建築物耐震診断事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102124	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市は木造住宅のみを対象に事業を実施していることから、木造住宅をはじめ緊急輸送道路沿道建築物など対象の広い小田原市の実施方法を適用する			177
102125	建築物の耐震改修促進法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市及び類似団体においても、国及び県の計画を基に耐震改修促進計画を策定し、耐震化率の目標値を95%と設定していることから、両市の計画を合わせたものとする			
102126	防災啓発事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市は防災制度等の周知のみを実施し、防災査察や個別訪問は県で実施していることから、小田原市の実施方法を適用する			

102127	耐震啓発事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102128	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務	C	現行の実施方法を適用する	神奈川県、小田原市ともに同様の事務の取り扱いとしているため			
102129	建築基準法に基づく定期報告事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102130	情報システム - 建築確認支援システム	C	小田原市のシステムに統合する	神奈川県及び小田原市で同様の取り扱いとしているため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102131	建築基準法に基づく統計・報告	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102132	建築計画概要書閲覧	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102133	建築計画概要書等の原本証明書交付事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまで実施してきているため また、単価は異なるものの、類似団体においても同様の取り扱いとしているため			
102134	建築確認台帳等記載事項証明書交付事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、類似団体において同様の取り扱いとしているため			
102135	手数料収納事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102136	所管業務に係る法整備事務	C	小田原市建築指導課所管業務に係る条例、規則等を主として適用するが、必要に応じて改正を行う	小田原市の条例、規則等を適用する。 ただし、両市それぞれで制定しているものや南足柄市分の事務事業において県の条例等を適用しているものについては、規定内容について検討			
102137	住宅金融支援機構業務受託事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102138	附属機関 - 住居表示審議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、住居表示を実施している類似団体においても、同様に当該機関を設置しているため			
102139	住居表示実施区域内における町及び字の名称	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、住居表示を実施している類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102140	住居表示の管理	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102141	住居表示に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102142	住居表示実施区域内における町界及び町名関係事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため ただし、30年以上住居表示を実施していないことから、関係機関との調整については、類似団体の事例を参考とする必要がある。			
102143	住居表示街区表示板の整備	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102144	建築相談事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102145	建築確認申請等受付	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102146	建築基準法に基づく確認	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102147	建築基準法に基づく中間検査・完了検査	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102148	建築基準法に基づく許可・認定等	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102149	長期優良住宅の認定業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102150	都市の低炭素の促進に関する法律の認定業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102151	建設リサイクル法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102152	省エネ法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102153	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事前協議	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102154	ワンルーム建築物の指導基準に基づく協議事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に審査基準を設けているが、小田原市の基準で南足柄市分の基準を包括できるため			
102155	建築物における駐車施設の附置等に関する条例に係る届出事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、類似団体において、同様の取り扱いとしているため			
102156	建築物省エネ法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			

102157	道路事前窓口相談対応事務	C	現行の実施方法を適用する	同一の法令による取り扱いにつき、統一することが望ましい			
102158	道路事前相談調査・整理事務	C	小田原市の実施方法を適用する	既に小田原市において、必要な行政指導も併せて実施しているため			
102159	狭あい道路整備等促進事業	C	小田原市の実施方法を適用する	道路後退の実効性を確保するため			178
102160	道路位置指定申請事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102161	指定道路管理業務	C	当面はそれぞれの現行の実施方法を適用する	・小田原市と南足柄市(県)で公開の状況、方法が異なるため ・早期に公開方法や情報データの統合を図る			
102162	被災宅地危険度判定士養成等に関する事務	C	現行のまま継続する	引き続き、新規登録者を増やすとともに、ブラッシュアップ講習会への参加も行う			
102164	開発許可等に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	実際に運用している小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102168	優良宅地造成認定事務	C	小田原市の実施方法を適用する	全ての権限を既に運用している小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102169	宅地造成許可等に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市に該当区域が存在しないため			
102173	開発関連協議会に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市が事業を実施していないため			
102175	開発行為及び建築行為の同意及び協議並びに公共施設等の指導及び調整等に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用し、運用が異なる部分を調整する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102178	開発関係条例等に基づく事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102181	違反是正に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			179
102182	宅地耐震化推進事業	C	小田原市の実施方法を適用する	箇所数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102183	木造住宅改修費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102184	分譲型共同住宅耐震設計事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102185	分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102186	緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102187	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102188	多数の者が利用する建築物耐震設計事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102189	多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102190	木造住宅耐震化推奨訪問事業	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			180

(11)建設部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
111101	国道道の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			
111102	西湘バイパス延伸整備に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111103	国道道の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			

111104	南足柄市と箱根町を連絡する道路に関すること(道路建設・地域活性化)	C	現行のまま存続させる。	南足柄市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111105	県の河川事業の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特でない。			
111106	県管理河川の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特でない。			
111107	県立おだわら諏訪の原公園の整備促進に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111108	県立おだわら諏訪の原公園の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111109	急傾斜地崩壊危険区域の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により対象地区が増えるが、スケールメリットは特でない。			
111110	土砂災害警戒区域等の指定の促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により対象地区が増えるが、スケールメリットは特でない。			
111111	二次災害防止応急対策事業	C	現行のまま存続させる。	合併後の市に引き継ぐことにより、(旧)南足柄市の区域もカバーできる。			
111112	特殊地下壕の埋め戻し事業	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111113	道路、河川、水路及び橋りょう台帳の作成、管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、各管理データによる発行とする。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、統合データの運用までの間は、既存データを活用する。			
111114	道路、河川、水路の占用物の許可台帳の作成、管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行する。			
111115	自動車重量譲与税に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、統合データの運用までの間は、既存データを活用する。			
111116	地方揮発油譲与税に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、データ統合までの間は、既存データ			
111117	自動車取得税交付金に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、データ統合までの間は、既存データ			
111118	道路幅員証明及び市道区域証明(道路台帳図)の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、データ統合までの間は、既存データを活用する。			
111119	道路、河川、水路の占用・掘削の許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、各管理データによる発行とする。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、合併までに南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行す			
111120	駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象となる駅前広場の多い小田原市の方式を適用する。(小田原市:4駅6広場、南足柄市:1駅1広場)			
111121	小田原駅東西自由連絡通路の使用許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務のため、小田原市の方式を適用する。			
111122	道路、河川、水路の占用料徴収事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、合併までに南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行す			
111123	道路、河川、水路の自費工事申請許可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。			
111124	道路の工事の連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象件数の多い小田原市の方式を適用する。			
111125	市道の認定・変更・廃止及び供用開始に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象路線の多い小田原市の方式を適用する。			
111126	私道整備事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理実績のある小田原市の方式を適用する。			

111127	開発事業に伴う道路、橋りょう、河川及び水路の土地に関する事項の協議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象件数の多い小田原市の方式を適用する。		
111128	未処理用地取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	道路法第4条の規定に基づき、道路管理者が土地の権原を取得しなければならないため、測量費用等を負担した上で、買収(寄付金)する必要がある		
111129	狭あい道路用地等取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も含めて建築主事を置く特定行政庁となるため、道路行政と建築行政が連携した対応が必要となる		181
111130	都市計画道路用地等取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では実績がないため、小田原市の方式を適用する。		
111131	道路・河川・水路等の境界確認事務	C	小田原市の事務処理方法に統合する。	土地境界確認申請件数及び境界標復元依頼など事務処理件数の多い小田原市の事務処理方法に統合する。		
111132	移管等に伴う境界確定図精査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		
111133	境界確定図及び土地境界証明の発行事務	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市の管理システムにデータを統合する。		
111134	境界確認報告書等の電子化事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独の事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111135	地籍調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独の事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111136	国土調査推進協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の管理システムにデータを統合する。		
111137	小田原市測量標の整備及び管理等に関する事	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市同一事務のため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111138	公共基準点の成果表及び点の記の発行事務	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市単独の事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111139	測量標使用承認事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。		
111140	国、県管理用地の占用物の更新事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	合併時に小田原市の管理システムにデータ統合を図り発行する。		
111141	民有地の使用等の手続き事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111142	道路、河川、水路の不法占用物の取締り事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。		
111143	準用河川の指定・変更・廃止及び河川区域の指定に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務のため、小田原市の方式を適用する。		
111144	私道の寄付に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。		
111145	道路、河川、水路の移管に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の広い小田原市の方式を適用する。		
111146	特殊車両通行審査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。		
111147	屋外広告物法に基づく屋外広告物の簡易除去	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	ただし、県道移管については、県の旧道処理要領に基づき事務手続きを		
111148	放置車両処理業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。		
111149	神奈川県都市土木行政連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。		
111150	緊急輸送道路関連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、関連事務の多い小田原市の方式を適用する。		
111151	道路愛称事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務であるため、小田原市の方式を適用する。		
111152	道水路用地の付替え交換及び用途廃止事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務内容は概ね同様であったため、小田原市の事務処理方法を適用する		
111153	法定外公共物譲与申請事務	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		
111154	法定外公共物所管確認証明事務	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市の管理システムにデータ統合する。		

111155	境界確定等実務担当者連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市同一事務であるため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111156	二市八町境界確定等実務勉強会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市が事務局となり勉強会を開催しているため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111157	公共測量の年度計画の報告事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市は事務実績がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。		
111158	地域安心安全道づくり事業	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。実施方式は自治会連合会(単位自治会)ごととする。	小田原市方式の自治会連合会(単位自治会)ごとで実施した方が効果的であるため。		
112101	道路施設管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112102	道路パトロール事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるが、小田原市の水準に合わせる。		
112103	道路維持事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112104	交通安全施設充実事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。 (防犯灯は地域安全課)		
112107	狭あい道路整備事業(設計施工事務)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112108	道路保全計画策定事業	C	同一事務事業であるため、変わらない	同一事務事業であるため、現行のまま存続する		
112109	橋りょう維持修繕事業	C	同一事業であるため、変わらない	同一事業であるため、現行のまま存続する		
112110	受託土木工事事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112111	道路管理有頂等調整事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112112	直管工事事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112113	原材料支給事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112114	積算システム事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市が保有するデータ量を踏まえ、変換作業を少なくするよう、小田原市のシステムに統一する。事務の早期一元化を図る。		
112115	歩道段差解消事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小規模の歩道段差解消は、小田原市の事務処理方式に含まれるため。		
112117	幹線道路整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112118	市民生活道路改良事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112119	道路用地購入事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112120	踏切改良事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112121	都市廊の歩行空間づくり事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。		
112122	橋りょう新設架替事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対応方針は同じ		
112123	河川管理事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112124	河川・水路維持事業	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	同一事務事業であり、事務処理は同じであるため。		
112125	河川改修事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	災害被害の軽減に向け、河川改修事業は必要であり、小田原市の事務処理方式に含まれるため。		
112126	河川環境整備事業	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	同一事務事業であり、事務処理は同じであるため。		
112127	河川管理者指導調整事務	C	現行のまま存続する	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。		
112128	県河川協会、県治水砂防協会調整事務	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	両市ともそれぞれの協会会員であり、事務処理は同じであるため。		
113101	都市公園等整備事務	C	事務の方向性としては両市同じであることから継続する。ただし整備目標等については、合併後の新市規模に合わせて改訂される「緑の基本計画」において、新たに設定を行う。	都市公園等の整備目標等については、人口規模や地域資源により異なることから、新市での規模で新たに設定する。		
113105	都市公園等維持管理事務	C	は、小田原市、南足柄市共に当面は現行とおりとする。 は、現行とおりとする。	維持管理は、両市それぞれ当面は現行とおりとするが、将来的には、費用対効果の見込める業者等委託へ移行する。		
113116	久野霊園管理運営事務	C	霊園の管理事務は現行とおりとする。	両市に同種類の施設がないものは、現行とおりとする。		

113118	緑化推進事務	C	小田原駅東口周辺への花苗の植付()と緑化イベント()は原状の事業量を継続。 公共空間植付用花苗支給()、民有地緑化支援件数()、花苗育成講習会開催数()は、南足柄市分を考慮した事業量(拡大)として継続。	小田原市民のサービス低下を行わないことを基本とする。 は、小田原駅東口周辺が新たな拠点駅となることが明らかなため、参加者が増えても差支えないため事業量を継続する。 は、小田原市民のサービス低下を招くため、事業量を拡大する。		182
114102	市営住宅管理システムの借上げ及び保守点検	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の入居者データを、小田原市のシステムに移行して、小田原市のシステムを継続して使用する。		
114104	市営住宅入居者募集事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、募集のしおりの配布期間を延長する。	市営住宅の管理戸数、募集戸数の多い小田原市の方式を適用して定期募集を実施するが、しおりの配布期間を延ばすことで、申込者の増加が見込める。		183
114105	市営住宅入居者資格基準事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する	入居戸数、入居者数が多い小田原市の方式を適用する		
114106	市営住宅入居者募集受付審査事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。		
114107	市営住宅入居者公開抽選会の開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。		
114108	市営住宅入居者優先基準作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。		
114109	市営住宅運営審議会の運営業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の差異は定数、現員数、報酬額のみのため、114002[市営住宅運営審議会委員(附属機関委員)]、114008[市営住宅運営審議会(附属機関)]		
114111	市営住宅入居手続事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。		
114113	市営住宅入居者の斡旋事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。		
114114	市営住宅各種申請及び届出受付、承認・不承認決定事務	C	両市の事務処理方式をそのまま適用する。	両市の事務処理方式に差異はないため、そのまま引き継ぐ。		
114115	市営住宅駐車場の管理業務	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市の提出書類にある長期不使用届は、提出例がなく必要がない。南足柄市では使用台数について住宅によっては2台目以上を認めており、利用者の保全のため南足柄市の方式に倣う。		
114116	市営住宅入居者の収入認定及び家賃決定事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、収入申告書の配布、提出は毎年7月とする。	事務処理については入居者数の多い小田原市の方式を適用するが、年度末までの収入申告書の回収率を考慮し、早期配布・提出期限とする。		
114118	市営住宅家賃賦課及び収納事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居者数の多い小田原市の方式を適用する。		
114120	市営住宅使用料滞納者等対応事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	管理戸数、入居者数の多い小田原市の事務処理方式を適用する。		
114122	高額所得者明渡し事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	管理戸数、入居者数の多い小田原市の事務処理方式を適用する。		
114123	市営住宅入居者の退去手続き事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居者の多い小田原市の事務処理方式を適用し、これまでの退去者への取扱いとの公平性を図る。		
114125	市営住宅敷金管理事務	C	現状のまま合併後の市に引き継ぐ。	市営住宅入居者の敷金の取扱いについて、両市で差異がないため、現状のまま合併後の市に引き継ぐ。		
114126	市営住宅管理人事務	B	小田原市の事務処理方式を適用し、管理人会議は毎年4月に1回とする。	事務処理方式は管理人の現員数が多い小田原市の方式とし、管理人会議を年1回の開催とすることで、事務の軽減を図る。		
114127	市営住宅かわらばん編集・発行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居世帯数が多く、周知すべき事項についてかわら版の発行が必要なため、小田原市の方式とする。		
114128	市営住宅入居者からの相談及び生活指導業務	C	両市の事務処理方式をそのまま継続する。	両市の事務処理に差異はなく、必要不可欠な事業のため、そのまま継続する。		
114129	市営住宅入居者及び近隣住民からの問合せ等対応事務	C	両市の事務処理方式をそのまま継続する。	両市の事務処理に差異はなく、必要不可欠な事業のため、そのまま継続する。		
114130	市営住宅点検及び修繕業務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、管理戸数が増えるため、南足柄市の住宅分については、臨時的任意職員1名を配置し対応する。	区分けをすることにより、移動時間の短縮及び業務量を削減し、迅速かつより多くの件数に対応できるよう図る。		

114132	市営住宅財産台帳管理事務	C	現行のまま新市に引き継ぐ	両市同様の事務処理方式のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、管財契約課の事務処理による。			
114133	市営住宅借地管理事務	C	両市の事務処理方法を引き続きそのまま適用する。	借地料の支払時期については、それぞれ地主との契約に取り決めがあるため、現行のまま継続する。			
114134	市営住宅目的外使用許可事務	C	両市の事務処理をそのまま継続する。	小田原市の市営住宅敷地に電柱等の目的外使用許可をしていて、継続する必要がある。また、南足柄市も社会福祉事業に許可しているため、継続する必要がある。ただし、新市の財産規則の規定を適用。			
114135	市営住宅特定入居事務	C	114105「市営住宅入居者資格基準事務」に合わせる。	特定入居の事由は両市同じであり、その他は114105「市営住宅入居者資格審査事務」の方針と同様となる。			
114137	市営住宅施設管理点検等委託業務	C	両市の業務委託について、そのまま新市に引き継ぐ。	両市の共通する業務委託については委託契約を1本化するが、施設の状況が異なるためそれぞれ特有の業務委託についても継続して執行する必要がある。			
114142	市営住宅敷地内草刈り業務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、南足柄市の住宅分の敷地については外部委託する。	小田原市の住宅分程度は職員等で対応し、南足柄市の住宅分についてはシルバー人材センター等に外部委託する。			
114143	市営住宅総合賠償責任保険事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市営住宅建物に関する保険は管財契約課で一括加入している建物損害賠償保険で継続して対応とする。建物以外に市営住宅敷地内での瑕疵が原因で事故が発生した例があるため、損害賠償責任保険に加入する。			
114144	市営住宅電波障害対策事務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	南足柄市には対象事業がないが、小田原市は電波障害対象の市営住宅近隣住民との間で覚書を取り交わし、平成33年7月まで負担金を支払う。			
114145	各種公営住宅関連協議会への出席	C	加入する協議会等については、小田原市の例を適用する。	小田原市のみが加入している日本住宅協会への加入は、各種研修への参加や住宅関連書籍の割引が可能で、公営住宅の管理運営には有用で			
114148	各種市営住宅関連計画策定及び推進事務	C	両市の計画をそのまま新市に引き継ぐ。	合併時にはそれぞれの計画をそのまま引き継ぎ、合併後2年以内に新たなストック総合活用計画及び長寿命化計画を策定する。			
114150	社会資本整備総合交付金申請事務	C	それぞれの対象事業、事務処理の方式をそのまま新市に引き継ぐ。	長寿命化計画は住棟ごとに位置付けているため、合併時はそれぞれの計画を存続し、合併後2年以内に計画の見直しを行う。			
114152	市営住宅各種整備事業	C	現行のまま新市に引き継ぐ	両市の計画をそのまま存続し、合併後2年以内に目標管理戸数の設定や住宅ごとの整備方針を定めるなど、新たなストック総合活用計画を策定し、これに基づき各種整備事業を推進する。			
114155	用途廃止後の土地の管理業務	C	そのまま新市に引き継ぎ土地の管理をする。	用途廃止となった土地については、売却に向けての課題が解決するまで普通財産として所管課が管理する必要があるため、そのまま新市に引き			
114156	市有建築物の営繕工事に係る業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が保有施設が多く、大規模な営繕工事の直管設計等を複数実施しており、南足柄市は設計委託が中心となっていることから、小田原市の事務処理方法を適用する。			
114158	積算基準策定業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市には該当事務がないが、基準を定めることで透明性・公平性が確保できるため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
114160	設計単価表等保管業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	保管責任者を置いている小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、全庁的に保管場所が一元化された場合は、総務担当所管の事務取扱に			
114164	図面の整備保管業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	電気設備竣工図を最新データとなるよう更新作業を行っている小田原市の事務処理方法を適用する。			
114165	市有建築物に係る相談、協力、不具合等対応	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	文化財建造物等の保存修理事業協力は必要不可欠であるため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
114170	市有建築物の設計等業務委託に係る業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。			
114177	既存市有建築物の修繕の見積り、設計、積算、監督、検査等協力業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、対象規模や執行方法については、契約担当所管課の取扱いに合わせる。			
114179	防災対策推進業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、応急危険度判定の本部の設置については、防災担当所管課の取扱いに			
114180	市有建築物の都市景観形成推進業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基準については新市の景観条例に合わせる。			
114181	歴史的風致維持向上計画推進会議業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であり、必要不可欠な業務であるため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
114182	神奈川県湘南近隣市建築主務者協議会業務(湘南建築フォーラム建築部会、住宅部会)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市だけの事業であるが、近隣市との情報交換等は事業推進に有効なため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
114183	神奈川県官庁営繕協議会業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、そのまま新市に引き継ぐ。			

114184	市有建築物長期保全維持修繕計画の策定業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市有施設が多く、また計画策定が進んでいる。小田原市の事務処理方式を適用する。施設総合管理計画の方針・進め方等については、企画担当		
114188	施設所管課への保全指導及び相談業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現在小田原市が行っている事業は、南足柄市が行っている事業が含まれ、なおかつ施設管理課への保全指導等が充実しているため、小田原市の事務処理方式を適用する。		
114190	建築基準法第12条に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	特定行政庁として、小田原市の事務処理方式を適用する。		

(12) 下水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
121101	下水道協会、下水道事業団、下水道公社との連絡調整事務	C	2市の事務事業内容が同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぐ。			
121104	財産管理事務	C	車両の台数は両市合算とし、賠償責任保険については、南足柄市の事務処理方式を採用する。	車両台数については、合併後の業務量や人員及び執務室の位置等により変化することが予想されるが、現段階では合併後の体制が未定のため、両市合算とする。また、保険料については、類似団体事例を参考にし、南足柄市と合わせることで、損害時の賠償等を手厚くする。			
121105	下水道法等に基づく身分証明書の交付事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			
121106	公営企業会計関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現在、南足柄市は地方公営企業法適用前(平成29年4月から適用予定)であるため、先行し地方公営企業法を適用している小田原市の事務処理方式を適用する。			
121109	下水道運営審議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	不定期開催とすることで、開催する必要がない年度における事務量及び経費の節減を図る。			
121110	財務管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市は地方公営企業法を適用し、財務管理事務を行っている。一方、南足柄市は平成29年度に同法適用の予定である。このため、先行して同法を適用している小田原市の事務処理方式を適用する以外の方針は考えられず、1案となる。 資金計画については、適時に把握する必要があるために毎月とする。			
121130	流域下水道事業関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務内容は概ね同一であるが、小田原市独自の事務として、酒匂川流域下水道事業促進連絡会の事務局を務めており、今後も事務局を務めることは必須であることから、小田原市の事務処理方式を適用する。			
121135	処理場周辺対策事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務事業は、主に神奈川県施設(下水処理場)の設置に伴う対策として行っている事業であり、かつ小田原市だけの事業であることから、調整方針は上記のとおり、1案となる。			
121140	下水道事業広報事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			
121141	公共下水道供用開始の公示に関する事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	事務量の軽減が図られる南足柄市の事務処理方式を適用する。			
121143	水洗化普及事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも、今後も下水道接続の促進を図るため、小田原市の事務処理方式により、臨時職員を活用し、当該事業を実施する。			
121144	受益者負担金賦課及び徴収事務	C	両市の事務水準のうち、事務効率性や市民の利便性を優先した水準により実施し、相談会の実施はしない。	両市の事務水準のうち、事務効率性等を優先した水準により実施する。			
121148	水洗便所改造資金貸付及び徴収事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用するが、対象者の要件を一部見直す。	小田原市の事務処理方式である資金の貸付については廃止(事務事業番号121013方針案1のとおり)し、対象期間を1年以内から、制限なしへと拡大することで、下水道接続率の向上を図る。			
121150	下水道使用料賦課及び徴収事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも概ね事務内容は同一であるが、小田原市域にのみ県営水道(橘地域)区域があり、その事務を実施しなければならないため、小田原市の事務処理方式を適用とする。また、井戸水等使用者の排水量の把握も小田原市の事務方式とする。			
121158	水道料金及び下水道使用料の窓口収納等事務	C	それぞれの旧市域に1箇所ずつ窓口を配置し、両市の事務処理方式を適用する。	現行の取り扱いを継続することにより、市民サービスの維持を図る。			

121159	排水設備工事指定工事店指定及び表彰事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、新規指定時期のみ南足柄市の事務処理方式を適用する。また、表彰制度は廃止する。	新規指定時期については、利便性を考慮し、随時受付とする。また、表彰制度は所期の目的を達成し、顕彰制度としての意義も薄れていることや、類似団体事例も参考にして、廃止とする。			
121161	排水設備工事責任技術者関係事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			
121163	排水設備及び下水道接続関係事務	C	両市の事務処理方式は同様であり、これを適用するが、公共柵設置要件を見直して実施する。	新たに「分筆等による新規公共ます設置」を公共柵私費設置要件として追加し、経費削減を図る。ただし、周知期間等が必要なため、新たな設置要件の実施は合併後1年以内とする。		184	
121168	事業場の特定施設等に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	実施方法は両市とも概ね同一であるが、小田原市は当該事業の実施に当たり環境部局と連携を図っている。今後も環境部局との連携は必須であるため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
122101	下水道計画策定事業	C	実際の計画は、行政面積や人口などの指標をもとに策定するため、新市で新たな指標を設定し、合併後3年以内を目途に統合した計画を策定する。	法令に基づき実施される事業であり、両市で同様の内容となっている。調整方針としては法令等により示された計画を策定する事務であるため、機械的に統合を図るものであり、複数の方針案は作成しないものとした。計画統合の目標期間は上位計画である流域下水道計画との整合を図る必要があることを考慮し、設定した。			
122104	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業	C	合併後3年以内を目途に計画の統合を図る。計画の改訂時期には合併後の行政区全体を対象に、整備や改築の優先順位付けを行う。成果指標と評価基準は小田原市のものを採用する。	それぞれの現計画に位置付けられた事業は合併後も交付金を活用して実施し、順次統合後の施設全体や財政状況を踏まえた計画策定が必要であるため、			
122105	官民連携事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	維持管理に関し、様々な可能性をもち、検討を繰り返している。			
122106	下水道事業に必要な各指標に関する事務	C	降雨強度や原単位など計画策定に必要な指標は上位計画を根拠としているものが多く、その項目や用途は同じであることから、詳細な数値の設定について各計画策定時に精査して決定していく。人口普及率等の実績値については、詳細な算定方法等が異なるため、合併前に算定方法や数値の根拠を整理し、合併後直ちに新たな指標による下水道の整備状況が示せるよう調整を図る。	各指標の設定については、両市とも同じ項目を設定、算定している。合併後の指標については、合併後の市全域を対象とした統計情報を集計し、全国的に統一された技術基準に基づき算定する必要があるため、方針案は1つとなる。			
122108	設計基準・マニュアルの作成・改訂事務	C	小田原市、南足柄市の基準を比較検討し、項目別に良い方を採用し新たな基準を作成し整備を進める。	統一基準を設けることにより、設計者、整備地区等によるバラツキをなくし、効率的な事務処理を行う。			
122109	神奈川県下水道事業積算施工適正化会議事務	C	新市として、神奈川県下水道事業積算適正化会議の管渠分科会、処理場・ポンプ場(土木、建築)分科会、処理場・ポンプ場(機械、電気)分科会に参加する。	費用はかからず様々な情報が得られることから、事務事業を継続させる方針のみとした。管渠分科会は新市として事務を統合、南足柄市は参加していなかった処理場・ポンプ場(土木、建築)分科会、処理場・ポンプ場(機械、電気)分科会には新市として参加。			
122110	汚水渠整備事業	C	全体計画の見直しに合わせ、新市としてのアクションプランを策定し整備を行う。「損失補償業務マニュアル」は小田原市にしかないため、これを新市の損失補償業務マニュアルとし運用する。	新市のアクションプランにより汚水渠整備の事業を実施し、未普及地域の解消を行っていく必要があるため、複数の方針案は作成しないものとした。			
122113	申請に対する協議や審査等に関する事務	C	調整方針としては、事務担当者が相手の基準(小田原市の担当者は南足柄市の基準)を確認して、その違いを把握し、調整を行い、新たな基準を設定する。	協議や審査等に関する事務は合併後すぐに対応しなければならない事務であり、合併の前に統一した基準で実施できるよう調整を進める。また、審査基準等が急に変わってしまうと民間事業者が対応できないことが想定されるため、必要に応じて基準の変更内容や日時を周知する必要がある。			
122116	流域下水道協議調整事務	C	小田原市の管理事務をそのまま新市に引き継ぐ。	小田原市の下水道管理センター及び県の左岸処理場における相互運用に関する管理事務であるため、方針案は1種類のみとする。			
122117	下水道管理センター管理事務	C	小田原市の管理事務をそのまま合併後の市に引き継ぐ。	小田原市単独の施設であるため、方針案は1種類のみとする。			
122121	ふれあい広場管理事務	C	小田原市の管理事務をそのまま合併後の市に引き継ぐ。	小田原市単独の施設であるため、方針案は1種類のみとする。			
122122	浸水対策に関する計画等の策定事務	C	雨水管理総合計画については、下水道事業計画区域を対象とするため、小田原市で策定予定の計画を合併後は南足柄市の事業計画区域まで拡大する。内水ハザードマップ及び雨水出水浸水想定区域図は両市で作成したものを運用する。合併後3年以内を目途に区域を拡大した雨水管理総合計画の策定及び内水ハザードマップ等の運用方法を決定する。	雨水施設の適正な管理に向けて、全施設を対象とした管理方針を設定する必要があることから雨水管理総合計画の区域を拡大する。また、内水ハザードマップ及び雨水出水浸水想定区域図は策定が要請されており、それぞれの市で作成した図面の運用方法を検討することとなるため、方針案は1つのみとした。計画、マップ類ともに国や県の動向を踏まえて作成や修正することを考慮し、期間を設定した。			

122124	雨水渠整備事業	C	下水道事業計画区域を統合し、計画区域全体で事業を実施する。	下水道事業計画区域を統合し、計画区域全体の中で優先順位を見直し、事業を進めていく。			
122129	他企業や管理者との工事調整事務	C	現行のまま存続する。	両市において、現在行われている調整手段が同一であるため、他企業や管理者との工事調整については現状の手法で行うことが最善である。			
122131	下水道台帳整備保管事務	C	下水道施設台帳システムにより、下水道台帳の調整や保管、システムをデータベースとして活用した施設情報の集計等の事務を行う。	下水道施設台帳システムの方針案をもとに、小田原市で採用している下水道施設台帳システムを運用するため、方針案は1種類のみとなる。			
122132	下水道事業の資機材管理事務	C	マンホール蓋の承認基準は3年を目途に統一するとともに、資機材の在庫管理については、小田原市の事務処理方法を適用する。また、合併後の市にふさわしいマンホールの新デザインの採用を検討する。	資機材の備蓄は災害等、緊急時に対応が可能となるため、小田原市の管理方法を適用する。また、材料の審査や承認及びデザインに関する事務は3年後を目途に統一する。			
122133	中継ポンプ場管理事務	C	運転管理の契約方法は、小田原市の事務処理方法を適用し、点検の頻度は現状のままとするが、3年後を目途に、より適正な点検頻度に統一する。また、小田原市下水道管理センターにて集中管理を行う。	小田原市の運転管理業務委託に南足柄市の点検管理業務委託を統合する。なお、点検の頻度は使用状況により大きく変動するため、南足柄市は年2回の定期点検で運転に支障がないため現状のままとするが、3年後を目途に見直しを行う。			
122136	マンホールポンプ管理事務	C	運転管理業務や清掃業務の契約方法は小田原市の事務処理方法を適用し、点検や清掃頻度は現状のままとするが、3年後を目途に、より適正な点検頻度にて統一する。小田原市管理センターにて集中管理を行う検討をする。	小田原市の運転管理業務委託に南足柄市の点検管理業務委託を統合する。なお、点検・清掃の頻度は使用状況(排水量)により大きく変動するため、南足柄市は年2回の点検・清掃で問題ないため現状のままとするが、3年後を目途に見直しを行う。			
122139	管路施設維持管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、テレビカメラ調査は老朽管を優先的に実施する。	歳出決算に対しての苦情件数の割合は両市ともほぼ同じ割合なので、清掃の頻度・箇所は両市とも現状のままとする。なお、テレビカメラ調査は老朽化した管渠を優先的に実施する。管路施設の維持管理については、現状の手法で行うことが最善であるため、方針案は1案とする。			
122143	産業廃棄物の処理処分事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の処分方法を踏襲し、南足柄市のマンホールポンプと中継ポンプのし渣・沈砂もまとめて小田原市下水道管理センターを活用して処分する。両市の占有物件のデータを統合し、そのまま新市に引き継ぐ必要があるため、調整方針は1種類のみとする。			
122144	下水道占用施設管理事務	C	現行のまま存続する。	小田原市の事務をそのまま新市に引き継いで実施する必要があるため、調整方針案は1種類のみとなる。			
122148	消防法における危険物取扱い事務	C	現行のまま存続する。	小田原市の事務をそのまま新市に引き継いで実施する必要があるため、調整方針案は1種類のみとなる。			
122152	下水道総合地震対策事業	C	総合地震対策計画は次期計画策定時に合併後の下水道施設全体を対象に優先順位を決定し、計画に位置付ける。BCPIは水準が異なるため、合併後に統合を図る。	総合地震対策計画については適正な維持管理に必要であるため、合併後3年を目途に対象施設を拡大し計画する。BCPIについては合併後の新たな下水道部門全体で対応する必要があるため、合併後3年を目途に新市全域を対象に新たに作成する。総合地震対策計画及びBCPIともに地震対策には必要不可欠であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122154	下水道長寿命化事業	C	合併後に長寿命化計画の統合を図る。それぞれのストックマネジメント計画策定後に合併した場合には、水準が異なるため、下水道施設全体を対象に再度優先順位等を考え、統合する必要がある。	現在策定済みの長寿命化計画からストックマネジメント計画へ移行するのは両市とも同様なため、両市の基準を精査し、合併後3年を目途に新市域全体を対象に策定する。管路の適正な維持管理に必要な計画であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122156	不明水対策事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、不明水対策計画を作成する。	小田原市で策定を予定している不明水対策計画に基づき、合併後3年を目途に新市域全体の不明水対策計画を策定し、不明水が多い地区から順次詳細調査や対策工事を実施する。適正な維持管理に必要であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122157	流量計事業	C	現行のまま存続させる。	両市で同様の事務処理を実施しており、現在実施している事務処理方式を新市においても現行のまま存続させる。また、小田原市内の流量計未設置箇所の設置を進める。			
122159	製図システム運用事務	C	CADシステムにより製図事務を行う。	AutoCAD、CADシステムの方針案をもとに、小田原市で採用しているAutoCADで事務を行うため、方針案は1種類のみとなる。			
122161	市町村積算システム事業	C	土木積算システムにより設計・積算事務を行う。	土木積算システムの方針案をもとに、小田原市で採用している市町村積算システム(神奈川県都市整備技術センター)により事務を行うため、方針案は1種類のみとなる。			

(13) 水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	

131101	財政計画	C	合併後の市における財政計画を策定する。	水道事業における予算編成や料金水準検討の前提となる財政計画を策定し、将来にわたる水道事業経営の健全化を図る。			
131103	外部団体連絡調整	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	水道事業管理者研修生受入は、事業規模に見合った小田原市の実施方法を適用する。 小田原水道サービスセンターについて、出資者として経営状況等を把握する必要がある。			
131106	公印・文書管理	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、南足柄市で使用している文書管理システムを使用する。	小田原市水道局庁舎において事務を行うため、小田原市の実施方法により公印・文書管理を行う。また、文書管理システムの使用により事務の効			
131109	イベント活動	C	これまで両市が行ってきたイベント活動を行う	これまで両市が行ってきたイベント活動を行うことで、水道事業に関する情報を周知する機会の増加する。			
131110	防災	C	両市の実施方法を統合し、新たな水準に再編する。	小田原市の実施方法を基本としつつも、南足柄市独自の実施方法を取り入れることで実施方法を統合する。			
131112	人事管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	安全衛生委員会については、法令等に基づき、小田原市の実施方法を適用する。 給与計算にかかる負担金については、他の事務との公平性を考慮し、小田原市の実施方法を適用する。			
131114	損害保険	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	補償限度額が高く、補償範囲の広い小田原市の事務処理方法を適用する。			
131119	庁舎等管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の事務所を現在の小田原市水道局庁舎に統一し、維持管理を行う。			
131120	固定資産・貯蔵品等管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
131123	車両・備品管理	C	管理方法は小田原市の事務処理方式を適用するが、車両・備品については、両市の台数を合算するなど、事業運営上必要な数量を配備する。	管理方法は、件数の多い小田原市の事務処理方式を適用するが、車両数については、通常の維持管理や災害時等の対応が可能となるよう、両市の台数を合算する。また、パソコン、無線機についても事業運営上必要な数量を配備する。			
131128	広報・広聴	C	両市が行っている広報・広聴活動を合わせるが、水道キャラクターは廃止する。	両市が行っている広報・広聴活動を合わせて、様々な機会・手法により水道事業を周知する。ただし、南足柄市の水道キャラクターは廃止する。			
131134	予算・決算	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事業規模の大きな小田原市の事務処理方式に合わせる。			
131139	財務会計システム運用	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市のシステム運用は同じであることから、小田原市の実施方法を適用する。小田原市は平成29年度に予算編成システムを追加予定			
131145	会計	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	電話回線によるデータ伝送を実施している小田原市の方式に統一する。 【複数案提示できない理由】 例月現金出納検査は法令に基づくものであり、両市の実施方法に相違はない。また、支払事務については、より簡便な小田原市の実施方法を適用することで、事務の効率化を図ることができるため。			
131147	公金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	出納・収納取扱金融機関や口座振替の利用が可能な金融機関数が多い小田原市の方式に統一する。			185
131158	料金徴収	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	合併後の水道料金センターを小田原市水道局庁舎内に設置する。			186
131181	料金改定	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、改定時期については、5年を目処に、適正な水道料金のあり方を検証する。	料金改定に係る両市の事務手続きはほぼ同じであるため、小田原市の実施方法を適用する。なお、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることから、5年を目処に適正な水道料金のあり方について検証する。 【複数案提示できない理由】 将来にわたり健全経営を確保するためには、料金の定期的な検証が必要			
131184	他会計負担金等請求	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	消火栓に要する経費は、小田原市の事務処理方式のとおり実費に基づき算定する。移設に係る費用は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に則り減耗分を控除する。工事の設計や現場管理などに従事する水道事業職員の的人件費相当分として、事務費を加算する。			

131205	給水装置工事相談業務	C	両市の実施方法を精査し、新たな実施方法を適用する。	両市の相談方法の実施に差異はないが、不明な埋設管の調査については小田原市の実施方法を適用し、管路網図等の印刷費については、有料としている南足柄市の実施方法を適用する。		
131208	給水装置工事受付・審査・承認業務	C	現行のまま存続するが、給水装置の名義変更や廃止手続きの運用基準については、合併時まで定める	両市の給水装置工事の受付、審査及び承認の実施方法については、ほとんど差異がないため、現行のまま存続するが、給水装置の名義変更や廃止手続きに関する運用基準については、相違が見られるため、合併時まで新市としての運用基準を定める。		
131211	給水装置関係諸手数料徴収業務	C	現行のまま存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。		
131214	給水装置工事立会・検査業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	給水装置工事の給水管引込管等の立会い及び完成検査の実施方法は両市に差異は見られないが、施工状況の確認業務(中間検査)については、水道水の安全性確保等の観点から必要性が高いため、小田原市の		
131218	指定給水装置工事業業者の指定等業務	C	現行のまま存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。		
131219	給水装置工事現場パトロール業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	給水装置工事の現場パトロールについては、給水装置工事の未承認工事や未検査工事等の違反行為を防止するために必要な業務であることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 給水装置工事の違反行為を防止するために必要不可欠な業務であるため、小田原市の「給水装置工事設計・施工指針」は、設計や施工に関する技術基準や事務手続きの内容等を具体的に定めているものであることから、給水装置工事仕様書として適用する。 また、更新の実施方法については、両市に差異が見られないため、現行のまま存続するが、指定材料や給水方式等の技術基準については、両市に相違が見られるため、統合までに新たな基準を定める。 【複数案提示できない理由】 仕様書については、小田原市の指針を適用することが妥当であり、更新等の実施方法については両市に差異がないため。		
131221	給水装置工事仕様書更新業務	C	仕様書については、小田原市の「給水装置工事設計・施工指針」を適用し、更新の実施方法については、現行のまま存続するが、指定材料や給水方式等の技術基準については、合併時まで定める。	・検定満期に伴う水道メーターの取替え、修繕及び新規設置時の水道メーターの支給については、サービスの公平性の観点等から、小田原市の実施方法を適用する。 ・水道メーターボックスの貸与については、経費削減を図るため、南足柄市の実施方法を適用する。		
131222	水道メーター管理業務	C	両市の実施方法を精査し、新たな実施方法を適用する。(水道メーターは全て水道事業者による貸与とする。)	自費工事の支援については、事業者等との調整や事務処理等を簡素化できるため、小田原市の実施方法である配水管工事費負担金給付制度を		
131229	自費工事支援業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	閉庁時における市民等からの漏水の通報や給水装置の故障などの各種問合せに対する対応については、受付から現場確認、状況に応じた応急処置を行うことのできる業者に委託することにより、迅速かつ適正な対応が図れることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 両市の業務量を合わせた業務を職員で対応することが困難であり、業者に委託することが望ましいため。		187
131232	閉庁時市民等対応業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	両市の漏水修理の実施方法にほとんど差異はないため、現行の実施方法を存続するが、現場立会いについては、市民への説明などの初期対応については職員が行う必要があることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 施設点検については、小田原市の水準を適用するが、修繕計画については、両市の施設状況を再調査し、長寿命化を考慮した修繕計画を新たに策定する。 【複数案提示できない理由】 水道管路施設の長寿命化を図るため、適切に維持管理していくことが必		
131233	漏水修理業務	C	現行の実施方法を存続する。	水道管路施設の長寿命化を図るため、適切に維持管理していくことが必		
131234	水道管路施設等維持修繕業務	C	新たな施設点検及び修繕業務計画等に基づいた維持修繕業務を実施する。	苦情対応については、両市の対応にほとんど差異がないため、現行の実施方法を継続するが、水質不良等の苦情における水質検査については、お客様のご理解を得る上で必要な検査であることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】		
131236	市民苦情対応業務	C	現行の実施方法を継続するが、水質検査については、小田原市の実施方法を適用する。			

131238	漏水調査業務	C	道路部の漏水調査については、現行の実施方法を継続するが、宅地内の漏水調査については、南足柄市の実施方法を適用する。	道路部の漏水調査については、両市の実施方法に差異はなく、水資源の有効利用等の観点から、委託による計画的な漏水調査は継続する。また、宅地内の漏水調査については、基本的に給水装置は所有者が管理することになっているため、水道局負担による漏水調査は実施しない。		
131240	水道管路情報管理業務	C	水道管路情報管理システムを活用する。	窓口業務や職員の現場対応において情報提供の迅速な対応が求められるとともに、情報管理の一元化が重要であることから、水道管路情報管理システムが構築されている小田原市のシステムを活用する。 【複数案提示できない理由】 水道管路情報管理システムの活用が必要不可欠であるため。		
131241	他企業工事立会い業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がなく、水道事故防止の観点から必要な業務であることから、現行の実施方法を存続する。 【複数案提示できない理由】 両市の実施方法に差異がないため。		
131243	電食防止対策業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	水道管路の事故防止の観点から、電食防止対策は重要な業務であることから、小田原市の調査及び対策等の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 水道管路の維持管理上、必要不可欠な業務であるため。		
131244	貯水槽水道指導助言業務	C	現行の実施方法を存続する。	維持管理上必要な業務であり、両市の実施方法に差異がないため、現行の実施方法を存続する。 【複数案提示できない理由】 両市の実施方法に差異がないため。		
131246	消火栓維持管理業務	C	現行の実施方法を存続する。	消火栓の修繕については、両市の実施方法に差異がないため、消防署が消火栓等を点検した結果に基づき、計画的に修繕を行う現行の実施方法を継続する。 【複数案提示できない理由】		
131247	道路河川占用更新業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。		
131248	鉛製給水管解消業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	水質基準等を考慮し、引き続き、計画的かつ効率的に鉛製給水管の解消に努める。		
131250	浄水施設整備事業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。		
131252	取水施設整備業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。		
131254	配水施設整備事業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。		
131256	管路整備事業	C	合併後、2年後までに新たな管路更新計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の管路更新を実施する。	合併後、2年後までに新たな管路更新計画等を策定し事業を再編するが、管路更新計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の管路更新を実施する。ただし、合併前に新市の管路更新計画等の策定に向けた準備を進める。		
131264	総合計画及び基本計画の策定・総合調整	C	両市の水道事業を統合することから、給水区域の再編と両市の現状を踏まえ、附属機関を設置し、合併後2年までに「水道ビジョン」を改定する。	水道事業の統合に伴い、新市における施設整備計画を策定し、合併後3年までに料金改定を行う予定としていることから、水道施設等の更新計画や財政収支等についても総合的に検証を行い、新市における今後の水道事業の方向性や基本方針を定めるため、合併後2年までに新たに「水道ビジョン」を改定する必要がある。 「水道ビジョン」改定にあたっては、当該業務が市民サービスに密着した業務であることを鑑み、市民や有識者などで構成する附属機関を設け、「水2市の合併後の事業量を踏まえ、効率的な発注を行う必要がある。		
131266	工事の調査・設計・発注・監督業務	C	小田原市の実施方法を適用し、工事発注方式について、材工一括発注とする。設計は、職員が直営にて行う。			
131267	消防演習立会い手数料徴収業務	C	消防演習立会い手数料徴収業務を廃止する。	消防演習による消火栓の使用は認めないことから、消防演習手数料徴収業務については廃止する。		

131270	上水道事業認可、計画変更業務	C	合併方式(編入合併)に従い、小田原市の実施方法を適用するが、合併後2年までに新たに事業認可変更を行う。	平成15年2月13日付け厚生労働省事務連絡「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」(2)事業の全部譲り受けを行う方法に基づき事業統合を行う。 ただし、合併前に新市における施設整備計画等の策定に向けた準備を進め水道事業の民間委託化については、職員数の減少や、水道事業経営の課題解決のため、両市において委託化を進めてきたが、新市においても引き続き水道事業の経営基盤の強化と財政の健全化を維持していくため			
131271	水道事業の委託化検討に関する業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行の実施方法を存続する。			
131274	課関連の協議会、検討会及び関係機関との調	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行の実施方法を存続する。			
131275	水道施設維持管理業務委託事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画等を策定し委託業務を再編する。その間は暫定的に両市の現行の業務を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する。	合併後に作成する維持管理計画を踏まえ、南足柄市で導入実施している第三者委託方式を視野に入れ委託業務を再編する。当面は、一部変更するが概ね現行の委託業務を継続する中で、市民生活に密着する水質管理の体制、委託範囲、職員の人員計画、費用対効果等を含めた総体的な検証を行い、新市水道事業における最も適切な施設運転維持管理体制を合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、委託内容を一部変更するが概ね両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131276	浄水施設維持管理事業(河川表流水)	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131297	取水施設維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131303	設備機器更新・維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する。	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、委託内容を一部変更するが概ね両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131308	配水施設維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131317	設備機器更新・維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し再編するが、その間は暫定的に両市の現行の計画を継続する	合併後、2年後までは両市の計画を継続するが、新たな維持管理計画により再編する。なお、更新基準年数については新基準を設定する			
131320	水質検査計画策定事業	C	合併時は、各市域での水質検査計画を継続するが、次年度から原水等の特性を考慮した、新市の水質検査計画を策定する	水質検査計画の策定は、水道法に基づくもので両市にほとんど差異がないため、合併当該年度は両市の計画を継続して実施し、次年度には新市で水質検査計画を策定する			
131321	水質検査事業	C	合併当該年度は各市域で現行の実施方法を継続するが、次年度、新市により原水種類(河川表流水・地下水・湧水)や浄水処理工程等を考慮し、検査項目・検査頻度を速やかに定める	毎日検査及び水道基準項目(省略不可能項目)検査は両市に差異がないため、現行の実施方法とする 水道基準項目検査、水質基準項目(原水)検査及びトリハロメタン関連検査は両市に差異があるため、合併後、検査項目・頻度等を速やかに定め			
131324	水質検査計画に基づくその他の水質検査事業	C	合併当該年度は各市域で現行の実施方法を継続するが、次年度、新市により原水種類(河川表流水・地下水・湧水)や浄水処理工程等を考慮し、検査項目・検査頻度を速やかに定める	放射性物質検査は、現行の実施方法とするが、両市に差異がある水質管理目標設定項目の農薬類及び自己検査等は、合併後、検査項目・検査頻度等を速やかに定める			
131333	水質検査機器の維持管理事業	C	小田原市の実施方法を適用する	保有する水質検査機器は新市に引き継ぐ			
131338	水安全計画策定事業	C	小田原市の実施方法を適用する 配水系統毎に策定が可能のため、合併前に策定作業を進める	水安全計画は水源から給水栓(蛇口)までの水質管理を一元化するために配水系統毎に策定する必要があり、策定済みの高田浄水場版はそのまま新市に引き継ぐことが可能である			
131339	水道材料使用承認業務	C	使用材料の承認業務については、小田原市の実施方法を適用するが、使用材料については合併時まで精査し統一を図る。	使用材料の承認業務については、小田原市の実施方法を適用し、材料承認審査委員会の審査機関を存続ものとするが、使用材料については、合併時まで精査し統一を図る。			
131340	入札時において水道業者に求める資格要件に関する事	C	管路工事において所管課が入札時に求める配管技術者の資格要件を、合併までに新たに定める。 このため、「小田原市上水道配管工事規程」は廃止する。	新たに定める資格要件として、指定する講習の受講を求めることで、配管技術者が施工条件に合った技能と知識を有していることを確認する。			
131342	水道施設防犯対策事業	C	小田原市の実施方法を基本に新市において新たに施設維持管理計画を策定し、防犯対策を構築する 機械警備については、小田原市の実施方法を適用する	防犯対策のうち機械警備については、実施水準の高い小田原市の実施方法を適用する ただし、施設維持管理計画の策定については合併前から準備を進め、合併後できるだけ早い時期に整備する 監視カメラ設置については、施設の重要度により設置箇所を検討する			

131343	水道原水にかかるクリプトスポリジウム等対策事業	C	水質管理については、現行の体制を継続するが、合併時に南足柄市の業務内容を一部変更する。 施設整備については、合併後、2年後までに事業を再編するが、クリプトスポリジウム等対策に伴う施設整備については、合併後計画的に事業を実施する。	検査内容及び水質管理方法については、両市に大きな差異は無いが、水質管理対策として、指針に基づき浄水の毎日採水及び2週間分の保管を行う。 施設整備については、合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、事業を再編する。ただし、クリプトスポリジウム等対策に伴う施設整備について			
--------	-------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(14) 教育部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
141101	学校教育振興基本計画等事務	C	両市とも、定められた年次に計画を策定するが、新市として合併する際は、首長が交代することとなるため、上位に位置づく教育大綱も新たに定めることとなる。これに伴い、学校教育振興基本計画も新たに策定することとする。	新市の首長が策定する教育大綱に合致した学校教育振興計画を策定する。			
141103	教育委員会運営事務	C	小田原市の実施水準を適用する。	教育委員会運営事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に則り、実施するものであり、両市の実施内や事務に差は考えられないことから、基本的に既存の実施水準を維持する。			
141105	放課後子ども教室推進事業	C	南足柄市では、子ども課において、運営委員会に委託する形で既に小学校全6校で実施しているが、小田原市では、直営により平成31年度末までに小学校全25校に拡充する計画としている。 他都市においても、子ども教室の運営内容は様々であり、事業実施の経過や地域性、協力団体、運営方針や実施方法も異なることから、新市においては、運営委員会方式又は直営で運営するなど、事業の運営方法を選択できるような仕組みづくりを行う。 スタッフの賃金単価については、現行の賃金水準に合わせて実施す法の趣旨に従い、小田原市の現行方式を適用する。	小田原市と南足柄市では、放課後子ども教室の実施方法が異なることをふまえ、実施方法の調整を図るとともに、新市の組織としては、放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室事業担当課が同じ課で実施することにより、両事業の連携によるメリットを活かしていく。			
141106	教育事務点検評価	C	総合教育会議は、首長が招集するものであり、新市の首長が教育委員会と協議のうえ、検討する項目や運営方法、新市の教育大綱等の策定について決定する。 総合教育会議の所管課は教育委員会(教育総務課)とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用を図るものとする、とされており、外部の専門家を起用している小田原の現行方式に従う。			
141107	総合教育会議	C	総合教育会議は、首長が招集するものであり、新市の首長が教育委員会と協議のうえ、検討する項目や運営方法、新市の教育大綱等の策定について決定する。 総合教育会議の所管課は教育委員会(教育総務課)とする。	教育大綱については、教育、学術、文化について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、首長と教育委員会とで協議を重ね、首長が策定するものであり、新市へ移行する際には新規に策定する必要がある。 教育現場の状況を十分に把握している教育委員会が中心となり、事務を精神科医、弁護士、臨床心理士、学識経験者、社会福祉士などの専門性の高い人材を配置するという法律の趣旨をふまえ、必要な組織体制を考			
141108	いじめ防止対策調査会	C	いじめ防止対策推進法に基づき、定められた専門職を配置している小田原市の水準とする。	片浦小学校については、小規模特認校として活性化した学校運営が出来ており、今後も継続していく。 児童生徒数が減少している小学校においては、小規模特認校の検討が必要だと思われるが、現在、特に検討している学校はない。			
141109	小規模特認校制度推進事業	C	小田原市の現状を維持していく。 将来的に小規模特認校の検討が必要な場合には、検討体制を整備する。	現状の2市の決算額の範囲内で事業実施する原則に従い、合併後の学校数(小学校31校、中学校14校、幼稚園11園)で配当する。 当面は、施設管理の現状を維持していく。			
141110	学校配当予算	C	配当予算の内訳や小学校、中学校、幼稚園の配分割合等を協議し、2市の決算額合計を小学校、中学校、幼稚園それぞれ同一基準で配当する。 現在は教育財産であり体育館及び校庭の開放を行っているが、今後の有効活用の検討については、企画政策課が行っている。教育委員会としては、活用方法が決定するまでは、最低限の施設管理を行っていく。	現状の2市の決算額の範囲内で事業実施する原則に従い、合併後の学校数(小学校31校、中学校14校、幼稚園11園)で配当する。 当面は、施設管理の現状を維持していく。			
141112	定時制高校教育振興事業	C	両市の負担額を一本化する。	両市ともに、同一の団体(県高等学校定通教育振興会、小田原地区高等学校定時制教育振興会)への支援であり、負担金や補助金を1本化することはできる。小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金は、定時制高校(小田原高校、小田原城北工業高校)への地区別通学者数の割合によっているため、同一基準で対応する。			
141113	人権教育に関する事務	C	現状を継続していく。	職員の人権教育については、部落解放同盟、全日本同和会、神奈川県地域人権運動連合会、神奈川人権センター、横浜国際人権センター等が主催する大会、研修会、講演会が充実しているため、これらへの参加を継続			
141114	学校規模適正化・学区編制事務	C	小田原市の現行水準に合わせる。	学区の考え方やルールについて市民等に説明を行うとともに、市境にある学校の学区について検討を行う必要がある。合併時期によって、いつから学区の変更を行うかの協議も必要となる。 新市に移行した場合、行政境に住んでいる児童・生徒の学区の取り扱いについて審議する必要があり、この審議会で検討を行う必要がある。			

141115	教育行政冊子作成事務	C	教育委員会の実施事業の紹介や統計をまとめた冊子「新市の教育」を年に1回発行し、教育行政施策の実施状況を周知する。	両市同一水準のため、両市の教育行政の実施状況を1冊に取りまとめ、広く周知する。			
141116	おだわらっ子の約束推進事業	C	合併後、1年程度で、保護者や市民等を交えた教育方針のすり合わせの中で、実施方法を再検討を行う。	小田原市教育大綱においても、家庭教育の重要性は明記しているところであり、今後の取組においても、家庭教育の充実は必須と考えられることから、新市の名称によっては、事業名を変更する必要があるが、市民や保護者などを巻き込み、家庭教育の重要性を再考し、より効果的な周知方法を探り、当初の趣旨を継承し実施していく。			
141119	小学校・中学校・幼稚園施設管理	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141120	校舎等耐震補強事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141121	学校施設開放事務	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設及び申請等担当課については、合併後調整する。			
141122	大規模改造事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141123	施設維持・修繕整備事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141124	施設管理委託事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141126	校舎等改築事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設の優先順位については、合併後調整する。			
141127	教育ネットワーク関連事務	C	合併時までは、互いのシステムを利用する。合併後3年を期限に、両市にて統一したシステム構築について検証し、導	現行の小田原市の教育ネットワークシステムが平成30年10月末日にて契約終了となることから、現在、後継機種の選定等について庁内にて検討中			
141128	学校施設中長期整備計画	C	事務手続き等について、新市に移行後、小田原市の例により統合する。	南足柄市が該当なかったため。			
141129	新電力導入事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、PPS業者の選定及び契約期間については、合併後調整する。			
141133	校庭園庭芝生再生化の推進	C	事務手続き等について、新市に移行後、小田原市の例により統合する。既に芝生化している学校、園の維持管理を継続して行うほか、新規に校庭園庭の芝生化を推進する。	南足柄市が該当なかったため。			
141135	近隣苦情対策	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、事故賠償弁済金の取り扱いについては、。妥当な方を採用する方法で調整する。			
141136	樹木の管理	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。			
141137	未来へつながる学校づくり推進事業委託事務	C	現状のままで両市の小・中学校、公立幼稚園を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141138	学校支援地域本部推進事業事務・地域学校支援事業	C	小田原市の例により事業を実施する。				
141139	教育ファーム推進事業事務	C	現状のままで、両市の小・中学校を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141140	学校運営協議会制度推進事業事務	C	市立全小中学校に学校運営協議会を設置する。定数及び報酬等については、小田原市の事務処理方法を適用するが、報酬が必要な委員数を見直して実施する。	特別職については報酬が必要と考える。報酬額については、同規模自治体と同程度の水準を確保するため、小田原市の現状を維持する。費用削減のために、報酬が必要となる委員数を見直す。			
141141	個別支援員・指導員、ステップアップサポーター配置事務	C	両市の決算の範囲内で小田原市の事業内容にあわせて実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141143	支援チームのメンバー派遣事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため事業規模を拡大する。	教育的配慮を要する児童生徒への対応は年々多様化・複雑化しており、対象となる児童生徒も増加している。また、インクルーシブ教育の推進においても、外部の専門家による指導・助言を受けることは学校にとっても必要不可欠であることから、出来る限り派遣回数担保する。			
141144	特別支援学級指導事務	C	現状のままで両市の小・中学校を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141146	個別の支援計画、教育計画の作成と活用事務	C	合併後、日程について担当者が協議する。	大きな調整の必要なし			

141147	新入学教育相談事務	C	就学相談については現状のまま実施。 就学支援委員会 / 教育支援委員会については、合併後名称について協議をする。 心理判定員の謝礼については、回数の増加が見込まれることから、小田原市の謝金額で実施。	両市の予算の範囲内で実施			
141148	特別支援教育相談事業事務	B	現状のまま両市の児童生徒を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			188
141149	就学支援委員会議事	C	小田原市にあわせて実施する。	対象となる幼児の数が多小田原市の状況に合わせる。			
141150	通級指導教室運営事務	B	小田原市の例で統合する。言語聴覚士への謝礼は両市の決算の範囲内	可能な範囲で事業を継続する。			
141151	通級指導教室相談員派遣事業事務	C	南足柄市の例により実施する。合併後は情緒障害指導教室は4教室となるため、最も入級児童数の多い教室に配置する。	南足柄市の決算の範囲内で出来る限り事業を継続する。			
141152	特別支援教育推進会議事務	C	小田原市の例に合わせて実施する。	両市の特別支援教育の取組の状況について、両市の関係者が理解を深め、よりよい取組としていくために、小田原市の例により実施する。			
141154	教育相談事務	C	小田原市の例により実施する。配置人員については現状を維持する。	可能な範囲で教育相談事業を継続する。			
141155	ハートカウンセラー相談員・スクールカウンセラー配置事務	C	両市の予算を併せた範囲内で実施する。 学校からの要望に応じた巡回相談の形にする。	可能な範囲で事業の継続を図る。			
141156	生徒指導員配置事務	C	小田原市の例により事業規模を拡大して実施する。	両市の生徒指導の一層の充実を図る。			
141158	教職員安全衛生推進事業事務	C	現状のまま実施	調整の必要なし			
141159	教職員の人事異動事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため、調整の必要なし			
141160	教職員の人事異動事務(臨任・非常勤・休職・療休)	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141161	教職員の服務の監督事務	C	現状のまま実施	調整の必要なし			
141162	教職員の表彰及び推薦事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141163	県費教職員の人事評価事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141164	叙位叙勲関係事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいがないため調整の必要がない。			
141165	県費教職員の公務災害事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいがないため調整の必要がない。			
141166	県費教職員の不祥事関係事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいがないため調整の必要がない。			
141167	勤務記録カード管理事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141168	電子伝子取付成事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141169	教員免許更新事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141170	教職員定期健康診断事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。(5町は対象外とする。)	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141171	教職員健康づくり業務委託事務(人間ドック助成等)	C	・健康診断に替わる人間ドック受診(35歳以上)、および、メンタルヘルスチェックシートの受診を助成する。事業は西湘地区教職員互助会に委託する。 ・メンタルヘルスチェックの受診助成については、両市の予算の範囲内で	出来る限り現状を維持する。			
141172	教職員研修会開催事務	C	両市の決算の範囲内で実施するが、講師の謝礼金については、基準の低い小田原市の謝金額とする。研修の内容や実施方法については、両市の学校の現状や課題を踏まえた上で、決定する。	可能な範囲で事業を継続すると共に、教職員研修の内容を見直し、事業全体の改善を図る。			
141173	教員海外研修視察派遣事業	C	廃止する。	教職員海外研修については、費用面や業務面においての教職員個人の負担も大きいことや、海外の教育事情を学び、市の学校教育に還元するという、事業開始当初の目的は概ね果たしたと考えるため。			
141174	高等学校等奨学金支給事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市在住の高校生等の対象を(現南足柄市分を含め)拡大する。			
141175	教育相談指導学級運営事務	C	両市併せて3教室を設置する。 市費の職員としては、非常勤特別職員として教育相談員3名、心理相談員1名を配置する。臨時的任用職員として教育相談指導学級指導員を	合併後は新市の規模(面積)が拡大し、不登校児童生徒の通級の負担を考えると、3教室を維持していくことが望ましい。			
141176	不登校生徒相談事務	C	両市の決算の範囲内で、小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。人数の確保を図る。			

141177	校内支援室指導員・学校支援員配置事務	B	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市内校内支援室指導員の時給、勤務時間に合わせて配置する。	可能な範囲での事業の継続を図る。			189
141178	登校支援担当者会議・生徒指導不登校連絡会議運営事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で実施する。			
141179	共同研究事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141180	全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141181	体力・運動能力向上推進事業事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			190
141182	教育研究所運営事業	C	教育研究所長1名を常勤とし、常勤の職員を教育研究所長1名と指導主事2名の体制とする。研修相談員3名配置する。	教育研究所長を常勤とすることにより、教育研究所事業の充実を図る。また、いわゆる団塊の世代の教職員の退職等により、経験の浅い教職員の割合が年々高まっているが、年齢構成のアンバランスさ等によりOJTによる人材育成は難しくなっている。経験の豊富な研修相談員を増員し、アウトリーチによる研修等を増やし、教職員の資質・指導力の向上を図る。			
141183	パワーアップ研修事業	C	小田原市の教員と併せて、南足柄市の教員に実施する。	教員の指導力向上を図るために、可能な範囲で継続実施する。			
141184	教職員研修事務	C	両市の事業を併せて、教職員の研修に係る講師謝礼、消耗品費、旅費を市が直接執行する。両市の決算額の範囲内で実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141185	県教育研究所連盟分担金支出事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141186	全国学力・学習状況調査に係る事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141187	日本語指導等協力者派遣事業	C	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市の条件等で実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			191
141188	学校司書配置事業	C	両市の決算額の範囲内で実施する。特別職ではなく、臨時的任用職員として配置する。	可能な範囲で事業の継続を図る。学校司書については直接雇用が望ましいため。			
141189	市推薦研究事業業務委託事務	C	小田原市の例により実施するが、対象となる学校数が増えることから、事業規模を拡大する。	教職員の資質や指導力の向上は、児童生徒の学力や体力の向上に直結するものであり、様々な教育的な課題の解消にもつながるものであるため、事業規模を拡大する。			
141190	校内研究に係る学校訪問指導事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141191	外国語指導助手配置事務	C	中学校に非常勤特別職のALT3名を配置する。ALT1人あたり月20日程度、中学校1校あたり年間平均46日程度の訪問とする。なお、小学校においては業務委託で配置する。小学校1校あたり平均36日程度配置する。	直接雇用するALTには、教職員が直接指示をできたり、チームティーチングの授業形態をとることが可能になり、外国語教育のより一層の充実が期待できる。しかし、適切な人材の確保や労務管理等の諸手続きの煩雑さから、合併時9名全てのALTを非常勤特別職職員として雇用することは難しい。様々な場面でやり取りが必要となる直接雇用のALTは、英語で意思疎通が図れる英語科教員のいる中学校に配置する。小学校には業務			
141192	人権教育移動教室・人権教育研修会開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			
141193	いじめ問題対策事務	C	合併後、協議により出席者を決定する。委員への謝礼等については、合併した新市の謝金規定等をふまえ、予算の範囲内で決定する。	現状では出席者について決定はできない。			
141194	学校防災アドバイザーの派遣事務	C	小田原市の例により実施するが、対象校が増えるため、事業規模を拡大する。	学校の防災管理、防災教育については、各校、地域の実態に応じて取り組んでいく必要があるため。			192
141195	防災教育用パンフレット作成事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため、事業を拡大する。	地域性を考慮しても防災教育の充実は今後も必要であることから、現在の配付状況を南足柄市にも拡大する。			193
141196	学校防災対策事務	C	南足柄市の例により実施する。	教職員の安全教育に関する専門性の向上を図るため。			
141197	防犯対策事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141199	合同事故防止会議開催事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141200	私立幼稚園検診等補助事業	B	小田原市が実施している補助内容及び金額を踏襲する。	子ども子育て支援新制度に移行した園については、別途補助金が支給されることとなるが、旧制度のままの園に対しては、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。			
141201	私立幼稚園就園奨励費補助金事務	B	国が行っている就園奨励費等補助金に基づき、市内に在住し、私立幼稚園に通園している園児の保護者に対して補助を行う。補助金額は国が示している	厳しい財政状況を踏まえ、市単独の上乗せ補助はせず、国庫補助対象金額を補助する。			
141202	特別支援学級合宿委託事務	C	小田原市の予算の範囲内で実施する。対象となる児童生徒数が増加することから、実施学年を検討する。	可能な範囲で事業を継続する。			

141203	特別支援教育設備整備 関連事務	C	小田原市の例によるが、対象校が増えることから、事業規模を拡大して実施していく。各校の特別支援学級で使用する備品について、各校の要望を把握し、予算の範囲内で、必要性の高いものから購入していく。	学校の配当予算の中では、十分に対応できない特別支援学級の備品を市として購入することで、特別支援級の運営の充実を図るため。			
141204	学齡簿管理事務	C	小田原市を例に統合する方向で調整する。住民基本台帳と連動しているシステムを利用しているため、担当課との調整を行う。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しているもので、基本的には自治体間の差異はないため。			
141205	学校の指定事務(就学 通知書発行事務)	C	小田原市の例により統合する方向で就学通知の発送時期等調整をしていく。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しており、基本的に自治体間の相違がない。			
141206	学区外就学事務(区域 外就学・指定変更)	B	全体的に見直しを図る。	学区制度の弾力化という文科省の方針から10年以上を経て、弾力化したことによる問題点も出てきている。両市の統合を機会に、他市も参考にし、一方、学校長の意見も踏まえ、学区審議会に諮ったうえで、指定変更制度			
141207	転入事務	C	小田原市の例により統合できるよう調整する。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しており、基本的事項において自治体間での差異はない。			
141208	学業式・学園式関連事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141209	県下16市連絡協議会関 連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141210	教育研究委託事務	C	平成28年度で廃止				
141211	教職員修学旅行・遠足 等拝観料支給事務	C	小田原市を例に統合する方向で調整する。(支給方法が異なっている部分について調整。)	南足柄市は中学校の支出がないが、かかる経費についてどう対応しているのか確認調整した上で、小田原市を例に統合していく。			
141212	諸負担金支給事務	C	小田原市を例に統合する。	協議会で負担金の交付基準、金額等の決定を行い、事務手続を整える。			
141213	教科書採択事務	C	小田原市の例により実施する。	小田原市は単独で採択しており、新市となった場合も同様に実施可能であるため。			
141214	教科書給与事務	C	小田原市を例に統合する。	義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律に基づき実施しており自治体間で差異はない。			
141215	教師用教科書及び指導 書購入事務	C	予算の範囲において小田原市を例に統合する方向で調整。	南足柄市より小田原市の方が教師用指導書の配布が充実している。基本的には小田原市の例を参考にしつつ、他市状況や予算の範囲において調			
141216	就学援助事務(要保護・ 準要保護)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	基本的な事項に大きな差異がないので事務手続きの影響は少ないと考えるため。(ただし、小田原市が当該年度の生活保護基準を採用しているのに対し、南足柄市は25年度の生活保護基準を採用していること等調整が			
141217	特別支援教育就学奨励 費事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国庫補助対象事業であり、基本的な事項において差異はない。			
141218	児童生徒付添交通費補 助金事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市には制度がないので、南足柄市に対象者がいた場合にはサービス拡大となる。			
141219	遠距離通学費補助金事 務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地区に対象を定めているのではなく、遠距離の範囲を定め、一律の方針で補助をする。			
141220	中学校の統合に伴う通 学費補助金事務	C	小田原市の片浦中学校の統合に伴う通学費補助金については、現行のとおり実施する。南足柄市の通学費補助については廃止する。	両市ともに学校統合に伴う通学費補助であるが、南足柄市については、いつまで補助するか期限がないため、両市の統合の際に廃止する。要件を満たす者は、小田原市の遠距離通学費補助金を適用する。			
141221	少人数指導スタッフ配置 事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童数が増加することから、事業を拡大して実施する。	よりきめ細やかな学習指導を実施していくために、合併後も少人数指導の充実を図る。			194
141222	スタディ・サポート・ス タッフ配置事務	C	小田原市の予算の範囲内で実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			195
141223	おだわらっ子ドリームシ アター開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			196
141224	園芸・美術展開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			
141225	音楽会開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			
141226	科学展開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141227	小学校体育大会開催事 務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			
141228	尊徳学習推進事務	C	小田原市の例によるが、対象校数が増加することから事業規模を拡大して実施する。	郷土の偉人について学習することは、学習指導要領でも規定されていることから、市の事業として取り組むことは、児童の学習の機会を保障する意味で必要なことと考える。			197
141229	おだわらの自然活用講 座開催事務	C	小田原市の例により実施する。開催場所等については、新市全体の自然環境を鑑みて決定する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			198
141230	副読本制作事務	C	両市の決算の範囲内で、新しい副読本を制作する。小学校3年生には、社会科の副読本を配付する。その内容は、合併後に検討する。中学校の社会科副読本、理科副読本については、合併後に発行するかどうか、発行する場合は、その内容や配付対象について検討する。いずれにせよ、新しい副読本の編集から発行までは合併後3・4年を目安とする。それまでは両市の児童生徒については、旧副読本を使用すること	新市となった場合は、児童生徒が共通して活用することができる副読本が必要と考える。			

141231	免許教科外教科教員配置事務	C	小田原市の例により実施する。小田原市の決算の範囲内で実施する。	生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。			
141232	新学習指導要領対応非常勤講師・武道指導非常勤講師配置事務	C	小田原市の例により実施する。小田原市の予算の範囲内で実施する。	生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。			199
141233	部活動地域指導者活用事務	C	両市の決算の範囲内で、南足柄市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。指導者に対しての1回あたりの謝金を他の自治体の水準と同程度とする。			
141234	市中学校体育連盟補助金事務	C	手続きについて、小田原市を例に統合する。	小田原市の例による事務手続きに統合して実施する。			
141235	各種大会参加費補助金事務(体育部・文化部)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	経費を削減する。(南足柄市は基本全額負担で、予算額を超える場合は、補正予算対応をしているが、小田原市の事務処理方式を適用し、補正予算対応をしない。)			
141236	部活動協会等登録料補助事務	C	廃止する。	小田原市の「中学校体育連盟補助金」(141234)に統合する。			
141237	介助教諭等配置事務	B	予算の範囲内で、各幼稚園からの人員要望書を精査し配置を決定する。	その年によって介助を要する園児数は変わるため、状況を見極めたくうえで配置をしていくことが望ましい。			
141238	発達障害児等保育支援事業運営事務	B	小田原市が実施している方法を継続し、支援を要する対象園児の様子を把握したうえで、普段接している幼稚園教諭に対し、その園児への望ましい支援のあり方、対応等に関する指導・助言をしてもらう。	発達障害等で集団行動が困難な子どもが増加しており、その対応をしていくことは園運営を安定させるためにも必要である。			
141240	幼稚園教育・家庭教育講演会開催事務	C	小田原市の例により、講演会を開催する。	幼稚園教諭の資質向上のため、外部講師を招聘し幼児教育に関する講演会を開催する。			
141241	諸負担金支給事務	C	会計処理については、合併後の会計事務処理方法に基づき行う。	加入団体からの請求に戻付き支払い事務を行う。			
141242	幼稚園保育料、入園料徴収事務	B	原則、小田原市保育課が所管する保育料徴収システムを利用した口座引き落としによる徴収を行う。特別な理由により、口座引き落としができない場合は、納付書発行による徴収とする。	小田原市保育課が所管する保育料徴収システムを利用した口座引き落としによる徴収を行う。			
141243	幼稚園延長保育料徴収事務・幼稚園預かり保育事業運営補助事業	B	「延長保育」は、小田原市私立幼稚園協会と調整しながら実施園を決めてきた経緯があるため、現在実施している酒匂幼稚園、下中幼稚園のみで実施する。 「市立幼稚園預かり保育事業運営補助金」は、南足柄市のみで実施(交付)しており、小田原市はもとより、類似団体においても未実施(未交付)	園長保育については、小田原市の例により継続し、預かり保育事業運営補助金は、他市においても未実施(未交付)のため、廃止とする。			
141244	公立幼稚園のあり方検討事務	B	小田原市、南足柄市の両市にまたがり検討をしていく。	各市で抱える問題は異なっている。合併により生じる新たな問題を含め、課題を捉えなおす。			
141245	園長会関係事務	C	公立幼稚園11園の園長で構成し、幼稚園に関する研究や情報交換等を行う。	幼稚園と保育園は分けて園長会を開催する。			
141246	幼稚園実技研修等関係事務	C	小田原市、南足柄市の研修を統合する形で研修会は継続する。	指導力向上のために、定期的な講習会を開催する。			
141247	幼稚園各種協議会関係事務	C	現在加盟している協議会・研究会に継続して加盟する。	公立幼稚園の各種協会に加盟し、それぞれの会議に出席し、他園との情報交換を図ることにより、資質の向上を図る。			
141249	幼稚園問題検討委員会関係事務	B	廃止	両市とも実質的な動きは行っていないため、本事業は廃止する。			
141250	次世代育成関係事務(教育環境整備事務)	B	両市の子育て支援課所管の次世代育成支援対策行動計画に基づき、事業を推進していく。	基となる行動計画の内容に応じ対応する。			
141251	幼・保・小・中連携事業	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			
141252	学校評議員制度運営事務	C	小田原市の例により実施するが、将来的には141140学校運営協議会制度に統合していく。	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映できるようにするため。			
141253	「学校教育基本方針(基本計画)」策定事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141254	学校事務システム	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141255	教育研究会運営支援事務	C	小田原市の例により、両市の決算の範囲内で主に中学校を対象に実施する。	両市の決算の範囲内で実施する。補助金ゼロベースで見直しをはかる。			
141256	教科教育に関する指導事務	C	基本的には学習指導要領に沿った教科教育の円滑な実施についての情報提供や指導・助言実施する。新学習指導要領の内容について、教職員の理解が深まるよう、研修会や学校訪問を実施する。新市での研修会や学校訪問の具体については、合併後1年以内に決定する。それまでは合併前の市の内容でそれぞれ実施する。	小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から新学習指導要領が全面实施となるため、教職員の研修等については、新たに構築する必要があるため。			

141257	指導要録・通知表(票)に関する事務	C	指導要録については、両市に大きな違いはないが、合併前に確認し様式を統一する。通知表(票)は、学校の判断により作成するものであるが、合併前に様式を検討し、学校へ例示する必要がある。またそれぞれの作成にあたっては、新市の校務支援システムの導入に状況に応じて実施す	両市とも校務支援システムを使用して指導要録、通知表(票)を作成しているため。		
141258	学校評価に関する事務	C	南足柄市の例により実施する。	4月当初の計画と年度末評価の間は、学校の必要に応じて適宜実施すればよい。		
141259	小規模特認校に関する事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。		
141260	教育制度に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市とも2学期制としているため。		
141261	進路指導に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。		
141262	環境教育に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。		
141263	良育の推進に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。		
141264	体験学習・キャリア教育に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。		
141265	教育実習に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。		
141266	情報発信に関する事務	C	現状のまま実施するが、南足柄市の子供の通信 誌については休止す	両市の実施方法に違いがないため、調整の必要がない。		
141267	児童生徒指導に関する事務	C	小田原市の例により実施する。	生徒指導に関することについて、関係機関との連携の強化を図るため		
141268	横溝千鶴子記念表彰事業	B	南足柄市の単独事業のため、南足柄市の水準で継続する。	もともと個人表彰の対象者に小田原市在住者も含まれているので、そのまま継続してもあまり支障がないと思われる。		
141269	横溝千鶴子記念奨学金事業	B	南足柄市の実施要領を適用する。	南足柄市の単独事業であり、対象に一部小田原市が含まれるため、現在の内容を維持する。		
142101	就学時健康診断・精密検査等	C	小田原市の水準に合わせ実施する。	・就学時健康診断を学校及び公共施設で行う。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・精密検査は同委託業者により実施し、更に、専門医による判定会を実施	200	
142102	学校医に関する事業	C	南足柄市の水準事業に合わせる。	学校保健安全法に基づき設置しており、事務の手続きについては差異が少ないため統合し継続観察を行わない。		
142103	性教育講演会	C	事業費用内(講師料調整)で全ての中学校で実施	小田原市としては性に関する情報が氾濫し、また、若年の望まれない妊娠も実態としてあることから、今後も必要性があると考え、新市に引き		
142104	よい歯の学校ならびに歯の衛生に関する図画ポスター及び歯科啓発	C	南足柄市では審査会まで同様で表彰式は行っていないことから、表彰式統合できるか調整する。	審査員謝礼を調整するなどし、事業費の範囲内で行う。		
142105	学校災害給付事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	自治体間で事務的処理の差異は少ない。スポーツ振興センターの掛け金は決まっている。学校災害賠償補償の水準は小田原市に合わせる。		
142106	学校給食展事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	開催方法を検討し、規模を縮小して実施する。(他の食育事業に統合す		
142107	食育啓発事業・親子料理教室	C	小田原市の事務処理方式を採用する(開催内容の継続的な検討)	地域ならではの学校給食メニューや食育の取り組みについて小中学生の親子に対して普及を図る。回数や場所を検討して開催していく。小田原で1回南足柄で1回 等。		
142108	食育啓発事業(食に関する指導・食育講演会・お弁当レシコンテスト)	C	小田原市の事務処理方式を採用する	食に関する指導については、両市ともに実施内容に差はないため、言通りとする。そのほか講演会等の啓発事業は、内容の見直しを図る		
142109	栄養士研究事業	C	開催内容にそれほどの差異はないため、小田原市の事務処理方式を採用する	小田原で進めてきた栄養士間の研究や情報共有を引き続き実施してい		
142113	学校給食会関係事業	C	小田原市の事務処理方式を基礎に事業内容の調整を図り統合する	保存食分の補助の廃止など事業内容や運用方法を調整する		
142117	学校給食に係る臨時職員(栄養士・調理員・受け入れ作業員)業務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	両市ともに大まかな事務の流れに違いはないため方針案を1案とする。		
142118	施設設備の管理業務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	両市ともに、施設設備の管理についての基本的な業務内容には大きな違いはないと思われる。運用については細かい調整を要する。		
142119	給食調理業務委託事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	委託期間や業務仕様書など細かい調整は今後必要であるが、業務内容は、両市ともに大きな違いはないと思われる。		
142120	給食関係者研修、研究事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	学校給食栄養基準では、従事者の研修等がうたわれているため、小田原で進めてきた栄養士間の研究や情報共有を引き続き実施していく。給食会への補助金減額経費市費支出で調整する		
142121	衛生管理事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	通常の細菌検査については法定検査のため両市の実施方法に違いはない。ノロウイルス検査の対応について調整を要する		
142122	学校給食栄養管理事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場は小田原のみの実施となるため、現行通りとする		

142124	食材検査事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	万全の体制で学校給食を実施するため、項目の多い小田原方式を採用し、実施回数や品数等については違いはあるものの事務の流れに大きな違いはないため調整を要する。		
142125	施設設備の修繕・改修に関すること	C	小田原市の事務処理方式を採用する。(南足柄市も同様の事務処理方式)	両市ともに、施設設備の整備、備品の購入など修繕・改修についての基本的な業務内容には大きな違いはないと思われる。運用については細か		
142127	共同調理場運営事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場を有するのは小田原市のみのため、現行通りとする		
142131	給食配送業務委託事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場は小田原市のみの実施のため現行通りとする		
142132	児童生徒等の健康診断事業	C	南足柄市の水準に合わせる。	両市ともに法的に進めているので自治会間の差異は少ない。新市に引き継ぐ時に学校保健安全法に基づいて実施する。		201
142135	扶助事業	C	小田原方式で眼鏡購入援助事業の金額を見直す。	眼鏡購入援助事業の限度額が現在18,000円だが、今後生活保護の支給基準に準ずる。 (参考) 医療費については平成28年10月から小田原市の小児医療制度が中学校3年生まで拡大されたことから該当はなくなるが、南足柄市は4年生まで小児医療制度を使用していることから、それ以降の学年は該当する。		
142142	学校安全対策事業	C	小田原市の水準に合わせる	児童を巻き込む交通事故の多発により、文部科学省、国土交通省、警察庁と協力し「通学路の交通安全の確保に向けた取組」を行うよう依頼があり、更に通学路の交通安全プログラムより取り組む指示があった。		
142145	児童生徒の健康診断事業	C	小田原市の水準に合わせる。	小田原市における過去からの統計データを維持する。		
142147	学校保健会事業	C	南足柄市と同様の目的及び組織構成であり統合する。	関係団体や足柄上郡他町からの組織離脱・補助金額等、本事業内容等の調整を行う。		
142151	子供救済計画策定推進	C	新市に引き継ぐ	両市の事務の差異が少ない		

(15) 議会部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
151101	政務活動費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の政務活動費の水準に差異はあるが、合併後の市議会での具体的な協議において調整可能な内容である。事業の継続性を踏まえ、小田原市の事務処理方式を基準としながら合併時までに調整していく。			
151102	議会図書室管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の市の事務所の位置が小田原市になった場合			
151103	議員研修事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市の研修内容を取り入れる。	議員研修事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151104	勉強会開催事務	C	事務事業番号151103議員研修事務に統括	151103に、市政に係る重要案件等の説明が含まれていることから、包含する方式を適用する。			
151105	各種議長会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市制の継続に変更はないので、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151106	議員懇話会・親睦会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	親睦会事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151107	議員福利厚生費補助金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象が限定されており、現行のまま新市に引き継ぐもの。			
151108	議員報酬事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151109	期末手当事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151110	費用弁償事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151111	議員共済会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支払事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151112	各会派代表者会議	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	運営方法等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			

151113	各種表彰事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	各種表彰事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。		
151114	各種届出、推薦事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	各種届出事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151115	外部団体等との交流事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	交流事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。		
151116	公印管理事務	C	合併後の市の名称での公印を保管・管理する。	合併後の市の名称の協議結果を受けての調整となる。		
151117	交際費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支出事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151118	議場・議会関係各室維持管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の市の事務所の位置が小田原市になった場合		
151119	議長車管理事務	C	両市の議長車を合併後の市に引き継ぐ	合併後の市において議長車管理事務を円滑に行うためには上記取扱いが適当である。		
151120	議決証明事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議決証明事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151121	庁内放送事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	庁内放送事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。		
151122	議長・副議長日程管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議長・副議長日程管理事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151123	議長随行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議長随行事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151124	祝辞作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	祝辞作成事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151125	旅費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	旅費事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151126	議員の身分に係る事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議員の身分に係る事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151127	正副議長改選に伴う事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	正副議長改選に伴う事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151128	防災・危機管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	防災・危機管理事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。		
151130	ペーパーレス議会システム事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	南足柄市のみ存在する事務事業であるが、情報共有やペーパーレス化による市職員の事務負担の軽減により、新市にも引き継ぐのが効果的と思		
151131	本会議等運営業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。移行が容易に対応できるよう、より大きな議場を持つ小田原市の施設を使用するとともに、現状その市の施設で運用している方法で対応する。		
151132	会議録作成業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151133	傍聴関係業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151134	請願・陳情・要望事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151136	常任委員会運営業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151137	議会運営委員会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151138	予算特別委員会及び決算特別委員会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151139	全員協議会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151141	条例規則等の編集事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	2市の事務事業の内容はほぼ同一であるものの、新市の議場が小田原市になった場合		
151142	インターネット中継事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151143	ケーブルテレビ録画放映事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151144	市議会だより発行事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市と同様に自治会が主産配布することは実際問題として困難である		
151145	議会報告会事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務が削減できる方法を適用する。		
151146	行政視察受入れに関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151147	市議会概要等作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合		
151148	町直及び町村の収束事務	C	現行のまま存続。	2市の事務事業の内容が同一であるため、現行のまま新市へ引き継ぐ。		